

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2024年4月1日
(第134期)	至	2025年3月31日

飯野海運株式会社

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1	主要な経営指標等の推移	1
2	沿革	3
3	事業の内容	4
4	関係会社の状況	5
5	従業員の状況	8

第2 事業の状況

1	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	10
2	サステナビリティに関する考え方及び取組	13
3	事業等のリスク	18
4	経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	22
5	重要な契約等	24
6	研究開発活動	24

第3 設備の状況

1	設備投資等の概要	25
2	主要な設備の状況	26
3	設備の新設、除却等の計画	27

第4 提出会社の状況

1	株式等の状況	
(1)	株式の総数等	28
(2)	新株予約権等の状況	28
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	28
(4)	発行済株式総数、資本金等の推移	28
(5)	所有者別状況	29
(6)	大株主の状況	29
(7)	議決権の状況	31
2	自己株式の取得等の状況	32
3	配当政策	33
4	コーポレート・ガバナンスの状況等	34

第5 経理の状況

1	連結財務諸表等	
(1)	連結財務諸表	68
(2)	その他	107
2	財務諸表等	
(1)	財務諸表	108
(2)	主な資産及び負債の内容	125
(3)	その他	125

第6 提出会社の株式事務の概要

第7 提出会社の参考情報

1	提出会社の親会社等の情報	127
2	その他の参考情報	127

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[監査報告書]

[確認書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月25日
【事業年度】	第134期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
【会社名】	飯野海運株式会社
【英訳名】	IINO KAIUN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 大 谷 祐 介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【電話番号】	03 (6273) 3208
【事務連絡者氏名】	経理部長 児 嶋 浩 然
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【電話番号】	03 (6273) 3208
【事務連絡者氏名】	経理部長 児 嶋 浩 然
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第130期	第131期	第132期	第133期	第134期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	88,916	104,100	141,324	137,950	141,866
経常利益 (百万円)	6,810	9,431	20,858	21,800	17,368
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	7,655	12,526	23,378	19,745	18,367
包括利益 (百万円)	7,782	14,460	25,522	28,243	19,463
純資産額 (百万円)	79,835	91,333	110,587	132,126	145,645
総資産額 (百万円)	245,611	247,130	265,453	293,228	306,431
1株当たり純資産額 (円)	753.55	863.00	1,044.95	1,248.25	1,375.24
1株当たり当期純利益 (円)	72.35	118.39	220.96	186.61	173.60
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	32.5	36.9	41.6	45.0	47.5
自己資本利益率 (%)	10.0	14.6	23.3	16.3	13.2
株価収益率 (倍)	7.33	6.98	4.54	6.57	5.74
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	19,282	15,782	35,268	29,448	30,729
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△22,991	△3,115	△18,488	△22,007	△30,786
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,894	△14,824	△13,246	△3,871	△8,325
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	13,301	11,654	15,521	19,853	11,593
従業員数 (名)	659	644	669	680	698
〔外・平均臨時雇用者数〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第131期の期首から適用しており、第131期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3 特別修繕引当金の計上基準については、従来、定期検査費用のみを対象とする方法によっておりましたが、第133期より原則として中間検査費用も対象とする方針に変更したため、第132期については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

なお、第131期以前に係る累積的影響額については、第132期の期首の純資産額に反映させております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第130期	第131期	第132期	第133期	第134期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (百万円)	80,034	93,694	130,833	127,192	131,184
経常利益 (百万円)	7,081	10,789	21,447	25,896	19,130
当期純利益 (百万円)	7,244	10,328	21,220	24,361	18,652
資本金 (百万円)	13,092	13,092	13,092	13,092	13,092
発行済株式総数 (株)	108,900,000	108,900,000	108,900,000	108,900,000	108,900,000
純資産額 (百万円)	67,835	75,766	92,057	115,299	127,472
総資産額 (百万円)	169,726	173,975	187,930	201,811	228,116
1株当たり純資産額 (円)	641.13	716.09	870.07	1,089.74	1,204.81
1株当たり配当額 (円)	22.00	36.00	65.00	56.00	58.00
(内1株当たり中間配当額)	(6.00)	(11.00)	(27.00)	(25.00)	(25.00)
1株当たり当期純利益 (円)	68.47	97.62	200.56	230.24	176.29
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	40.0	43.5	49.0	57.1	55.9
自己資本利益率 (%)	11.3	14.4	25.3	23.5	15.4
株価収益率 (倍)	7.74	8.46	5.01	5.33	5.66
配当性向 (%)	32.1	36.9	32.4	24.3	32.9
従業員数 (名)	166	169	183	196	211
株主総利回り (%)	178.1	285.2	363.5	453.2	398.1
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(142.1)	(145.0)	(153.4)	(216.8)	(213.4)
最高株価 (円)	620	943	1,166	1,384	1,408
最低株価 (円)	289	504	634	786	996

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第131期の期首から適用しており、第131期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

4 第134期の1株当たり配当額のうち、期末配当33円については、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。また、当該期末配当には特別配当5円が含まれております。

2 【沿革】

1899年7月	飯野商会として発足。
1918年12月	飯野商事株式会社を設立。
1922年4月	飯野汽船株式会社を設立、飯野商事株式会社請負の海上輸送を分離継承。
1929年2月	当社最初のタンカー第一鷹取丸(1,266重量トン)竣工。
1931年8月	本格的な外航タンカー富士山丸(初代13,586重量トン・18ノット)竣工。
1941年3月	飯野商事株式会社を飯野海運産業株式会社に商号変更し、さらに飯野汽船株式会社と合併。
1942年4月	船舶運営会による我が国全船舶の国家使用・船員徴用が決定され、当社も指定を受ける。
1944年4月	飯野海運産業株式会社を飯野海運株式会社と改称。
1949年5月	東京証券取引所に上場。なお、1952年10月迄に順次大阪証券取引所他6証券取引所に上場した。
1950年4月	船舶運営会廃止、当社完全自営に復帰。
1955年8月	千代田土地建物を買取り。
1960年6月	千代田土地建物を飯野不動産株式会社と社名変更。
1960年10月	飯野ビルディング完成にともない東京都千代田区内幸町二丁目1番1号に本社移転。
1964年3月	海運集約に際し、定航部門を分離して新たに設立した飯野汽船株式会社に譲渡し、これと川崎汽船株式会社とが合併した。
1974年3月	イイノマリナーサービス株式会社を設立。船舶管理業務を行う。
1979年12月	泰邦商事株式会社を設立。仲立業及び舶用品販売業務を行う。
1986年12月	有償第三者割当増資を実施し資本金78億円となる。
1990年3月	有償株主割当増資を実施し資本金107億円となる。
1997年6月	株式会社イイノ・メディアプロを設立。貸フォトスタジオ「イイノ・広尾スタジオ」の運営。
1997年10月	飯野不動産株式会社と合併。
1999年10月	泰邦商事株式会社をイイノエンタープライズ株式会社と改称。
2002年4月	貸フォトスタジオ「イイノ・南青山スタジオ」竣工。
2003年9月	当社グループが運航管理を行う大型LNG船SK SUNRISE(68,415重量トン)竣工。
2004年4月	営業活動の拡大を目的に、ロンドンに現地法人IINO UK LTD.を設立。
2004年12月	公募増資と有償第三者割当増資を実施し資本金130億円となる。
2006年10月	IINO SINGAPORE PTE. LTD. (2002年3月設立)にて運航業務開始。
2007年4月	小型ガスタンカー部門をイイノガストラנסポート株式会社に分社。
2007年11月	飯野ビルディング建替え計画に伴い本社事務所移転。
2011年10月	飯野ビルディング開業。本社事務所を飯野ビルディングに移転。
2011年11月	本社オフィスが日本初の「LEEDプラチナ認証」を取得。
2014年9月	米国ヒューストン事務所開設。
2016年3月	飯野ビルディングが東京都環境確保条例における「優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所)」に認定。(2021年3月再取得)
2019年9月	上海駐在員事務所開設。
2019年12月	メタノールを燃料として使用可能な二元燃料主機関を搭載したメタノール船CREOLE SUN(49,760重量トン)竣工。
2020年3月	英国ロンドンのオフィスビル「BRACON HOUSE」を取得。 SOxスクラバー搭載のオイルタンカー富士山丸(五代目 312,499重量トン)竣工。
2021年3月	資金使途を環境改善効果のある事業(グリーンプロジェクト)に限定したグリーンボンドを発行(発行総額50億円)。
2021年8月	営業活動の拡大を目的に、ドバイに現地法人IINO LINES GULF DMCCを設立。
2022年2月	LPGを燃料として使用可能な二元燃料主機関を搭載した大型ガス船CALLUNA GAS(49,943重量トン)竣工。
2022年10月	米国 オレゴン州 ポートランド市における再開発事業「Press Block プロジェクト」へ参画。 国連グローバル・コンパクトに賛同。
2022年12月	米国 テキサス州 ダラス近郊における木造7階建て ESG配慮型オフィスの開発に参画。
2024年2月	米国船級協会 American Bureau of Shipping (ABS) によるアンモニア燃料船化の基礎認証を受けて設計・建造された世界初のアンモニア運搬船GAS INNOVATOR(17,945重量トン)竣工。
2024年3月	英国ロンドンのオフィスビル「111 STRAND」を取得。
2024年11月	大型ガス船OCEANUS AURORAに、当社初となる風力推進補助装置(ローターセイル)を搭載。

3【事業の内容】

当社グループは、提出会社（飯野海運株式会社、以下当社という。）のほか連結対象子会社67社、持分法適用会社8社及び連結対象外の関係会社9社（2025年3月31日現在）で構成され、外航海運業、内航・近海海運業及び不動産業の3事業を行っております。各事業における当社及び関係会社の位置付けなどは次の通りであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

（外航海運業）

船舶の運航、貸渡、用船、管理、海運仲立業及び代理店業を行っております。

主な関係会社

（船舶の貸渡）	AZALEA TRANSPORT S. A.
（船舶の管理）	イイノマリンスービス(株)
（海運仲立業）	イイノエンタープライズ(株)

（内航・近海海運業）

船舶の運航、貸渡及び管理を行っております。

主な関係会社

（船舶の運航、貸渡及び管理）	イイノガストランスポート(株)
----------------	-----------------

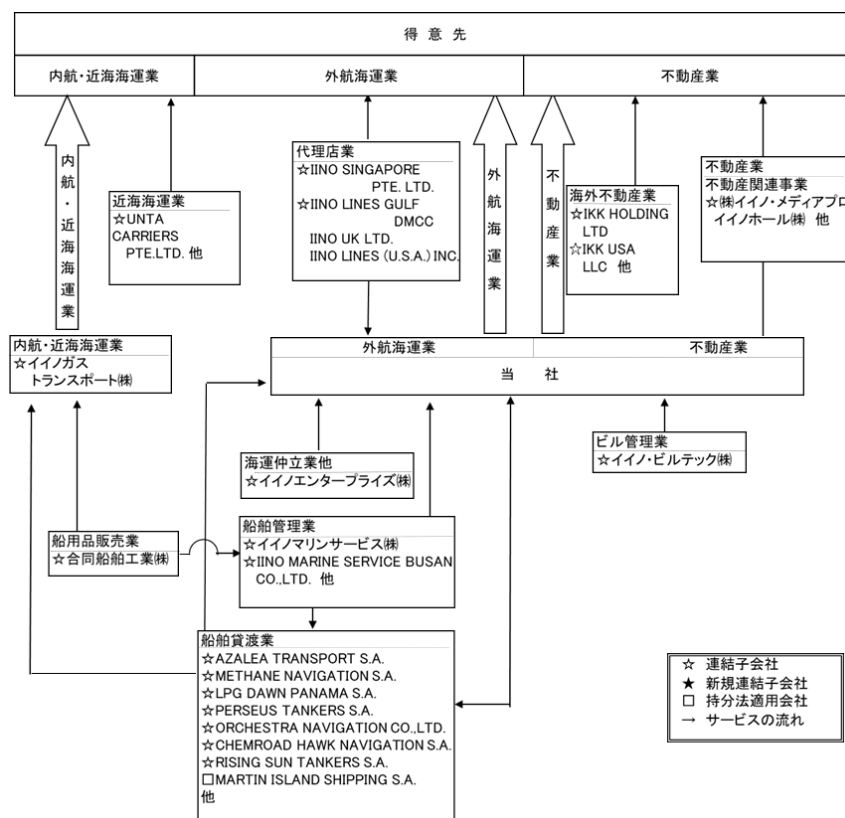
（不動産業）

ビルの賃貸、管理及び不動産関連事業を行っております。

主な関係会社

（ビルの管理）	イイノ・ビルテック(株)
（不動産関連事業）	(株)イイノ・メディアプロ
（海外不動産業）	IKK HOLDING LTD

事業の系統図は、次の通りです。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%) (注2)	関係内容		
					役員の兼任 (人数)	資金の 援助	営業上の取引、 設備の賃貸借
(連結子会社)							
イイノガストランスポート株式会社	神戸市中央区	99	内航・近海 海運業	100.00	1名	—	—
イイノエンタープライズ株式会社	千代田区	50	外航海運業	100.00	1名	—	当社扱い船の燃料等の手配 代行をしております。
イイノマリンサービス株式会社	千代田区	10	外航海運業	100.00	2名	—	当社支配船腹の管理を主に しております。
株式会社イイノ・メディアプロ	渋谷区	50	不動産業	100.00	1名	—	当社貸スタジオを賃借し、 運営しております。
イイノ・ビルテック株式会社	千代田区	40	不動産業	100.00	1名	—	当社賃貸ビルの管理をして おります。
日本液化ガス輸送株式会社	港区	10	内航・近海 海運業	100.00 [100.00]	1名	—	—
合同船舶工業株式会社	神戸市東灘区	40	外航海運業	100.00	1名	—	当社扱い船の船用品等の手 配をしております。
IINO SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポ ール	520千SG\$	外航海運業	100.00	1名	—	当社支配船腹の運航受託を しております。
AZALEA TRANSPORT S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	—	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
GIGA ENTERPRISE S. A.	パナマ	466	外航海運業	100.00	1名	—	—
LODESTAR NAVIGATION S. A.	パナマ	3	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
METHANE NAVIGATION S. A.	パナマ	10	外航海運業	82.00	1名	—	—
CHEMICAL FRONTIER S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
EL DORADO CARRIERS S. A.	パナマ	1	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
KP LINES S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
JP LINES S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
Suzuran Shipping S. A.	パナマ	1	外航海運業	100.00	1名	有	—
DRAGON' S MOUTH CARRIERS S. A.	パナマ	5	外航海運業	100.00	1名	有	—
SERPENT' S MOUTH CARRIERS S. A.	パナマ	5	外航海運業	100.00	2名	—	—
RED SEA MARINE S. A.	パナマ	100千US\$	外航海運業	90.00	2名	—	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
CHEMROAD ECHO NAVIGATION S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
KNIGHTSBRIDGE NAVIGATION S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	有	—
COBALT BLUE SHIPPING S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
SERENE SEA NAVIGATION S. A.	パナマ	83千US\$	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
CHEMROAD WING NAVIGATION S. A.	パナマ	90千US\$	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
ROSEATE VOYAGE S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
NEW WORLD SHIPPING S. A.	パナマ	8	外航海運業	100.00	2名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
LPG SUNSHINE PANAMA S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
COASTARINA NAVIGATION S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	—	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%) (注2)	関係内容		
					役員の兼 任 (人数)	資金の 援助	営業上の取引、 設備の賃貸借
AMARYLLIS TANKERS S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	—	当社への船舶の貸渡をして おります。
IINO MARINE SERVICE BUSAN CO., LTD.	韓国	300,000千₩	外航海運業	100.00 [100.00]	1名	—	当社支配船腹の管理を主に しております。
LPG DAWN PANAMA S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
POLESTAR SHIPPING NAVIGATION S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
SOUTHERN CROSS TANKERS S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	—
CASSIOPEIA TANKERS S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
OCEAN HORIZON PANAMA S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
HOPEFUL VOYAGE NAVIGATION S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
BRIGHT LIGHT SHIPPING S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
CREEK SHIPHOLDING S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	—	—
PERSEUS TANKERS S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
HIBISCUS NAVIGATION S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
SKYLINE SHIPHOLDING S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
LPG SAPPHIRE PANAMA S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	—	当社への船舶の貸渡をして おります。
SPICA SHIPHOLDING CO., LTD.	リベリア	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
UNTA CARRIERS PTE. LTD.	シンガポ ール	1,500千US\$	内航・近海 海運業	100.00	—	—	—
LPG NADESHIKO PANAMA S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
PLANET SHIPHOLDING S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
RAINBOW SHIPHOLDING S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
INTAN CARRIERS S. A.	パナマ	100千US\$	内航・近海 海運業	100.00 [100.00]	—	—	—
ORCHESTRA NAVIGATION CO., LTD.	リベリア	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
CHEMROAD HAWK NAVIGATION S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	—	当社への船舶の貸渡をして おります。
NEW STAR TANKERS S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
FUJISAN MARU TANKERS S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	—	当社への船舶の貸渡をして おります。
MORNING GLORY TRANSPORT S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
IKK HOLDING LTD	イギリス	23,301千£	不動産業	100.00	1名	—	—
LPG EDELWEISS PANAMA S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
RISING SUN TANKERS S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	—	当社への船舶の貸渡をして おります。
LPG LIBERTY CO., LTD.	リベリア	10	外航海運業	100.00	1名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
SERENITY SHIPHOLDING S. A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
JASMINE TRANSPORTATION S. A.	パナマ	10	内航・近海 海運業	100.00	1名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
IINO LINES GULF DMCC	アラブ 首長国連邦	1,500千AED	外航海運業	100.00	—	—	当社支配船腹の運航受託を しております。
IKK USA LLC	アメリカ合 衆国	8,500千US\$	不動産業	100.00	1名	有	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%) (注2)	関係内容		
					役員の兼 任 (人数)	資金の 援助	営業上の取引、 設備の賃貸借
OPERA SHIPHOLDING S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	2名	有	—
ARCHIMEDES TANKERS S.A.	リベリア	10	外航海運業	100.00	2名	有	—
IKK UK 2 LTD	イギリス	20,001千£	不動産業	100.00	1名	有	—
Strand 111 S.à r.l.	ルクセン ブルク	37,196千£	不動産業	100.00 [100.00]	—	—	—
秋田申川太陽光発電合同会社	千代田区	1	不動産業	100.00	1名	有	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%) (注2)	関係内容		
					役員の兼任 (人数)	資金の 援助	営業上の取引、 設備の賃貸借
(持分法適用関連会社)							
JIPRO SHIPPING S.A.	パナマ	1,000千US\$	外航海運業	50.00	1名	—	当社へ船舶の貸渡をして おります。
MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.	パナマ	10	外航海運業	50.00	—	有	当社へ船舶の貸渡をして おります。
NORTHERN LNG TRANSPORT CO., I LTD.	ケイマン	47,987千US\$	外航海運業	37.00	—	—	—
ENDEAVOUR MARITIME PARTNERS S.A.	パナマ	10,950千US\$	外航海運業	50.00	1名	有	当社へ船舶の貸渡をして おります。
SERPENTINE SHIPPING S.A.	パナマ	190	外航海運業	50.00	—	—	—
ENDEAVOUR MARITIME PARTNERS SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポ ール	6,100千US\$	外航海運業	50.00	1名	有	—
その他2社							

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、報告セグメントの名称を記載しております。
2 議決権の所有割合欄の[内書]は、間接所有割合であります。
3 連結子会社IKK HOLDING LTD、IKK UK 2 LTD、Strand 111 S.à r.l. は、特定子会社に該当します。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
外航海運業	271
内航・近海海運業	205
不動産業	151
全社（共通）	71
合計	698

（注） 1 従業員数は就業人員であります。

2 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属するものです。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
211	38.3	13.0	12,866

セグメントの名称	従業員数(名)
外航海運業	125
内航・近海海運業	5
不動産業	13
全社（共通）	68
合計	211

（注） 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数には、受入出向者を含み、他社出向在籍者は含んでおりません。

(3) 労働組合の状況

陸上従業員の労働組合は、飯野海運労働組合と称し、労働条件に関する事項の交渉は同組合と会社間において行われております。

海上従業員は、全日本海員組合に加入しており、労働条件に関する基本的事項の交渉は同組合と当社の所属している「日本船主協会」内に設置されております「外航労務部会」との間で行われております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、労働者の育児休業取得率

①提出会社

管理職に占める 女性労働者の割合 (%)	労働者の育児休業取得率 (%) (注) 1	
	男性	女性
5.1	85	—

(注) 1 表のうち、該当者がいない場合は「—」で表記しております。

- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。
- 3 労働者数は就業人員であります。
- 4 管理職に占める労働者の割合については、出向者を出向元の労働者として集計しております。
- 5 男性労働者の育児休業取得率及び女性労働者の育児休業取得率については、出向者を出向元の労働者として集計しており、算出された割合の小数点第1位以下を切り捨てております。
- 6 男女の賃金の差異については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

②連結子会社

管理職に占める女性労働者の割合、労働者の育児休業取得率、男女の賃金の差異については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「安全の確保を最優先に、人々の想いを繋ぎ、より豊かな未来を築きます」という企業理念のもと、社業の基盤である安全の確保を最優先に、当社グループが持続的に成長するため、ステークホルダー・社会との対話を通じて、安全に加えて様々な価値を提供することを経営方針としております。

なお、その実行にあたっては社会的要請へ適応し、環境に配慮した行動をとることとしております。

企業理念 IINO PURPOSE

安全の確保を最優先に、 人々の想いを繋ぎ、 より豊かな未来を築きます

企業理念に込められた想い

私たちが船で運んでいるのはモノ

私たちに託されたモノには、人々の想いが込められている

そして、その想いを安全に届けることで、人々の暮らしに安心と未来がもたらされる

私たちがオフィスビルで提供しているのは空間

私たちが創り出す安全でゆとりある空間には、人々が集い新たに生まれる想いがある

そして、その想いが共有されてゆくことで、創造的な未来が広がっていく

私たちは、これまで、そしてこれからも、安全の確保に妥協せず、

世界中の人々の想いを繋ぎ、より豊かな未来を築きます

経営方針 IINO COMMITMENT

当社グループは、安全の確保を社業の基盤と定めています。これは事業の継続のためには安全の確保が不可欠であるという強い意志によるものです。当社グループが持続的に成長するため、ステークホルダー・社会との対話を通じて、安全に加えて様々な価値を提供します

▶ 顧客に

ニーズに迅速・的確に対応し、安全かつ高品質のサービスを安定的に提供

▶ 役職員に

企業の礎である役職員に対し、継続して働き続ける職場環境と自己実現の機会を提供

▶ 社会に

社会を構成する責任ある一員として、社会と向き合い各種社会課題の解決に貢献

▶ 株主に

持続的な成長に軸を置いた経営で企業価値を向上させ、充実した株主還元を実施

行動規範 IINO STYLE

Integrity

健全な企業人であること

社会を良くするため企業人として自発的に行動する
人権を尊重し、人権侵害を行わない、許さない

Open-mindedness

柔軟であること

先入観なく相手の意見に耳を傾ける

Agility

俊敏であること

機を捉え、瞬発力をもって行動する

Resilience

しなやかであること

不利な状況においても平常心を保つ

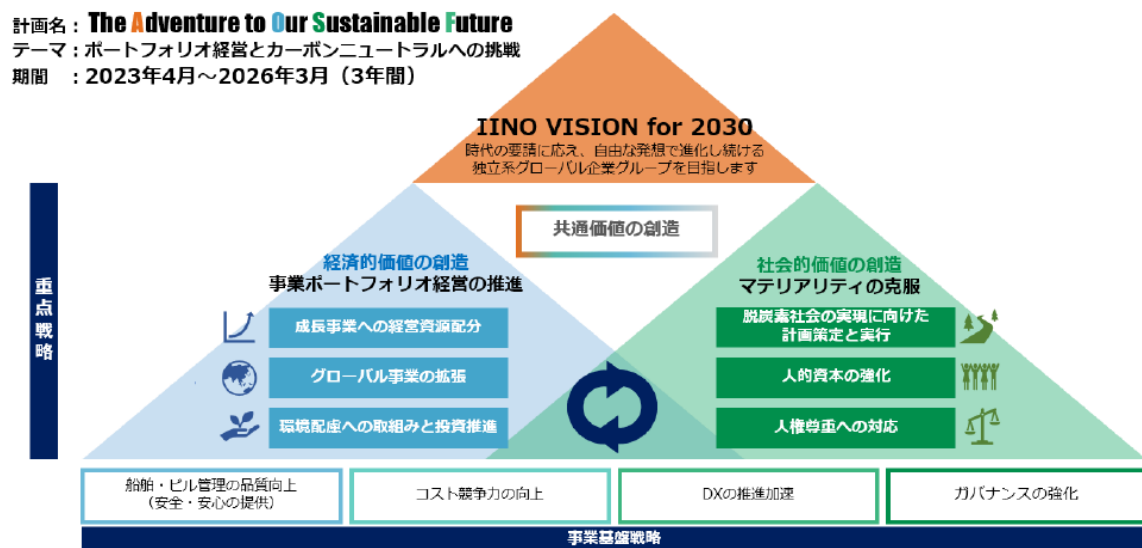
(核となる事業)

企業集団の人的・物的資源を生かしながら、当社グループは引き続き次の3つの事業を核として推進します。

- ・全世界にわたる水域で原油、石油化学製品、液化天然ガス（LNG）、液化石油ガス（LPG）、発電用石炭、肥料、木材チップなどの基礎原料の輸送を行う外航海運業
- ・国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス（LNG）、液化石油ガス（LPG）、石油化学ガスなどの基礎原料の輸送を行う内航・近海海運業
- ・東京都心とロンドン中心部における賃貸オフィスビルの所有、運営、管理及びメンテナンス並びにフォトスタジオの運営を行う不動産業

(2) 中長期的な会社の経営戦略と優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、2023年4月から開始する3年間の中期経営計画「The Adventure to Our Sustainable Future」（計画期間：2023年4月～2026年3月、以下「本計画」という）を策定しました。本計画では、ポートフォリオ経営とカーボンニュートラルへの挑戦をテーマに定め、長期目標としてのIINO VISION for 2030の実現に向けて、共通価値の創造をより力強く推進していきます。重点戦略として、事業ポートフォリオ経営による持続的な成長と、マテリアリティ（サステナビリティ重要課題）の克服を両立させる諸施策を推進していきます。



＜重点戦略への取り組み＞

各重点戦略の具体的な推進事項と2024年度における主な取り組みは以下の通りです。

	重点戦略	推進事項	主な取り組み内容
事業ポートフォリオ経営の推進 経済的価値の創造	成長事業への経営資源配分	- 脱炭素化の加速により成長が見込まれるガス船事業の強化・拡充 - 競争力の向上やシナジー創出に繋がる戦略投資の実行	LPG 二元燃料主機搭載の Ice Class VLCC の造船契約締結、本邦初となるメタン醇二元燃料主機を搭載するVLCCの造船契約を締結
	環境配慮への取組みと投資推進	- サステナブルな貨物輸送への対応継続 - 環境負荷低減に資する船舶や不動産への投資とその管理ノウハウの蓄積	- ゼロエミッション燃料として注目されるアンモニア燃料への将来的な切り替えが可能な本邦海運会社初のアンモニア運搬船が竣工 - 当社石炭専用船とLPG 二元燃料主機搭載VLCCにローターセイルを搭載
	グローバル事業の拡張	- 各事業の既存ネットワークを活かした横断的な営業展開 - 成長の見込めるエリア（特にアジア～中東～欧州）での事業を拡張	不動産において、既存の英国不動産ビジネスで積み上げたノウハウとネットワークを活かし2棟目となる英国物件を取得し、海外不動産事業を拡張
マテリアリティの克服 社会的価値の創造	脱炭素社会の実現に向けた計画策定と実行	2050年カーボンニュートラルを達成するロードマップの策定 - 次世代燃料船や木造オフィスビルの研究と投資の推進	- スタートアップと協働して船舶燃費格付制度(CII)対応 - 米ダラスにおける木造7階建てESG 配慮型オフィス竣工 - 脱炭素投資促進を目的としてICP導入・運用開始
	人的資本の強化	人材への投資とその価値を引き出す戦略を推進し、会社と従業員が共に成長する好循環を確立	- 多様性（外国人、中途採用、性別）ある人材の採用と育成・強化 - 海外短期研修への派遣 - 当社従業員を対象としたエンゲージメントサーベイの実施 - 内航船舶員の自社養成
	人権尊重への対応	- 構築した人権デューデリジェンスの枠組みの下、PDCAサイクルを深度化 - サプライチェーンを含めた人権対応体制を確立	- 人権デューデリジェンスの継続実施 - Maritime Anticorruption Networkへの加盟 - グループ内で全役職員を対象とした人権研修を実施 - 外部通報窓口の設置

当社のマテリアリティは事業への影響と社会への影響の2軸を基準として、ステークホルダーの意見を基に取締役会で議論を行い特定しています。マテリアリティと当社の経営戦略とを結合させ、マテリアリティを克服することで、社会的価値の創造を目指します。

また、サステナブルな社会の実現に貢献していく当社グループの姿勢を明確にするため、「飯野海運グループ サステナビリティ基本方針」を策定しました。サステナビリティを重視した経営を通じ、中長期的な企業価値向上に努めます。

マテリアリティの克服への取り組みの詳細については以下の通りです。

カテゴリー	マテリアリティ	リスクと機会	主な取り組み内容
Environment ・新しい設備、技術、燃料の導入とDX活用で地球環境を保全	●脱炭素社会の実現 積極的な新設備・技術・燃料の導入 再生可能エネルギーの活用 省エネ技術の積極的採用 KPI：温室効果ガス（GHG）削減率	(リスク) ・保有資産やノウハウなどの知的資本の陳腐化が加速 ・脱化石燃料で海上荷動きが変化し輸送量が減少 ・異常気象により航海やビルの安全が阻害 (機会) ・環境対応したサービスを顧客に適正な価格で提供 ・各環境規制を先取りし顧客と協働して新技術を実装 ・脱化石燃料で生じる新しい海上荷動きの取り込み	・二元燃料船の建造/竣工 ・風を推進力とするローターセイルを石炭専用船/二元燃料主機搭載VLGCに設置し、航路最適化システムを導入 ・スタートアップと協働して船舶燃費格付制度(CII)対応 ・脱炭素社会に向けたロードマップ作成 ・米国グラスにおける木造7階建てESG 配慮型オフィス竣工 ・国立環境研究所が行うGHG濃度観測研究に協力(自社船に観測装置を設置) ・バイオディーゼル燃料の実証実験を実施 ・カーボンフレッジットの検討 ・欧州環境規制（EU-ETS及びFuelEU Maritime）への対応 ・秋田申川太陽光発電所からの安定的な環境価値の調達 ・国内森林由来J-クレジット調達 ・脱炭素投資促進を目的としてICP導入・運用開始
	●大気汚染・廃棄物の削減 低硫黄燃料の使用 プラスチックの使用削減、3Rの推進		・プラスチック削減のため高性能造水器をVLCCに設置 ・PETボトル自動回収機を日比谷フォートタワーに設置
	●生物多様性の保全 バラスト水処理装置の導入 森林づくり		・バラスト水処理装置設置 ・埼玉県森林づくり協定の締結 ・TNFD提言に沿った情報開示に向けた準備 ・山口県周南市の「豊かな海を育むブルーエコノミープロジェクト」への支援
Social ・安全安心を各ステークホルダーへ提供 ・多様性のある人材を確保し人的資本として活用 ・人権尊重 ・サプライチェーンとの協働	●安全・安心 安全に働ける職場環境の整備 事故の防止 事故発生時の対応強化 KPI：重大事故発生件数	(リスク) ・事故の発生により地域社会へ重篤な悪影響が発生 ・人的資本の多様化、育成に対応できず企業競争力が低下 ・労働環境の悪化でヒューマンエラーによる事故が発生 ・自社のみならずサプライチェーンにおいて人権侵害が発生し、信用失墜、経営リスクに繋がる恐れ (機会) ・事故発生率の減少により、更なる安定したサービスの提供が可能となり、顧客満足度向上に寄与 ・人的資本の蓄積で生産性向上 ・多様な人材交流の活発化によりレジリエントな組織に	・事故を未然に防ぐために策定された各種施策を安全環境委員会で精査 ・事故発生時の対応策の有効性を確認する訓練の実施 ・大地震発生、感染症蔓延を想定した事業継続計画（BCP）を策定 ・船員の労働負荷低減のため、運航スケジュールを調整
	●多様性と人的資本の強化 人材の多様性の推進と多様な人材を受け入れられる整備 人的資本の育成、強化 KPI：女性総合職比率 育児休暇取得率 海外短期研修・海外駐在経験者数		・多様性(外国人、中途採用、性別)のある人材の採用と育成・強化 ・AIによる船員配属計画の作成 ・内航船舶船員の自社養成 ・社会貢献方針の策定 ・当社従業員を対象としたエンゲージメントサーベイの実施
	●人権対応 サプライチェーンも含めた人権対応を推進 KPI：人権研修受講率		・社内横断的ワーキンググループを設置 国連グローバル・コンパクトへの賛同 ・サステナビリティ基本方針の策定 ・人権方針の策定 ・人権デューデリジェンスの継続実施 ・調達方針およびサプライヤー行動規範の策定 ・人権対応に関するサプライヤーアンケート調査実施 ・英国現代奴隷法に関する声明 ・外部通報窓口設置 ・当社グループ全役職員を対象とした人権研修実施
Governance ・ガバナンスを強化し経営の透明性を追求	●腐敗防止含めたコンプライアンス 腐敗防止、反社対応、独禁法遵守	(リスク) ・内部統制の機能不全で不祥事が発生し信用失墜 ・過剰なリスクテイクによる想定外の損失、過度のリスク回避による企業価値向上の機会の逸失 (機会) ・ガバナンスの強化で各ステークホルダーの立場を考慮した経営を実践 ・リスクとリターンを適切に管理した上で、投資を行い企業価値が向上	・腐敗防止方針の策定 ・インサイダー取引規制研修、ハラスメント防止講習の実施 ・競争法遵守方針の策定
	●リスク管理の高度化 適切なリスクテイクをする体制を整備		・取締役会、リスク管理委員会及び経営監査室が共同してリスク管理 ・投融資委員会の開催
	●コーポレート・ガバナンスの強化 内部統制の強化 各ESG課題に対応する経営・組織体制の確立		・指名・報酬諮問委員会の委員長を独立社外取締役が務める ・従来の役員報酬制度にCDPスコアに基づく業績連動報酬、重大事故発生の有無を考慮した賞与を導入 ・取締役会実効性調査につき評価の独立性・客観性を更に高める観点から第三者によるアンケートを実施 ・女性取締役を2名へ増員 ・取締役の任期短縮(2年から1年)

これらのマテリアリティは、各部・グループ各社の年度ごとの業務遂行計画で進捗管理をしていきます。また、外部環境の変化にも対応するため、PDCAサイクルに基づき、取締役会において議論・評価を行い、定期的に見直すことで取り組みを推進します。

なお、当社のサステナビリティへの取り組みの詳細につきましては当社ホームページをご参照ください。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/csr/>

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 基本的な考え方

企業によるサステナビリティ（持続可能性）への取組が従来にも増して求められている中、飯野海運グループはサステナビリティに重点を置いた経営をより一層強化していますが、環境・社会問題の解決に向けたサステナブルな社会の実現に貢献していく当社グループの姿勢を改めて明確にするため、「安全の重視」「人権の尊重」「環境の保護」「社会への貢献」「コンプライアンスの徹底」「取引先の尊重」「ダイバーシティの推進」「情報開示とコミュニケーション」「教育・訓練」の9項目で構成されたサステナビリティ基本方針を2024年3月28日に策定しました。ステークホルダーの皆様の期待に応え続ける企業であるために、本方針に基づき、サステナビリティに関する取組を推進してまいります。

(2) ガバナンス

気候変動に対する取組の推進体制

当社グループでは、気候変動や温室効果ガス（GHG）削減への対応として「脱炭素社会へ向けた取組み」を経営上の重要課題と位置づけ、グループ全体で取組の検討および進捗の管理を行っています。

環境問題を議論する組織として、代表取締役社長を委員長とし、すべての業務執行取締役ならびに主要なグループ会社社長を含むメンバーを委員とする安全環境委員会を設置しています。また、代表取締役社長は当社グループにおける気候変動問題の責任者の役割も担っています。安全環境委員会は毎月開催され、GHGの削減/脱炭素社会の実現を含む環境や安全に関する各種活動状況の報告を受け、その内容について、審議・評価を行い改善活動につなげています。

「脱炭素社会へ向けた取組み」に関しては、より積極的にグループ全体での対応を進めるため、2022年6月にサステナビリティ推進部を新たに設置し、さらに同部内に海運営業部・不動産営業部・船舶管理部門・ビル管理部門等のメンバーが構成員となる部門横断組織（環境推進ワーキングチーム）を設置しました。これら2つの組織が連携して気候変動対応の計画・立案を行い、サステナビリティ推進部が安全環境委員会に対し、その取組を定期的に報告しています。

人権、腐敗防止に対する取組の推進体制

当社グループでは、「人権対応」、「腐敗防止含めたコンプライアンス」を経営上の重要課題と位置づけ、グループ全体で取組を推進しています。

2022年6月にサステナビリティ推進部を新たに設置し、さらに同部内に経営企画部門、IR担当部門、人事部門、法務部門等のメンバーが構成員となる部門横断組織（CSRワーキングチーム）を設置しました。これら2つの組織が連携して人権対応と腐敗防止の対応に関する計画・立案を行い、取組を推進しています。

(3) 戦略

シナリオ分析の実施

当社グループは、気候関連リスク・機会がもたらす海運業と不動産業への影響を把握するため、TCFD提言に基づき、「脱炭素シナリオ」と「成り行きシナリオ」について、それぞれの将来の世界観を踏まえ、各事業の重要なリスクと機会を抽出し、項目を特定しました。

海運業

	脱炭素シナリオ	成り行きシナリオ
	脱炭素社会への移行に伴う社会変化が事業に影響を及ぼすシナリオ	気候変動緩和策が奏功せず、成り行きで温暖化が進行した状況が事業に影響を及ぼすシナリオ
外部シナリオ	IEA, World Energy Outlook 2023 ・ 2050年ネットゼロエミッション実現シナリオ（NZE） ・ 表明公約シナリオ（APS） など	IEA, World Energy Outlook 2023 ・ 公表政策シナリオ（STEPS） など
想定する世界観	今世紀末までの平均気温の上昇を1.5℃未満に抑え、持続可能な発展を実現させるために、野心的な政策や環境技術革新が進められる。 【政策・規制】 ・ 気候変動対策と経済成長の両立政策 ・ グローバルでのカーボンプライシングとカーボンプライス上昇 ・ IMOやEU・米国による環境規制のさらなる強化 【経済・市場】 ・ モーダルシフトの進展 ・ 化石燃料から再生可能エネルギーへの移行の進展 ・ 顧客企業による脱炭素サービスの選好 【技術】 ・ 次世代船舶、次世代燃料の普及	パリ協定に則して各国が目標達成に向けた政策を実施するも、各国の協調、環境技術開発、エネルギー転換等が不十分なものとなり、今世紀末までの平均気温が2.5℃程度上昇する。 【政策・規制】 ・ 自国の経済成長優先 【経済・市場】 ・ グローバルでの著しい経済成長 ・ 化石燃料依存、化石燃料価格の横ばい傾向 【環境】 ・ 風水災の激甚化、気象現象の両極端化 ・ 海面上昇、気温・水温上昇等の慢性的変化の加速
各シナリオにおいて顕著となる主なリスク	・ 化石燃料の需要減による売上の減少 ・ カーボンプライシングによる操業コストの増加 ・ 燃費規制対応による船舶建造費の増加 ・ 燃費規制対応（次世代燃料使用）に向けた新技術導入コストや燃料費の増加	・ 地政学的な緊張、供給チェーンの不安定化等に起因する化石燃料の需要増による燃料費の増加 ・ 荒天遭遇時の船体・機器損傷による修繕費の増加、航路変更による運航費の増加 ・ 気温・海水温上昇に伴う船舶の修繕費等の増加 ・ 農作物の収量減少による売上の減少
各シナリオにおいて顕著となる主な機会	・ クリーンエネルギー源（水素、アンモニア、バイオ燃料等）の需要増による売上の増加 ・ 洋上風力発電に関する物資輸送、CCUS（CO2回収・貯留・有効利用）でのCO2輸送等に関する事業機会の創出 ・ 運航の低炭素化、次世代燃料の中長期的な価格下落による運航費の削減	・ GHG排出係数が小さい化石燃料（LNG等）の需要増による売上の増加 ・ エネルギー調達の安定化に向けたLNGの需要増による売上の増加 ・ 海面上昇に伴う沿岸の防災工事に伴う物資輸送の需要増による売上の増加

これからの脱炭素社会への移行に伴い、主要貨物の一つである化石燃料の海上輸送需要が低下していくことを見据えて、当社グループでは環境負荷低減に資するクリーンエネルギーの輸送や次世代燃料船への投資にも積極的に取り組むべく、戦略を策定していきます。

不動産業

	脱炭素シナリオ	成り行きシナリオ
	脱炭素社会への移行に伴う社会変化が事業に影響を及ぼすシナリオ	気候変動緩和策が奏功せず、成り行きで温暖化が進行した状況が事業に影響を及ぼすシナリオ
外部シナリオ	IEA, World Energy Outlook 2021 ・ 持続可能な開発シナリオ（SDS） ・ 2050年ネットゼロエミッション実現シナリオ（NZE） など	IEA, World Energy Outlook 2021 ・ 公表政策シナリオ（STEPS） など
想定する世界観	今世紀末までの平均気温の上昇を1.5℃未満に抑え、持続可能な発展を実現させるために、野心的な政策や環境技術革新が進められる。 【政策・規制】 ・ 建物のエネルギー性能に関する規制強化 ・ 企業に対する情報開示義務の拡大 ・ グローバルでのカーボンプライシングとカーボンプライス上昇 【経済・市場】 ・ 環境、健康、快適性を重視する企業による環境認証取得ビルの選好 ・ 電源構成の変化（再エネ電力への移行）による系統電力の排出係数の減少と電気代の上昇 【技術】 ・ 建物の省エネに関する環境技術の進展	パリ協定に則して各国が目標達成に向けた政策を実施するも、各国の協調、環境技術開発、エネルギー転換等が不十分なものとなり、今世紀末までの平均気温が2.5℃程度上昇する。 【政策・規制】 ・ 建物のエネルギー性能に関する規制の形骸化 【経済・市場】 ・ 化石燃料依存、化石燃料価格の高騰 【技術】 ・ 環境技術開発投資の伸びの停滞 【環境】 ・ 風水害の激甚化、気象現象の両極端化 ・ 気温・水温上昇等の慢性的変化の加速
各シナリオにおいて顕著となる主なリスク	・ 建物の省エネ化に関する建設・改修コストの増加 ・ 立地エリアにおいて保有ビルの環境性能等が劣後した場合、賃料、入居率、資産価値の下落	・ 風水害の激甚化による設備投資コストや操業コストの増加、収益減少
各シナリオにおいて顕著となる主な機会	・ 環境認証取得ビルの賃貸収入の増加 ・ 保有ビルの省エネ化・創エネ化による光熱費の圧縮 ・ 環境技術の進展による省エネ・創エネ工事費用の抑制	・ ビルの計画的な補修・補強によるレジリエンスの向上 ・ 災害に強い物件の需要の増加による賃貸収入の増加

不動産業については、所有するビルに対し、非化石証書付電力の購入、カーボンニュートラル都市ガスの導入、照明のLED化、太陽光パネルの設置など、温室効果ガス（GHG）排出量削減に向けた取組を既に進めています。これからの脱炭素社会への移行に伴い、オフィスビルの更なる省エネルギー化と再生可能エネルギー化を検討していきます。

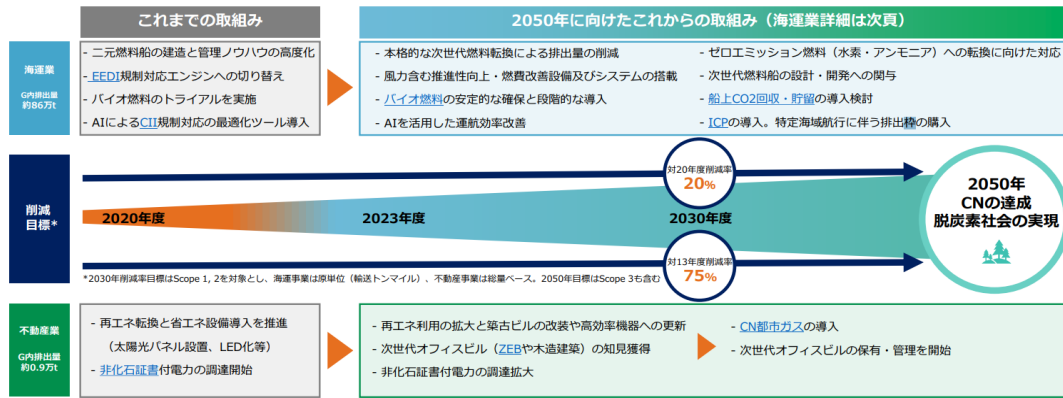
中期経営計画における各事業の具体的な戦略

2023年度～2025年度を対象期間とする当社グループの中期経営計画においては、上記の重要な気候関連リスク・機会の精査を踏まえて、2050年にカーボンニュートラル達成目標を掲げ、そのためのロードマップを以下のように取り纏めております。

脱炭素社会の実現に向けた計画策定と実行

- 2050年までにカーボンニュートラル(CN)を達成するためのロードマップを新たに策定
- 2030年についても従来の削減率目標を引き上げ、脱炭素への取組みを強化

2023年度に見込まれるIMOの新たなGHG削減戦略やその他国際的な削減目標の変更等に応じ、速やかに本ロードマップを改定し削減率の上方修正を図る。また、SBT認定取得に向け、全社的な取組みを推進



海運のカーボンニュートラル達成に向けたロードマップについて

基本方針

- 自主運航船（Scope 1）：主に「中小型」ケミカル船・ドライバルク船・内航ガス船
- 定期貨物船（Scope 3）：主に「大型」油槽船・外航ガス船

排出削減の投資効果は大型船に劣るものの、各船種に最適な次世代燃料船への投資を段階的に推進。さらに、重油炊きエンジンで利用可能なバイオ燃料の導入による足元からの着実な対応と、中小型の次世代燃料船の設計・開発への関与を通じて中長期のCO2削減に取組む



人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針

当社は、「少数による運営」「モチベーション向上、活性化を促進」「一人ひとりを細かく見る」という人事基本方針に則り、各社員個々人のニーズや適性に配慮しつつ、幅広い分野の知識と経験を身につけ、新しい時代へと果敢に挑戦していくことができる人材の育成に力を入れています。

当社の人事評価では、目標管理制度を導入しており、組織目標の達成に向けた行動を組織と社員が一体となって進めています。評価結果を伝えるフィードバック面談では、社員一人ひとりに気づきを与え、仕事を通じた目標達成や成長感など、社員一人ひとりの活性化を図り成長を促す仕組みとなっています。また、キャリア自律を促す施策として、社員全員に自己申告書の提出を毎年求めており、社員一人ひとりの将来のキャリアや能力発揮の方向性を会社として把握し、本人が思い描くキャリアを実現できるよう可能な限り支援・指導を行っています。

社内環境整備においては、多様な社員がいきいきと働ける職場を目指し、在宅勤務制度や時差出勤制度の拡充を進めています。また、男性も育休を取得できる環境を整えることをきっかけとして、業務の標準化、効率化を進めるとともに、従業員が協力して助け合える体制を作ること、育児だけに限らず、一人ひとりがワークライフバランスを充実させることができる状態を目指します。

(4) リスク管理

気候変動に関するリスクおよび投資と機会

財務的または戦略的な面から事業に重大な影響を及ぼす可能性がある気候変動に関する海運業と不動産業のリスクおよび投資と機会について説明します。

海運業における物理的リスク

リスク： 台風などの異常気象の発生

対応策および機会：

短期*1

- ・ 気象・海象データを衛星通信で収集
- ・ ウェザールーティングサービスにより提供される（気象・海象予測に基づく）最適な航路選定の支援サービスを利用

中長期*2

- ・ 気候変動対策としてGHG排出量を削減可能な二元燃料主機関搭載船やゼロエミッション船への投資推進

リスクに対応するためのコスト（ITシステムの使用）：

船舶の運航管理システムや海陸（船舶と陸上）間と船同士のコミュニケーションに使用する通信機器などの利用により、年間約14百万円の費用が発生しました。

財務上の潜在的影響額：

航路上に台風が発生した場合、船舶は台風を避けるために航路から離れて航行（離路）する必要があります。離路に伴い年間約983百万円の追加費用が発生する可能性があります。

不動産業における物理的リスク

リスク： 洪水などの水害の発生

対応策および機会：

短期*1

- ・ 自然災害発生時の迅速な対応を可能とするBCPの策定
- ・ ハザードマップで浸水の可能性があるオフィスビルは、電気制御室などの重要機器を配置するスペースを上層階に設置
- ・ すべての国内所有オフィスビルにおいて災害に備えるための保険に加入

中長期*2

- ・ 対応策を通じた不動産価値の上昇

リスクに対応するためのコスト（保険の加入）：

すべての国内所有オフィスビルにおいて災害に備えるために保険の加入が必要となり、一部のオフィスビルでは約10百万円の費用が発生します。

財務上の潜在的影響額：

当社所有の一部オフィスビルのリスク調査をリスクコンサルティング会社が行った結果、水害リスクとして約3,700百万円の損害が発生する可能性があることが判明しています。この損害額については、加入している上記保険によりカバーされる予定です。

*1 短期とは2年程度の比較的短い期間のこと

*2 中長期とは2年以上の期間のこと

(5) 指標及び目標

温室効果ガス (GHG) 排出量削減に向けた指標及び目標

2023年度～2025年度を対象とする当社グループの中期経営計画においては、2050年カーボンニュートラル達成に向けた対応方針・目標を設定しました。

上記の重要な気候関連リスク・機会の精査を踏まえて、2023年5月に公表した2050年カーボンニュートラル達成に向けた2030年度のGHG削減目標は、以下のとおりとなります。

海運業：20%削減（2020年度比、原単位（輸送トンマイル）ベース）

不動産業：75%削減（2013年度比、総量ベース）

GHG排出量実績（Scope 1, 2及び3）

●当社グループのSCOPE1、2、3の数値

項目	単位	2019年度※1※4	2020年度※2※5	2021年度※2※6	2022年度※2※7	2023年度※2※8
SCOPE1	t	876,661	928,435	907,977	861,577	863,863※3
SCOPE2	t	10,718	9,860	8,502	7,960	5,412
SCOPE3	t	201,048	212,963	179,059	158,565	144,561

※1 SCOPE1および2の各排出量は、第三者検証機関による検証を受検

※2 SCOPE1、2および3の各排出量は、第三者検証機関による検証を受検

※3 クレジット償却（無効化）および船舶でのバイオ燃料使用によるGHG排出量削減後の数値

※4 2019年度の排出量内訳：海運業(SCOPE1：875,171.69トン、SCOPE2：0.00トン)／不動産業(SCOPE1：1,489.73トン、SCOPE2：10,718.35トン)

※5 2020年度の排出量内訳：海運業(SCOPE1：927,048.32トン、SCOPE2：0.00トン)／不動産業(SCOPE1：1,386.68トン、SCOPE2：9,860トン)

※6 2021年度の排出量内訳：海運業(SCOPE1：906,851.19トン、SCOPE2：0.00トン)／不動産業(SCOPE1：1,125.81トン、SCOPE2：8,502.00トン)

※7 2022年度の排出量内訳：海運業(SCOPE1：860,321.82トン、SCOPE2：0.00トン)／不動産業(SCOPE1：1,255.18トン、SCOPE2：7,960.00トン)

※8 2023年度の排出量内訳：海運業(SCOPE1：862,635.08トン、SCOPE2：0.00トン)／不動産業(SCOPE1：1,227.92トン、SCOPE2：5,412.00トン)

●SCOPE3の内訳

項目	単位	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
廃棄物	t	221	146	324	335	377
出張	t	151	21	10	146	227
通勤	t	32	29	32	36	41
燃料およびエネルギー関連活動	t	127,636	131,278	128,378	119,057	117,950
資本財	t	73,007	81,489	50,315	38,991	25,966
合計	t	201,048	212,963	179,059	158,565	144,561

人的資本の強化に関する目標

中期経営計画の重点戦略に沿った人的資本強化のKPIを設定し、2025年度における当社のKPIは以下のとおりとなります。

育児休業取得率 100%（2024年度 100.0%）

総合職に占める女性比率 20%（2024年度末 19.4%）

海外短期研修・海外駐在経験者 累計75名（2024年度末累計 66名）

* KPIは全て飯野海運単体の陸上職の値

3【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクは以下の通りであります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当社グループの外航海運業と内航・近海海運業により構成される海運業及び不動産業の事業活動におきましては、船舶の就航水域・寄港地・入渠地、市場、契約先の属する国や地域、プロジェクト等の投資地域等全ての事業地域で、政治情勢、経済情勢、社会的な要因、自然災害や人災等により、当社グループの業績、株価及び財務状況等に悪影響を及ぼす可能性があります。具体的なリスクとしては以下のようなものがあります。

(1) 船舶・建物における重大な事故・事件等によるリスク

当社グループは企業理念に「安全の確保を最優先に、人々の想いを繋ぎ、より豊かな未来を築きます」を掲げ、事業に使用する船舶や建物での安全優先を経営上の使命としています。各事業部門に共通する安全対策については毎月一回開催される「安全環境委員会」にてレビューされ、さらに海運業においては国際的な基準に基づいた品質管理マネジメントシステムを導入し、また「安全管理委員会」を定期的に開催して事故防止や安全対策の徹底に努め、緊急事態にも適応できる体制を構築しております。しかしながら、もし船舶や建物での不測の事故が起こり人命・財産に関わる重大な事故や事件が発生した場合、あるいは油濁等の環境汚染や所有不動産に土壤汚染が認められ搬出や浄化の必要が生じた場合には、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

(2) 海運市況・不動産市況の変動によるリスク

当社グループは海運市況や不動産市況の一時的な変動に左右されないよう、中長期契約を主体として安定的な営業収益の確保に努めておりますが、海運業においては中長期契約の更改時期やスポット運航を余儀なくされる場合に、海上輸送量の増減、競争の激化、船腹需給の変動等の影響により、運賃収入及び貸船料収入等が大きく変動する可能性があります。不動産業においては、当社グループは東京都心部のオフィスビルを中心に不動産資産を保有しており、不動産市況の動向、特に東京都心のオフィス市場の空室率が変動する等の場合、賃貸料収入等が大きく変動する可能性があります。以上の結果、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。また、前述の営業収益の安定策には、市況変動によるリスクをある程度軽減する一方、市況が逆方向へ変動することから生じたかもしれない利益を逸失している可能性があります。

(3) 資産価格の変動に関するリスク

当社グループの保有する資産（船舶、土地、建物、投資有価証券等）には、経済状況、市況の変動等の要因で資産価格に変動がある可能性があります。特に、外航海運業においては、海上輸送量の増減、競争の激化、船腹需給の変動等により運賃が大きく変動することから、減損損失の認識要否の判定及び回収可能価額の算定に重要な影響を及ぼす将来の運賃予測には高い不確実性を伴います。当社グループは四半期に一度、減損の兆候がある資産の把握をする等、資産価格や市況の大きな変動を注視しております。しかしながら、想定外の当該資産の売却等に伴う損益の実現や、減損損失の認識等により、当社グループの業績、株価及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 他社との競合によるリスク

当社グループは海運業及び不動産業において、国内外で多くの企業と競合関係にあります。国内及び海外で幅広い顧客に営業展開をする等、本リスクの軽減に努めておりますが、他企業とのサービス・価格競争が激化した場合、当社グループの業績、株価及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(5) 燃料油価格の変動によるリスク

海運業においては、当社グループが購入する船用燃料油の価格は原油の需給バランスや産油国・地域の情勢等により変動しますが、補油地域・時期の分散や減速航海の実施等による燃料油の消費量節減、荷主との燃料油価格変動調整条項の合意等の対策を講じ、業績に与える影響を軽減するよう努めております。しかしながら、燃料油価格の著しい変動等により、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

(6) 船舶・不動産の稼働状況に関するリスク

当社グループが使用する船舶や建物等においては天災、人災による事故、粗悪油やその他の不測の事態により、想定外の不稼働が発生する可能性があります。その他、不動産業においてはオフィス賃貸借契約の未更新や中途解約その他の事由等により不稼働が発生する場合があります。不稼働損失保険への加入や解約予告期間を長期に設定すること等で本リスクを軽減するよう努めておりますが、想定外の不稼働が発生した場合に当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

(7) 船舶の売却や中途解約等におけるリスク

海運業においては、海運市況の動向や船舶の新技术開発・導入による既存船舶の陳腐化、安全・環境規制その他の諸規則の変更等による船舶の使用制限等により、当社グループが保有する船舶を売却する場合や、当社グループが用船する船舶の用船契約を中途解約する場合があります。市場の動向を見極めた売船、自社保有や用船といった船舶の保有形態のバランスを適切に保つこと等により本リスクの低減に努めておりますが、想定外の売船や用船契約の途中解約が発生した場合、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

(8) 為替の変動によるリスク

当社グループの事業のうち海運業においては外貨建費用に比べ外貨建収入が多く、為替レートの変動が損益に影響を与える状況にあります。また設備投資においては、外貨建の投資も多くあります。そのため、費用のドル化を進めるとともに、為替予約や通貨スワップ等のヘッジ取引により、為替レート変動の影響を軽減するよう努めております。しかしながら、為替レートが大きく変動した場合、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。なお、前述のヘッジ取引には、為替レートの変動によるリスクをある程度軽減する一方、為替レートが逆方向へ変動することから生じたかもしれない利益を逸失している可能性があります。

(9) 金利変動によるリスク

当社グループは、船舶や不動産等の取得に要する設備投資及び事業活動に要する運転資金に内部資金を充当する他、外部からも資金を調達しております。この外部資金には変動金利で調達している部分があり、金利情勢を勘案の上、金利の固定化等により、金利変動による影響を軽減するよう努めておりますが、将来の金利変動によって資金調達コストが変動し、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。また、このような金利固定化等の取引には、金利レートの変動によるリスクをある程度軽減する一方、金利レートが逆方向へ変動することから生じたかもしれない利益を逸失している可能性と、固定化した期間中に条件の変更を余儀なくされた場合、解約料を負担することがあります。

(10) 規制の実施・改廃等によるリスク

当社グループが使用する船舶の建造・登録・運航は、各種の国際条約による法的規制や、近年の環境保護や安全重視の高まりに起因する特定顧客及び船級協会等の規則や規制等の影響を受けます。その他の事業分野を含め、今後の事業活動の展開にあたって法的規制、特定顧客及び船級協会等の規則や規制等が新たに実施又は改廃された場合、それらに対応するためのコストの増加、当事業からの撤退や遵守できなかった場合の事業活動の制限等により、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

(11) 世界各地域の政治情勢、経済情勢、社会的な要因等によるリスク

当社グループの事業活動は、日本を含むアジア、中東、欧米、その他の地域に及んでおり、各地域における政治情勢、経済情勢、社会的な要因等により影響を受ける可能性があり、具体的には以下のようなリスクがあります。これらリスクに対しては当社グループ内外からの情報収集活動等を通じ、その予防と回避に努めておりますが、これらの事象が発生した場合には、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

(ア) 政治的又はインフレ等の経済的要因

(イ) 事業・投資許可、税制、会計基準、為替管理、安全、環境、通商制限、私的独占の禁止等に関する公的規制とその改廃、商慣習、実務慣行、解釈

(ウ) 他社との合併事業・提携事業の動向

(エ) 事故、火災、戦争、暴動、テロ、海賊、伝染性疾患の流行、ストライキその他の要因による社会的混乱

なお、イスラエル紛争に起因する紅海情勢を含む中東各国の政治情勢不安や長引くロシア・ウクライナ情勢に加え、米国の関税政策の変更は、世界経済の減速懸念やサプライチェーン・物流の変化などを通じて、結果として世界経済減速による海上輸送需要の停滞・減少や、不動産市況の悪化等の影響を当社グループに及ぼす可能性があります。当社グループは国際情勢を注視し、日々変化する状況に迅速に対応しながら事業活動に取り組んでおります。

(12) 世界各地域の自然災害及び二次災害並びにそれらに付随する風評被害によるリスク

当社グループの事業活動は、日本を含むアジア、中東、欧米、その他の地域に及んでおり、各地域における感染症の流行を含む自然災害及びその二次災害により影響を受ける可能性があります。特に、当社グループ本社所在地であり保有する不動産資産が集中している首都圏や東日本において自然災害及びその二次災害が生じた場合は、当社グループの事業活動全般に大きな影響を及ぼすことが考えられます。また、自然災害及び二次災害に付随する風評被害が当社グループの事業活動全般に影響を及ぼす可能性もあります。当社グループでは、感染症の流行を含む自然災害及びその二次災害発生時にも、可能な限りの事業継続を図るため、これらの事態を想定したBCP（事業継続計画）を策定しておりますが、これらの事象が発生した場合には、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

(13) 取引先の倒産等に関するリスク

当社グループは、取引先と締結した用船契約・不動産賃貸借契約に基づき営業収益を確保しております。取引先の与信状態は契約締結時及び履行途中に調査しておりますが、輸送契約先、貸船契約先、借船契約先、テナント契約先等の取引先が抱えるリスクにより倒産等の不測の事態があった場合、当社グループにおいて不良債権の発生や、契約の中途解約、借船元の船舶差し押え・競売等が発生することが予想され、これら損失の額によっては、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

(14) 投資計画の進捗に関するリスク

当社グループは、海運業においては船隊整備、不動産業においてはビル建設等に関する投資を計画しておりますが、今後の海運市況や不動産市況、金融情勢、造船会社や建設会社の動向等によって、これらが計画通りに進捗しない場合、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

(15) 情報・会計システムに関するリスク

地震等の自然災害、外部からの予期せぬ不正アクセスやコンピューターウィルス侵入等、また新システムの導入・新規機能の追加時に情報・会計システムに障害が発生した場合、業務が遅延・停止する可能性があります。日々高度化する本リスクへの対応として、適切な情報セキュリティ対策等を行っておりますが、顧客への情報提供及び業務処理が滞ることとなった場合、当社グループの業績、株価及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(16) 中期経営計画に基づく経営目標が達成できないリスク

当社グループは2023年4月に3ヵ年の中期経営計画「The Adventure to Our Sustainable Future」を策定し、達成に向けて取り組んでおります。しかし、本中期経営計画は、様々な外的要因により影響を受ける可能性があり、当初の目標を達成できない可能性があります。

(17) 気候変動に関するリスク

当社グループでは、経営方針にて各種社会課題の解決に貢献することを掲げており、サステナビリティ基本方針にて「内外の関連法規および国際ルールを遵守し、事業から生ずる環境への負荷の低減・環境の保全に努めるとともに、気候変動への対応・自然環境の保護に積極的に取り組む。」と定めています。経営方針・サステナビリティ基本方針の実践のために、2023年度4月に策定した中期経営計画「The Adventure to Our Sustainable Future」において、カーボンニュートラルへの挑戦をテーマに定め、「脱炭素社会の実現に向けた計画策定と実行」に向けた取り組みを行っています。

当社グループは、気候変動がもたらす事業へのリスクと機会について、その分析と対応を強化し、関連情報の開示拡充を進めるため、2021年7月に気候関連財務情報開示タスクフォースの提言（以下、「TCFD提言」という。）に賛同を表明しました。TCFD提言に沿って当社が抽出した主なリスクは以下の通りです。これらのリスクが顕在化した場合には、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

■海運業

- ・化石燃料の需要減少による売上の減少
- ・カーボンプライシングによる費用の増加
- ・燃費規制対応による船舶建造費の増加
- ・燃費規制対応（次世代燃料使用）による燃料費の増加

■不動産業

- ・建物の省エネ化に関する建設・改修費の増加
- ・立地エリアにおいて保有ビルの環境性能等が劣化した場合、賃料、入居率、資産価値の下落

なお、気候変動の問題は、新たな輸送需要の創出や、保有資産の環境性能向上による差別化を促す可能性もあり、当社グループにとって新規ビジネス機会の増加につながる側面があります。

(18) 人権に関するリスク

当社グループは、グローバル企業として、全ての人々の人権を尊重することが企業として果たすべき社会的責任であることを認識し、2022年9月に国連グローバル・コンパクトに賛同しました。また、当社の企業理念に基づいた人権に関する最上位の方針として、「飯野海運グループ人権方針」を定めた他、「飯野海運グループ調達方針」、「飯野海運グループサプライヤー行動規範」を制定し、サプライチェーン全体での人権尊重の取り組みを実施しています。しかしながら、予期せぬ事態により、当社グループの事業活動を通して人権問題が発生した場合、社会的信用の失墜や賠償責任により、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

(19) コンプライアンスに関するリスク

当社グループは、サステナビリティ基本方針において「コンプライアンスの徹底」を掲げ、各法令や規則を遵守するとともに、競争法遵守・贈収賄防止体制を構築し、公正な取引を推進する旨を明記しています。また、秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは一切かわからないことを明確にしています。「コンプライアンス規程」では、遵守すべき基本事項を定め、年4回以上開催される「コンプライアンス委員会」において、社長執行役員が指名した「コンプライアンス担当執行役員（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）」のもと、コンプライアンスに関する方針の立案とその推進を図っています。さらに、「外部通報制度運用規程」に基づき、役職員に加え取引先関係者も利用可能な外部通報窓口を設置し、通報に対応する体制を整備することで、法令違反等の早期発見と是正を推進しています。

しかしながら、このような施策を講じてもコンプライアンス上のリスクは完全に回避できない可能性があり、重大なコンプライアンス違反が発生した場合には、当社グループの社会的信用の失墜や賠償責任により、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

上記は当社グループが事業を継続する上で、予想される主なリスクを具体的に例示したものであり、これらに限定されるものではありません。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

業績等の概要

(1) 業績

当連結会計年度（以下、「当期」という。）の世界経済は、インフレの落ち着きによる実質所得の持ち直し等を背景に、総じて底堅い成長を維持しました。

米国では、良好な雇用環境や堅調な個人消費に支えられ、高い成長率を維持しましたが、米国の関税政策による不確実性の高まりや、先行き不透明感から期末にかけて景気の減速感が強まりました。欧州では、製造業の低迷が長期化しているものの、インフレ圧力の緩和から個人消費が回復し、全体として緩やかに持ち直しました。中国では、政府による景気刺激策の効果や米国による関税引き上げ前の駆け込み輸出により持ち直しの動きが見られたものの、輸出の反動や不動産市況の低迷から、本格的な回復にはつながりませんでした。我が国の経済は、物価の上昇から個人消費の停滞が懸念材料とされるものの、堅調な企業収益が設備投資を支え、緩やかに回復しました。

当社グループの海運業を取り巻く市況は、紅海情勢の影響による船腹需給の逼迫が依然として続いたことから、当社が主力とするケミカルタンカーにおいては引き続き高い水準で推移しましたが、全体としては前期と比べて低調な推移となりました。このような状況の下、当社グループでは、既存契約の有利更改や効率配船への取り組み等により、運航採算の向上を図りました。不動産業においては、当社所有ビルが順調な稼働を継続したことから、安定した収益を確保しました。

以上の結果、売上高は1,418億66百万円（前期比2.8%増）、営業利益は171億円（前期比10.3%減）、経常利益は173億68百万円（前期比20.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は183億67百万円（前期比7.0%減）となりました。

各セグメント別の状況は次の通りです。

①外航海運業

大型原油タンカー市況は、最大の原油輸入国である中国向け荷動きの低迷により年末にかけて軟調に推移しましたが、年明け以降は米国によるロシアへの制裁強化を背景に上昇し、総じて堅調に推移しました。当社においては、支配船腹を長期契約に継続投入し、安定収入を確保しました。

ケミカルタンカー市況は、当期を通じて新造船の竣工が限定的であったことに加え、紅海周辺の治安悪化による迂回輸送により船腹需給は引き続き引き締まっており、市況は依然として高い水準で推移しましたが、第3四半期以降は中国の景気回復の遅れや競合するプロダクトタンカー市況の軟化等を受け徐々に弱含みました。当社においては、基幹航路である中東域から欧州及びアジア向けをはじめとする安定的な数量輸送契約に加え、高運賃のスポット貨物を取り込んだことで、好採算を確保しました。

大型ガス船のうち、LPG船市況は堅調な米国からの荷動きを背景に底堅く推移しましたが、パナマ運河の通航制限の緩和等もあり、船腹余剰感からスポット運賃は前期と比べて低調に推移しました。LNG船市況は、新規プロジェクトの稼働開始の遅れや新造船の流入等による船腹需給バランスの悪化を主因に、スポット・定期用船市況ともに下落し、特に第3四半期以降は史上最安値圏に低迷しました。当社においては、LPG船・LNG船共に、既存の中長期契約を中心に安定収益を確保しました。また、経営資源の有効活用及び資産効率向上のため、LNG船1隻を売却しました。

ドライバルク船市況は、活発な海上輸送需要を背景に第2四半期までは堅調に推移しましたが、中国経済の減速による輸送需要の減少もあり、以降は軟調に推移しました。当社においては、専用船は順調に稼働し安定収益確保に貢献しました。ポストパナマックス型及びハンディ型を中心とする不定期船隊では、第2四半期までは好市況を享受出来た部分もあり、想定通りの収益を確保しました。

以上の結果、外航海運業の売上高は1,175億1百万円（前期比2.4%増）、営業利益は131億84百万円（前期比12.7%減）となりました。

②内航・近海海運業

内航ガス輸送の市況は、プラントの修繕や内需の冷え込みにより、当期を通じて荷動きが低調でしたが、船腹需給の逼迫により、前期と同水準で推移しました。当社においては、既存の中長期契約を中心とした効率配船により、運航採算を確保しました。また、船隊整備のため、当第4四半期に高圧LPG船1隻を売却し、代替船となる同新造船1隻が竣工しました。

近海ガス輸送の市況は、中国経済の回復鈍化により、プロピレンや塩化ビニルモノマーの輸送需要は当期を通じて低調であったものの、新造船の竣工は限定的であったことから、当社の主力とするアジア域の高圧ガス船市況は引き続き堅調に推移しました。当社においては、既存の中長期契約に基づき、安定的な収入を確保しました。

以上の結果、内航・近海海運業の売上高は113億43百万円（前期比10.4%増）、営業利益は4億54百万円（前期比2.5%増）となりました。

③不動産業

東京都心のオフィスビル賃貸市況は、空室率が前期と比べて改善したことに加えて、新築大型ビルへの集約移転や利用面積の拡張等から、賃料水準は上昇しました。当社所有ビルにおいては、オフィスフロアは順調な稼働を継続し、安定した収益を維持しました。商業フロアは、一部空室を残しているものの、飲食テナントを中心に売上の回復傾向が見られました。

英国ロンドンのオフィスビル賃貸市場においては、好立地で高グレードなビルの需要は引き続き堅調で、空室率が低く賃料も安定的に推移しており、前期と比べ改善傾向となりました。当社所有ビルにおいては、当第4四半期に一部オフィスフロアのテナント退去に伴い減益となったものの、前期末に取得した二棟目のオフィスビルが順調に稼働しました。

イイノホール&カンファレンスセンターにおいては、文化系催事が堅調に推移しており、ビジネス系催事の回復も継続しているため、稼働は改善に向かいました。

不動産関連事業のスタジオ事業を運営する㈱イイノ・メディアプロにおいては、広告、カタログ、雑誌等、幅広い案件を受注しており堅調に推移しました。

以上の結果、不動産業の売上高は131億3百万円（前期比1.0%増）、営業利益は34億62百万円（前期比1.5%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当期の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、307億29百万円のプラス（前期は294億48百万円のプラス）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益200億3百万円と減価償却費141億16百万円によるものです。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は307億86百万円のマイナス（前期は220億7百万円のマイナス）となりました。これは主に船舶及び不動産への設備投資を中心とした固定資産の取得による支出345億56百万円によるものです。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は83億25百万円のマイナス（前期は38億71百万円のマイナス）となりました。これは主に親会社による配当金の支払いによる支出59億16百万円があったことによるものです。

以上の結果、「現金及び現金同等物の当期末残高」は115億93百万円（前期末は198億53百万円）となりました。

生産、受注及び販売の実績

この項目は「業績等の概要（1）業績」の記載に含めて記載しております。

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、期末日における資産・負債の報告金額及び報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与える見積り及び仮定設定を行わなければなりません。当社グループ経営陣は、債権の貸倒、棚卸資産、投資、法人税等、財務活動、退職金、偶発事象や訴訟等に関する見積り及び判断に対して、継続して評価を行っております。過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、その結果は、他の方法では判定しにくい資産・負債の簿価及び収益・費用の報告金額についての判断の基礎となります。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループにおける重要な会計上の見積りに関する情報は、「第5 経理の状況 注記事項（重要な会計上の見積り）」をご参照下さい。

(2) 経営成績の分析

① 損益の分析

当期における売上高は、前期比2.8%増の1,418億66百万円となりました。なお、各セグメントの売上高の概要は、「業績等の概要（1）業績」に記載の通りであります。

営業利益は前期比10.3%減の171億円となりました。なお、各セグメントの営業利益の概要は、「業績等の概要（1）業績」に記載の通りであります。

経常利益は、前期比20.3%減の173億68百万円となりました。これは営業利益の減少と、為替差益の減少による

ものです。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比7.0%減の183億67百万円となりました。これは投資有価証券売却益の増加もありましたが、主に経常利益の減少によるものです。

② 財政状態の分析

当期末の総資産残高は前期末に比べ132億3百万円増加し、3,064億31百万円となりました。これは主に建設仮勘定が増加したことによるものです。

負債残高は前期末に比べ3億16百万円減少し、1,607億87百万円となりました。これは主に繰延税金負債の減少によるものです。

純資産残高は前期末に比べ135億19百万円増加し、1,456億45百万円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益計上に伴う利益剰余金の増加によるものです。

以上の結果、当期末の連結自己資本比率は47.5%（前期末は45.0%）となりました。

(3) 流動性及び資金の源泉

① 資金需要

当社グループの事業活動における運転資金需要の主なものは当社グループの外航海運業と内航・近海海運業により構成される海運業に関わる運航費、船費、借船料と不動産業に関わる管理費、営繕費等の不動産業費用、各事業についての一般管理費等があります。また、設備資金需要としては船舶投資と不動産投資に加え、情報処理の為の無形固定資産投資等があります。

② 財務政策

当社グループの事業活動の維持拡大に必要な資金を安定的に確保するため、内部資金の活用や金融機関からの借入により資金調達を行っており、運転資金及び設備資金につきましては、国内、海外子会社のものを含め当社において一元管理しております。

当社グループの主要な事業資産である船舶の調達に当たっては、船主からの中長期用船や裸用船のバランスも考慮に入れ、当社グループ全体の有利子負債の削減を図っております。円建て、米ドル建ての借入金を含む当期末の有利子負債残高（リース債務を除く）は1,206億53百万円となりました。

また、資金調達コストの低減に努める一方、過度に金利変動リスクに晒されないよう、設備資金の借入の大部分について金利スワップなどの手段を活用しております。

当社グループは国内2社の格付機関から格付を取得しており、本報告書提出時点において、日本格付研究所：「A-」、格付投資情報センター：「BBB+」となっております。また、金融機関には十分な借入枠を有しており、当社グループの事業の維持拡大、運営に必要な運転、設備資金の調達は今後も可能であると考えております。また、国内金融機関において複数年を含む合計180億円並びにUS\$6千万のコミットメントラインを設定しており、流動性の補完にも対応が可能となっております。

③ キャッシュ・フロー

「業績等の概要（2）キャッシュ・フローの状況」をご覧ください。

5 【重要な契約等】

記載すべき事項はありません。

6 【研究開発活動】

記載すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、十分な調査、採算予想、付随するリスクと対応策に基づき、今後の成長が見込まれる分野に重点的に投資を行っています。当期には無形固定資産に対する投資を含めて総額34,486百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、外航海運業においては、契約または建造中の船舶への支払いを中心に22,032百万円、内航・近海海運業においては、期中に竣工した船舶への支払いを中心に合計1,413百万円、不動産業においては、不動産の取得を中心に10,194百万円の設備投資を実施しました。

また、当期において売却した主要な設備の内容は以下の通りです。

セグメントの名称	設備の内容	隻数(隻)	載貨重量吨数 (K/T)	前連結会計年度末帳簿価額 (百万円)
外航海運業	船舶	1	75,248	3,385
内航・近海海運業	船舶	2	2,666	46

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			船舶	建物及び 構築物	建設仮勘定	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 東京都千代田区他	外航海運業 内航・近海 海運業 不動産業	大型原油タンカー、 LPG船、ドライバル ク船 計5隻 飯野ビルディング他 賃貸用建物等	22,912	40,894	11,558	48,825 (28,111)	661	124,850	211

(注) 帳簿価額のうち「その他」は機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品であります。

(2) 国内子会社

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			船舶	建物及び 構築物	建設仮勘定	土地 (面積㎡)	その他	合計	
イイノガストラン スポーツ㈱他 計4 社 兵庫県神戸市 中央区他	内航・近海 海運業 外航海運業	LPG船等 計15隻	8,897	7	—	20 (58)	2	8,926	283
イイノエンター プライズ㈱他 計4 社 東京都千代田区他	不動産業 外航海運業	事業用資産等	—	45	—	—	31	76	145

(注) 帳簿価額のうち「その他」は機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、リース資産であります。

(3) 在外子会社

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
			船舶	建物及び 構築物	建設仮勘 定	土地 (面積㎡)	リース資 産	その他	合計	
IKK HOLDING LTD他 計4社 英国ロンドン他	不動産業	賃貸用土地建物	—	7,599	—	724 (398)	—	3,015	11,338	—
LPG DAWN PANAMA S.A. 他 計12社 パナマ共和国 パナマ市他	外航海運業 内航・近海海 運業	LPG船等 計6隻	30,695	—	13,427	—	281	—	44,403	—
NEW STAR TANKERS S.A. 他 計 4社 パナマ共和国 パナマ市他	外航海運業	大型原油タンカー2隻	7,434	—	—	—	—	—	7,434	—
LODESTAR NAVIGATION S.A. 他 計39社 パナマ共和国 パナマ市他	外航海運業 内航・近海 海運業	ドライバルク船、 ケミカルタンカー等 計20隻	24,137	—	5,312	—	1,588	6	31,043	59

(注) 帳簿価額のうち「その他」は器具及び備品、借地権（無形固定資産に計上）であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次の通りです。

(1) 重要な設備の新設等

建造中及び取得予定の船舶

セグメントの名称	設備の内容	投資予定額 総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の増加 能力 (載貨重量屯 数(K/T))
					着手	完了	
外航海運業	船舶	72,357	22,052	自己資金 及び借入金	2024年6月 ～ 2026年10月	2025年8月 ～ 2027年10月	503,126

(2) 重要な設備の売却等

記載すべき事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

記載すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	108,900,000	108,900,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	108,900,000	108,900,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年11月24日 (注)	△2,175	108,900	—	13,092	—	6,233

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	－	39	37	222	151	108	20,844	21,401	－
所有株式数 （単元）	－	431,976	10,762	243,535	154,309	520	246,906	1,088,008	99,200
所有株式数 の割合（％）	－	39.703	0.989	22.383	14.182	0.047	22.693	100.000	－

(注) 自己株式3,096,941株は「個人その他」の欄に30,969単元、「単元未満株式の状況」の欄に41株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号赤坂インターシティA I R	11,339	10.71
飯野海運取引先持株会	東京都千代田区内幸町2丁目1-1	6,085	5.75
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番4号	4,211	3.98
株式会社みずほ銀行(常任代理人株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区大手町1丁目5番5号(東京都中央区晴海1丁目8番12号)	4,210	3.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	3,552	3.35
株式会社竹中工務店	大阪府大阪市中央区本町4丁目1-13	3,350	3.16
三井住友信託銀行株式会社(常任代理人株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区丸の内1丁目4-1(東京都中央区晴海1丁目8番12号)	3,100	2.92
美須賀海運株式会社	東京都千代田区富士見2丁目2-5	2,477	2.34
日本生命保険相互会社(常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号日本生命証券管理部内(東京都港区赤坂1丁目8番1号赤坂インターシティA I R)	2,256	2.13
トーマ再保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目6番地の5	2,253	2.12
計	—	42,835	40.48

(注) 1 所有株式数は、千株未満を切捨てております。

2 2025年3月31日現在における日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の信託業務に係る株式数については、11,339,300株であり、それらのうち、投資信託設定分は5,521,700株、年金信託設定分は146,700株であります。

3 2025年3月31日現在における株式会社日本カストディ銀行(信託口)の信託業務に係る株式数については、2,616,000株であり、それらのうち、投資信託設定分は1,281,300株、年金信託設定分は70,700株であります。

4 2025年3月31日現在における三井住友信託銀行株式会社の所有株式数には、信託業務に係る株式を含んでおりません。

- 5 2023年10月20日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書（特例対象株券等）において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2023年10月13日現在でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨が記載されているものの、アセットマネジメントOne株式会社については、2025年3月31日現在株主名簿の記載内容を確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	株式 4,941,500	4.54
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	株式 1,889,700	1.74

- 6 2020年9月24日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書（特例対象株券等）において、東京海上日動火災保険株式会社が2020年9月15日現在で以下の通り株式を保有している旨が記載されているものの、2025年3月31日現在株主名簿の記載内容を確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	株式 4,259,275	3.83

- 7 2025年3月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書（特例対象株券等）において、三井住友信託銀行株式会社並びにその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が2025年3月14日現在でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨が記載されているものの、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社については、2025年3月31日現在株主名簿の記載内容を確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	株式 3,100,000	2.85
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	株式 1,643,900	1.51
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	株式 1,137,700	1.04

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,096,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,703,900	1,057,039	—
単元未満株式	普通株式 99,200	—	—
発行済株式総数	108,900,000	—	—
総株主の議決権	—	1,057,039	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式41株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 飯野海運株式会社	東京都千代田区 内幸町二丁目1番1号	3,096,900	—	3,096,900	2.84
計	-	3,096,900	—	3,096,900	2.84

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	637	759,320
当期間における取得自己株式	5	4,755

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の売渡し)	—	—	—	—
保有自己株式数	3,096,941	—	3,096,946	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として捉えており、経営方針：IINO COMMITMENTにおいて株主の皆様提供価値として「持続的な成長に軸を置いた経営で企業価値を向上させ、充実した株主還元を実施」を掲げています。そして、株主の皆様は長く愛される企業グループであるために、次の方針に基づき配当を実施します。

◎内部留保の活用による企業成長

事業環境変化に即応するための事業基盤の維持強化、および持続的な成長のための新規投資に必要な内部留保を確保・活用する

◎株主重視の姿勢の明確化

配当額と企業成長を連動させ、適正で透明性のある利益還元を実施する

◎継続的な配当の維持

安定収益を背景とした継続的な配当を維持する

上記方針に基づき、安定的かつ通期業績に連動（連結配当性向：親会社株主に帰属する当期純利益の30%を基準）した配当の継続を目指します。

これに加え、2023年5月に公表した中期経営計画（2023年4月～2026年3月）において、2024年3月期通期連結業績と2025年3月期通期連結業績が当初計画の数値目標を上回る見込みとなったこと、事業ポートフォリオ戦略における投資が順調に進んでいること、これら及び最適資本構成を踏まえた財政状態等を総合的に勘案し、2025年3月期の期末配当において1株当たり5.00円の特別配当を実施する方針といたしました。

また、当社は、中間配当をすることができる旨を定款に定めており、期末配当と合わせて年2回の剰余金の配当を行うことを方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当（基準日は毎年3月31日）については株主総会、中間配当（基準日は毎年9月30日）については取締役会であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。期末配当の1株当たり配当額33.00円は、特別配当5.00円を含んでおります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2024年10月31日取締役会決議	2,645	25.00
2025年6月26日定時株主総会決議予定	3,492	33.00

現中期経営計画最終年度である2026年3月期は、通期業績に対して配当性向40%を基準とする配当方針としております。

（注）2027年3月期以降の配当方針については次期中期経営計画（2026年5月頃開示予定）策定時に再検討いたします。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の基礎となる各ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けた基本的な考え方を、グループ共通の「企業理念」として、「安全の確保を最優先に、人々の想いを繋ぎ、より豊かな未来を築きます」と掲げております。そして、このような「企業理念」を実現するための「経営方針」、「行動規範」に加えて、グループ役職員の行動指針として「安全の重視」、「人権の尊重」、「環境の保護」、「社会への貢献」、「コンプライアンスの徹底」、「取引先の尊重」、「ダイバーシティの推進」、「情報開示とコミュニケーション」及び「教育・訓練」の9項目からなる「サステナビリティ基本方針」を定め、それを実践することで環境・社会問題の解決に向けた企業活動に取り組んでおります。そのため、当社は、コーポレート・ガバナンスによって、「サステナビリティ基本方針」を実践するために求められる経営の健全性、透明性及び効率性を確保することが重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスを「企業を構成する様々な主体(ステークホルダー)間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現するための仕組み」と捉えております。当社は、このような考え方にに基づき、監査役制度を基礎とした組織体制のもと、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の健全性、透明性及び効率性との両立を図っており、経営の意思決定及び業務執行に際しては、株主、従業員及びその他のステークホルダーとの関係に配慮し、常に最良の経営成果をあげられるよう不断の努力を重ね、もって持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

当社は、次の基本方針に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

- (1)株主の権利を実質的に確保するための適切な対応と株主がその権利を適切に行使できる環境の整備を行うとともに、全ての株主の実質的な平等性の確保に配慮します。
- (2)株主、従業員、お客様、取引先、債権者及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの権利・立場を尊重し、ステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3)財務情報のみならず非財務情報についても適切な開示がなされるように主体的に取り組み、分かりやすく有用性の高い情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4)取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、適切なりスクテイクを支える環境整備や取締役に対する実効性の高い監督等の役割・責務を適切に果たします。監査役及び監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場から、取締役の職務の執行の監査等の役割・責務を適切に果たします。
- (5)持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行います。

(2) 企業統治の体制

<企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由>

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役8名により構成され、重要事項の決議を行うとともに取締役・執行役員の職務の執行の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月1回開催しております。また、執行役員による業務執行体制を採用し、取締役会の重要事項に関する意思決定機能と業務執行の監督機能を強化しております。当事業年度における取締役会の開催状況については、下記「(7)当事業年度の取締役会への出席状況」をご参照ください。

提出日現在における取締役会の構成員は以下のとおりです。

〔議長〕大谷祐介(代表取締役社長)

鮎子田修、藤村誠一、保木裕二、三好真理(社外取締役)、野々村智範(社外取締役)、高橋静代(社外取締役)、姫野毅(社外取締役)

なお、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役8名選任の件」を提案しております。当議案が承認可決され、また、その後に開催される取締役会の決議をもって、取締役会の構成員は引き続き以下の8名となる予定です。

〔議長〕大谷祐介(代表取締役社長)

鮎子田修、藤村誠一、保木裕二、三好真理(社外取締役)、野々村智範(社外取締役)、高橋静代(社外取締役)、姫野毅(社外取締役)

監査役会は、常勤監査役2名及び社外・非常勤監査役2名の合計4名により構成され、独立した客観的な立場から、取締役の職務の執行の監査等を行っております。監査役会は、原則として毎月1回開催しております。社長執行役員(代表取締役)直属の経営監査室、監査役及び会計監査人が相互に連携して監査に当たる体制をとっております。当事業年度における監査役会は15回開催しました。なお、経営監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社グループ

を構成する全社を対象に業務監査を行っております。当事業年度における監査役会の開催状況については、下記「（３）監査の状況 ①監査役監査の状況」をご参照ください。

提出日現在における監査役会の構成員は以下のとおりです。

〔議長〕橋村義憲(常勤監査役)

神宮知茂(常勤監査役)、福田健吉(社外監査役)、三宅雄大(社外監査役)

なお、2025年6月26日開催予定の定時株主総会終結の時をもって監査役である神宮知茂氏は辞任により退任いたします。また、当社は、同株主総会の議案（決議事項）として「監査役1名選任の件」を提案しております。当議案が承認可決され、清水紀和氏が監査役に就任し、また、その後に開催される監査役会の決議をもって、監査役会の構成員は以下の4名（うち社外監査役2名）となる予定です。

〔議長〕橋村義憲(常勤監査役)

清水紀和(常勤監査役)、福田健吉(社外監査役)、三宅雄大(社外監査役)

経営執行協議会は、執行役員14名により構成され、取締役の職務の執行が効率的に行われるために、社外取締役を含む取締役会から授權された事項の決議、取締役会から検討を指示された事項の審議並びに経営に関する意見交換及び情報交換を行っております。経営執行協議会は、原則として毎週開催しております。当事業年度における経営執行協議会は57回開催しております。

提出日現在における経営執行協議会の構成員は以下のとおりです。

〔議長〕大谷祐介(社長執行役員)

鮎子田修、井上徳親、藤村誠一、保木裕二、竹田篤、岩井喜一、妹尾邦彦、平尾聡、星啓、恒藤康孝、大島一祐、荒井敦、井上智広

なお、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役8名選任の件」を提案しております。当議案が承認可決され、また、その後に開催される取締役会の決議をもって、経営執行協議会の構成員は以下の15名となる予定です。

〔議長〕大谷祐介(社長執行役員)

鮎子田修、井上徳親、藤村誠一、保木裕二、竹田篤、岩井喜一、妹尾邦彦、平尾聡、星啓、恒藤康孝、大島一祐、荒井敦、井上智広、千葉浩一郎

指名・報酬諮問委員会は、独立社外取締役3名及び業務執行取締役2名の合計5名により構成され、手続等の客観性・透明性・公正性を高めるために、取締役会の諮問に基づき、取締役候補等の指名及び取締役の報酬に関する事項等について審議し、取締役会に対して答申を行っております。指名・報酬諮問委員会は、原則として1か月に1回開催しており、当事業年度は10回開催しました。なお、委員長は、委員会の都度、独立社外取締役から互選にて決定しております。

提出日現在における指名・報酬諮問委員会の構成員は以下のとおりです。

大谷祐介(代表取締役社長)、鮎子田修(取締役)、三好真理(社外取締役)、高橋静代(社外取締役)、姫野毅(社外取締役)

個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	出席回数/開催回数（出席率）
代表取締役社長	大谷 祐介	9回/10回（90%）
代表取締役	岡田 明彦	2回/2回（100%）
取締役	鮎子田 修	8回/8回（100%）
社外取締役	大江 啓	2回/2回（100%）
社外取締役	三好 真理	10回/10回（100%）
社外取締役	高橋 静代	10回/10回（100%）
社外取締役	姫野 毅	8回/8回（100%）

（注１）代表取締役 岡田明彦氏及び社外取締役 大江啓氏は2024年6月26日開催の第133期定時株主総会終結の時をもって退任しておりますので、退任までの指名・報酬諮問委員会の開催回数と出席回数を記載しております。

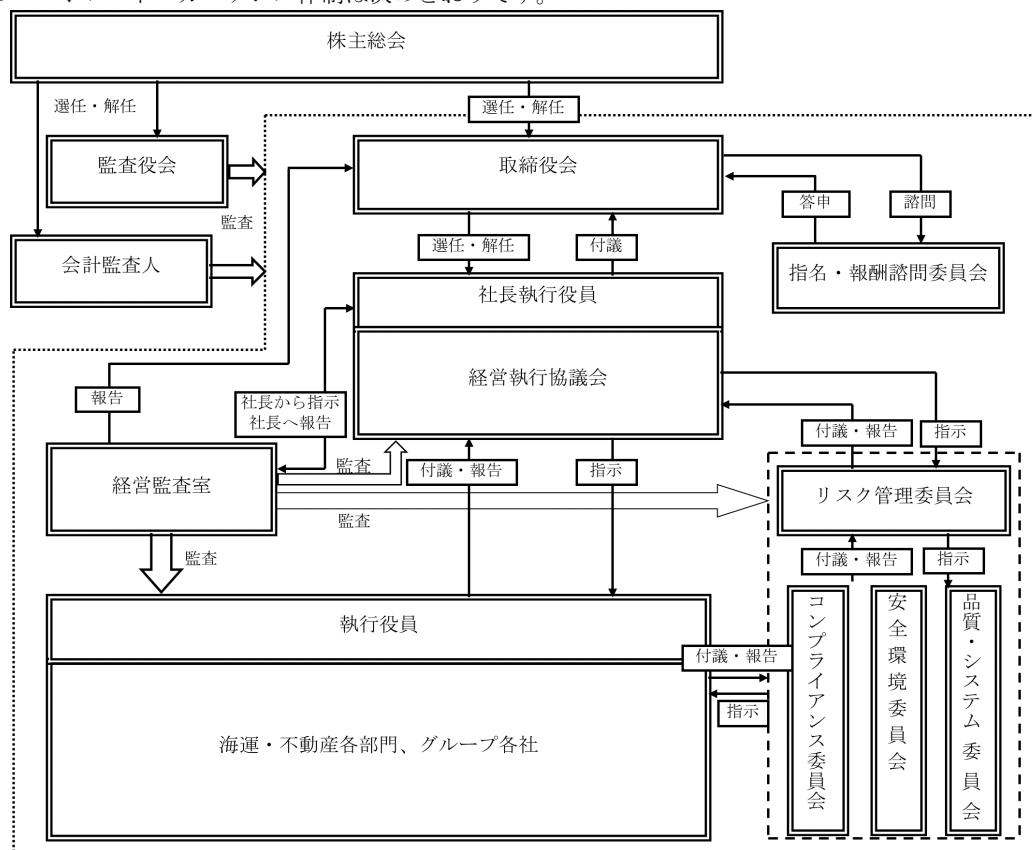
（注２）取締役 鮎子田修氏及び社外取締役 姫野毅氏は2024年6月26日開催の第133期定時株主総会をもって選任され就任いたしましたので開催回数及び出席回数は就任後のものです。

なお、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役8名選任の件」を提案しております。当議案が承認可決され、また、その後に開催される取締役会の決議をもって、指名・報酬諮問委員会の構成

員は引き続き以下の5名となる予定です。

大谷祐介(代表取締役社長)、鮎子田修(取締役)、三好真理(社外取締役)、高橋静代(社外取締役)、姫野毅(社外取締役)

当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりです。



<その他の事項>

当社グループにおいては、その業務の適正を確保すべく以下のとおりリスク管理体制をはじめとする内部統制システムを構築しております。

- (ア) 当社グループ全体のリスクに関する横断的な管理とその方針について、審議・提案・助言を行うために設置された「リスク管理委員会」は、その下部機関として主要なグループ会社の代表取締役も構成メンバーとする「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」及び「コンプライアンス委員会」の三委員会を設置しております。「リスク管理委員会」は、三委員会に対する指示を行い、三委員会から付議・報告を受ける等して、事業に係る戦略リスク・重要投資案件のリスク等を含めて、当社グループ全体のリスク管理活動を統括しております。また、当社グループの事業において生じるリスクについては、当社取締役会に報告を行い、当社取締役会がリスク管理体制の運用状況の監督を行っております。
- (イ) 当社グループの業務執行の過程で発生する可能性のある、船舶・建物における重大な事故・トラブル等によるリスクにつきましては、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」が、当社グループの安全及び環境に関する政策立案とその推進を行うとともに、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。
- (ウ) 当社グループのシステム及び事務に関するリスクにつきましては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」が、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案とその推進を行うとともに、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。
- (エ) 当社グループの取締役及び執行役員を含む使用人の職務の執行に係るコンプライアンスにつきましては、「サステナビリティ基本方針」及び「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会規程」に基づき設置された「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンスに関する政策立案とその推進を図っております。また、「コンプライアンス規程」に基づき、社長執行役員に指名されたチーフコンプライアンスオフィサーは、監査役及び経営監査室と連携して、当社グループにおけるコンプライアンスに関する業務を指揮し、当社グループ役職員は「コンプライアンス規程」及び「外部通報制度運用規程」に基づき法令違反等に関する報告義務を負っております。

- (オ) 当社グループの事業に関して、不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・トラブル・大規模災害が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」に基づき当社社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理に当たります。また、当社グループは事業地域において大規模地震等が発生した場合を想定した事業継続計画（BCP）を制定し、各事業の速やかな復旧と継続を図ることができる体制を整備しております。
- (カ) 当社における取締役及び執行役員を含む使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「情報管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティ基本規程」等の社内諸規程に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。
- (キ) 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項については、当社の「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」に基づき、重要事項が当社取締役会及び経営執行協議会に付議・報告されております。また、当社の執行役員を含む使用人は、必要に応じて当社グループ各社の取締役を兼務しており、当社グループ各社の取締役会への出席を通じて、職務の執行に係る事項の報告を受けております。
- (ク) 当社グループ各社の企業活動は、当社が策定したグループ中期経営計画(下記(3)-2.①イ.参照)に基づき行われており、その進捗状況は定期的に当社に報告されております。
- (ケ) 当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役スタッフ1名を兼任として配置しております。当社においては、監査役スタッフの任命、解任、人事異動等については常勤監査役の事前の同意を必要としております。また、監査役スタッフは監査役の補助業務に従事する間は、監査役による指示業務を優先的に取り組むこととし、且つ役職員は監査役スタッフの業務遂行に対して不当な制約を行わないことにより、監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保しております。
- (コ) 監査役への報告に関する体制は以下のとおりです。
- i 監査役は、取締役会に出席し、取締役から職務の執行に関する報告を受けております。
 - ii 常勤監査役は、原則として毎週開催される経営執行協議会に出席し、執行役員を含む使用人から職務の執行に関する報告を受けております。
 - iii 常勤監査役は、経営執行協議会において受けた職務の執行に関する報告の内容を、原則として毎月1回開催される監査役会において他の監査役に報告する体制をとっております。
 - iv 当社グループの役職員及び当社グループの取引関係者は当社グループ及び当社グループの役職員による組織的又は個人的な法令等に違反する行為、当社グループが定める各種内部規程に違反する行為及び倫理に違反する行為、並びに、その恐れのある行為（人権侵害行為、差別行為、各種ハラスメント行為を含む）があると判断した場合は、当社が速やかにその事実を認識し適正な是正措置を講じることができるよう、外部通報制度を設けております。「外部通報制度運用規程」においては、当社が指定する外部の法律事務所が通報の窓口となることが規定されております。常勤監査役は、外部通報窓口より報告を受けた当社コンプライアンス担当者から当該報告を受けます。
 - v 「コンプライアンス規程」及び「外部通報制度運用規程」では、外部通報をした当社グループの役職員および当社グループの取引関係者に対して、不利益な取り扱いをしてはならない旨が明記されております。
- (サ) 当社においては、監査役の職務の執行上必要と認められる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を計上しております。但し、緊急又は臨時で支出した費用については、事後、会社に支払いを請求することとしております。
- (シ) 当社においては、常勤監査役は、上記の他、業務執行の状況を把握するため、「リスク管理委員会」並びに「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」及び「コンプライアンス委員会」等の重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとっております。また、監査役は必要に応じ、随時、取締役及び執行役員を含む使用人に対し、事業の報告を求めることができます。さらに、監査役は、当社グループの監査を適正に実施するために、経営監査室と逐次、情報交換を行う等、緊密に連携する体制及び会計監査人に対しても当社グループ各社の会計監査の内容について説明を求めることができる体制をとっております。
- (ス) 当社グループは「サステナビリティ基本方針」において「秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは一切かかわりません。」と定めるとともに、当社グループ共通の規程として「反社会的勢力対応規程」を設け、社会の秩序や安全を脅かすような団体・個人がかかわりを持ちかけてきたり、金銭などの要求をしてきた場合には、当社として組織的な対応と外部の専門的機関との緊密な連携により、断固としてこれを排除します。

<責任限定契約>

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除きます。)及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意で且つ重過失がないときは、賠償責任の限度額は法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。

<役員等賠償責任保険契約>

当社は、当社及び当社の関係会社の取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者が被る損害賠償金及び訴訟費用等が填補されます。

保険料は、特約部分も含め、全ての被保険者について当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。但し、上記の保険契約により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由を設けております。

<補償契約>

当社は各取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。但し、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、職務の執行において悪意又は重過失があった場合は補償を行わない旨等を当該補償契約において定めております。

以上の体制が、企業を構成する様々な主体(ステークホルダー)間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現するために最適なコーポレート・ガバナンスの形態と考えております。

(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、経営の基本方針に基づく当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。

当社は、大規模買付行為であっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、このような大規模買付行為の中には、専ら自身の短期的な利得のみを目的として行われるものや、株主の皆様に対して当該大規模買付行為の提案に関する情報や熟慮の機会が十分に確保されず、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為もあり得ます。

したがって、上記のような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記①の中期経営計画等による企業価値向上のための取組み及び下記②のコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。

① 中期経営計画等による企業価値向上のための取組み

ア. 当社の事業の概要

当社は、海運業と不動産業を事業の柱とし、企業としての最大の経営課題である中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を図る観点から、海運市況、金利及び為替等の変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と、変動要素が相対的に少なく収益が安定している国内を基盤とする不動産業とを適切に組み合わせることにより、新興国を中心とした世界の経済成長を取り込む事業と国内の安定的な事業の双方をバランスよく行うことを経営の基本方針としております。

当社の海運業は、大型原油タンカー、ガス船及びケミカルタンカーを中心とした液体貨物輸送業並びにドライバルク船によるばら積み貨物輸送業から構成されております。当社は、液体貨物輸送業においては、中東諸国、アジア各国の顧客との間で長年に亘る信頼関係を築いており、また、ばら積み貨物輸送業においては、国内電力各社、製紙会社等との中長期の契約関係に基づき専用船を主体とした安定輸送に従事しており、いずれも取引先企業から高い評価を得ております。さらに、海運業において当社が輸送する主要貨物は、日本をはじめ世界各国に必要な不可欠な物資であり、当社はこれを安全且つ安定的に輸送することにより顧客の信頼を獲得しており、それを当社の事業の基盤とするとともに、国内外の地域社会との共存共栄を図ることに貢献しているものと自負しております。

一方、不動産業においては、東京都心部の中でも立地条件が良く高い稼働率が期待できる地区におけるオフィスビル賃貸事業を核として展開しており、多目的ホールの運営やフォトスタジオの運営等の不動産周辺事業の発展にも力を注いでおります。2011年10月に開業した飯野ビルディング（東京都千代田区内幸町）は、日比谷公園を望む良好な立地に加え、高い耐震性や高度なセキュリティ機能を備えております。さらに、世界最高水準の環境性能を有し、自然環境にも配慮した快適なビジネス環境を提供するオフィスビルとなっており、国内外の多くの機関から高い評価を得ております。また、飯野ビルディングのシンボルであるイイノホールは、カンファレンスセンターとともに、落語会、演奏会及び映画試写会といった催しや講演会・式典等の様々な用途にご利用頂いており、当社の文化的事業の拠点として、確固たる地位を築いております。当社は不動産業において、ゆとりある安全な空間を提供することにより、顧客である各企業の信頼を得ており、海運業と同様に、それを当社の事業の基盤とするとともに、当社が提供するゆとりある安全な空間において顧客である各企業が安心して事業を展開することを通じて、間接的に地域社会を含む社会全体に貢献しているものと考えております。

このような当社に対する高い評価と信頼は、当社が特定の企業系列に属せずに独立的・中立的企業として120年以上の間に亘り、事業を営んできたことにより培われたものであり、それは当社の企業価値の基盤となっております。

当社が営む海運業及び不動産業において、安全の確保は、当社に対する評価と信頼の基礎となる事業の発展基盤であり、当社の企業価値の基礎であるとともに、国内外の地域社会を含む社会全体への貢献の基盤となっておりますが、両事業において安全を確保するためには、中長期的な視点からの安定的な経営が不可欠となります。変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と、変動要素が相対的に少なく収益が安定している不動産業とを適切に組み合わせることは、当社全体の経営の安定に資するものと考えております。

また、当社は海運業と不動産業とを適切に組み合わせるという経営の基本方針を達成するために、双方の事業にバランスよく投資を行っております。特に、中長期的な視点からのヒトへの投資と教育が必要不可欠であると考えており、両事業間の人事交流を含め、双方の事業に対して経営資源の適切な配分を行っております。とりわけ、市況等の変動が収益に及ぼす影響の大きい海運業については、当社の企業体力にあった設備投資を志向するとともに、市況変動への耐性を強化するため、自社による保有船と他社からの調達船のバランスを考慮して投資を行い、また、調達船の用船期間についても、短期・中期・長期と分けることにより、船腹調達の多様化を図っております。

以上のとおり、当社は、常に、中長期的な視点から安定的な経営を行うことを経営判断の基礎に置きつつ、海運業と不動産業とを適切に組み合わせることによって、当社グループ全体の中長期的な業績の向上を目指しております。

下記イ.の中期経営計画もこれらの方針に基づいて策定されておりますが、その方針は、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資するものと考えております。

イ. 中期経営計画

当社グループは、2023年4月から開始する3年間の中期経営計画「The Adventure to Our Sustainable Future」（計画期間：2023年4月～2026年3月、以下「本計画」という）を策定しました。

<前中期経営計画「Be Unique and Innovative. : The Next Stage - 2030年に向けて -」の振り返り>

2020年5月に発表した前中期経営計画「Be Unique and Innovative. : The Next Stage - 2030年に向けて -」（計画期間：2020年4月～2023年3月、以下「前計画」という）では、IINO VISION for 2030として「時代の要請に応え、自由な発想で進化し続ける独立系グローバル企業グループを目指します」を目標に掲げました。グローバル事業の更なる推進や安定収益基盤の更なる盤石化といった経済的価値の向上に加え、サステナビリティへの積極的な取り組みで社会的価値の創造も図り、当社グループの理解する共通価値を創造していくことに注力し、欧州顧客との複数の大型ガス船の中長期契約締結や、米国不動産開発事業への参画、次世代燃料として注目されるアンモニアの輸送への再参入等を達成しました。新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行やロシアによるウクライナ侵攻という歴史的な転換点とも言える突発的なリスクが発生する中、前計画で掲げた重点戦略の着実な実行に加え、海運業では物流の混乱や変化によって市況が高騰したこともあり、最高益を2年連続で達成しました。

<現中期経営計画「The Adventure to Our Sustainable Future」における重点戦略>

本計画は、外部環境の変化が加速し将来の見通しが難しい状況の中でも、全てのステークホルダーの持続可能な未来に向け、必要な備えをした上で果敢に挑戦・冒険していくという想いで名づけました。また、ポートフォリオ経営とカーボンニュートラルへの挑戦をテーマに定め、長期目標としてのIINO VISION for 2030を受け継ぎ、前計画で取り組んだ共通価値の創造をより力強く推進します。

重点戦略としては、IINO MODEL*1を基盤とした事業ポートフォリオ経営による持続的な成長と、マテリアリティ（サステナビリティ重要課題）の克服を両立させる諸施策を推進していきます。具体的には、利益の蓄積により強固になった財務基盤から、前計画比で2倍超となる3年間総額で約1,000億円の投資を、成長性やマテリアリティとの関連度の高い新規・成長事業を中心に効率的に配分し、持続的な成長を実現できる最適な事業ポートフォリオの構築を目指します。さらに、重視する経営指標に投下資本利益率（ROIC）*2を新たに加え、資本収益性の向上と事業間のシナジーの創出を意識した戦略を推進することで、経済的価値を高めていきます。また、マテリアリティの克服については、テーマに定めたカーボンニュートラルを2050年までに達成するロードマップを策定の上、他律的な技術革新を織り込みながらもそれに過度に依存することなく、実行可能な温室効果ガス削減施策に取り組み脱炭素に貢献する他、人的資本の強化や人権尊重への対応等の社会的要請にも着実に対応していきます。さらに、前計画で社内にタスクフォースを設置し、デジタル基盤の整備から着手したDXへの対応については、スタートアップとの協働による課題解決の経験と実績も踏まえ、新たに専門部署を設置の上でその取り組みを一層加速させていきます。

*1 飯野海運独自のビジネスモデル（市況変動の大きい海運業と市況変動が相対的に小さい不動産業を組み合わせる両輪経営）のこと

*2 $ROIC = \text{利払前税引後利益} \div \text{投下資本}$

本計画の詳細については、当社ホームページをご参照下さい。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/manage/plan.html>

当社グループの事業の概要については、当社ホームページをご参照下さい。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/index.html>

② コーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びコーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況につきましては、上記「(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」及び上記「(2)企業統治の体制」をご参照下さい。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

※当社は、2025年5月8日開催の当社取締役会において、同年6月26日に開催予定の当社第134期定時株主総会における出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認されることを条件として、上記定時株主総会の終結時に有効期間が満了する本方針に替えて、本方針と基本的内容が同一である「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」（以下「新方針」といいます。）を導入することを決定しております。新方針の詳細につきましては、当社ホームページをご参照ください。

[https://contents.xj-](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/1df83b94/4a30/4f5d/a982/f103e780abdf/140120250508533725.pdf)

[storage.jp/xcontents/AS00371/1df83b94/4a30/4f5d/a982/f103e780abdf/140120250508533725.pdf](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/1df83b94/4a30/4f5d/a982/f103e780abdf/140120250508533725.pdf)

なお、本報告書提出日現在における取組みの概要は下記の通りです。

当社は、2022年5月10日開催の当社取締役会において、当社の株券等の大規模買付行為に関する概ね下記の内容の対応方針（以下「本方針」といいます。）を導入することを決定し、本方針の導入については同年6月28日開催の当社第131期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決頂いております。なお、本方針の有効期間は、2025年に開催予定の当社第134期定時株主総会の終結時までです。また、2025年3月31日現在の当社の大株主の状況につきましては、本有価証券報告書の「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（6）大株主の状況」をご参照下さい。

本方針の内容の詳細については、当社ホームページをご参照下さい。

[https://contents.xj-](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/271c37dd/db44/453f/93c0/73e6edcddfc3/140120220510536730.pdf)

[storage.jp/xcontents/AS00371/271c37dd/db44/453f/93c0/73e6edcddfc3/140120220510536730.pdf](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/271c37dd/db44/453f/93c0/73e6edcddfc3/140120220510536730.pdf)

記

① 本方針の対象となる行為

本方針は、当社の株券等の保有者及びその共同保有者並びに当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者（以下「特定株主グループ」といいます。）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意その他の行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）を対象としております。

② 大規模買付ルールの設定

本方針において大規模買付者に従って頂く手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）の概要は以下のとおりです。

ア. 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した書面（以下「大規模買付意向表明書」といいます。）を提出して頂きます。

イ. 大規模買付情報の提供

当社は、大規模買付意向表明書を提出して頂いた日から10営業日（初日不算入）以内に、大規模買付者に対して、提供して頂くべき情報が記載された書面（以下「提供情報リスト」といいます。）を発送いたしますので、大規模買付者には、提供情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役社長に提供して頂きます。

提供情報リストに従い大規模買付者から提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らし、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が外部専門家等の助言を得た上で当社取締役会から独立した組織である特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供して頂きます。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で合理的に判断するときには、速やかに、大規模買付者に対して、その旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を行うとともに、その旨を開示いたします。

ウ. 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、最長60日間又は90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、速やかに株主の皆様を開示いたします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会に対して、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします（なお、当該延長は一度に限るものとします。）。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

③ 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することといたします。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、社外監査役を含む当社監査役全員(但し、事故その他やむを得ない事由により当該取締役会に出席することができない監査役を除きます。)の賛成を得た上で決議することといたします。

なお、①特別委員会が株主意思確認総会(以下に定義します。)を招集することを勧告した場合、又は、②当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであることが明白である所定の場合に該当するときは除き、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集することなく、対抗措置の発動の決議をすることができないものとします。株主意思確認総会を招集する場合には、当社取締役会は、特別委員会への諮問の手続を経ることなく、株主意思確認総会決議の内容に従って対抗措置の発動の決議をすることができます。

本方針における対抗措置としては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てその他法令及び当社の定款上認められる手段を想定しております。そして、本新株予約権については、当社の株券等の大量保有者等は非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めることを予定しております。また、当社は、上記非適格者以外の株主の皆様が所有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき当社の普通株式1株を交付することができる旨の差別的取得条項を定めることを予定しております。

④ 本方針の廃止及び変更

本方針の有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本方針の廃止若しくは変更が決議された場合又は(ii)当社取締役会において本方針の廃止が決議された場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されます。また、(iii)2023年以降毎年の上記定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本方針の継続が決議されなかった場合には、本方針はその時点で廃止されます。

4. 上記2. の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記2. の取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記1. の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記2. の取組みは上記1. の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5. 上記3. の取組みについての当社取締役会の判断

上記3. の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、上記3. の取組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記1. の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記3. の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記3. の取組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議による導入、株主意思確認総会の招集及びサンセット条項)、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3. の取組みの合理性・公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記3. の取組みは上記1. の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

(5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役を選任する株主総会には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

(6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

① 自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、市場取引等により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

② 中間配当

当社は、株主への機動的な利益配分を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款に定めております。

(7) 当事業年度の取締役会への出席状況

個々の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	出席回数/開催回数（出席率）
代表取締役社長	大谷 祐介	23回/23回（100%）
代表取締役	岡田 明彦	9回/9回（100%）
取締役	小藺江 隆一	9回/9回（100%）
取締役	鮎子田 修	23回/23回（100%）
取締役	藤村 誠一	14回/14回（100%）
取締役	保木 裕二	14回/14回（100%）
社外取締役	大江 啓	9回/9回（100%）
社外取締役	三好 真理	23回/23回（100%）
社外取締役	野々村 智範	23回/23回（100%）
社外取締役	高橋 静代	22回/23回（96%）
社外取締役	姫野 毅	14回/14回（100%）
常勤監査役	橋村 義憲	22回/23回（96%）
常勤監査役	神宮 知茂	23回/23回（100%）
社外監査役	山田 義雄	9回/9回（100%）
社外監査役	高橋 洋	9回/9回（100%）
社外監査役	福田 健吉	14回/14回（100%）
社外監査役	三宅 雄大	14回/14回（100%）

（注１）代表取締役 岡田明彦氏、取締役 小藺江隆一氏及び大江啓氏並びに監査役 山田義雄氏及び高橋洋氏は2024年6月26日開催の第133期定時株主総会終結の時をもって退任しておりますので、退任までの取締役会の開催回数と出席回数を記載しております。

（注２）取締役 藤村誠一氏、保木裕二氏及び姫野毅氏並びに監査役 福田健吉氏及び三宅雄大氏は2024年6月26日開催の第133期定時株主総会をもって選任され就任いたしましたので開催回数及び出席回数は就任後のものです。

＜取締役・監査役の専門性と経験＞

当社のスキルマトリックスについて

中期経営計画FY2023-2025における重点戦略及び事業基盤戦略の推進にあたり、“取締役会が持つべきスキル（知識、経験、能力）”を指名・報酬諮問委員会にて議論し、下記の8つのスキルを選定しました。

各自が有する全ての経験またはスキルを表すものではなく、各取締役および監査役に期待し重視するスキルに●を記しています。当社取締役会は、取締役会全体として8つのスキルを備える機関とし、適切な経営の監督を実践してまいります。

[提出日現在のスキルマトリックス]

			取締役・ 年 監査役就任	企業経営	事業戦略 マーケティング	財務・会計	テクノロジー DX	法務・リスク マネジメント	人材・労務	ESG経営	グローバル戦略
代表取締役社長		大谷祐介	2020	●	●			●		●	●
取締役		蛸子田修	2023	●		●		●	●		
取締役		藤村誠一	2024		●					●	●
取締役		保木裕二	2024		●		●			●	
取締役	独立社外	三好真理	2021							●	●
取締役	独立社外	野々村智範	2023		●			●			
取締役	独立社外	高橋静代	2023			●			●		
取締役	独立社外	姫野毅	2024	●			●				
常勤監査役		橋村義憲	2016			●			●	●	
常勤監査役		神宮知茂	2023			●	●			●	
監査役	独立社外	福田健吉	2024		●	●					
監査役	独立社外	三宅雄大	2024					●	●		

[定時株主総会後のスキルマトリックス]

			取締役・ 年 監査役就任	企業経営	事業戦略 マーケティング	財務・会計	テクノロジー DX	法務・リスク マネジメント	人材・労務	ESG経営	グローバル戦略
代表取締役社長		大谷祐介	2020	●	●			●		●	●
取締役		蛸子田修	2023	●		●		●	●		
取締役		藤村誠一	2024		●					●	●
取締役		保木裕二	2024		●		●			●	
取締役	独立社外	三好真理	2021							●	●
取締役	独立社外	野々村智範	2023		●			●			
取締役	独立社外	高橋静代	2023			●			●		
取締役	独立社外	姫野毅	2024	●			●				
常勤監査役		橋村義憲	2016			●			●	●	
常勤監査役		清水紀和	2025			●	●		●		
監査役	独立社外	福田健吉	2024		●	●					
監査役	独立社外	三宅雄大	2024					●	●		

スキル選定理由・定義については次のとおりです。

		選定理由
①	企業経営	当社はグローバルに事業を展開しており、中期経営計画で掲げる重点戦略を実行し経済的価値と社会的価値の両方の創造を実現し、企業理念の実現や企業の永続的発展を目指すために企業でのマネジメント経験を持つ役員が必要である。
②	事業戦略・マーケティング	グローバルに事業を展開し、新規顧客開拓や多様化する顧客のニーズに的確に対応していくためには、営業戦略の立案やマーケティングを実行した経験やノウハウを持つ役員が必要である。
③	財務・会計	中期経営計画において事業ポートフォリオ経営の推進を掲げており、より資本コストを重視する経営を推進するために財務・会計に関する知識・経験を持つ役員が必要である。
④	テクノロジー・DX	中期経営計画における事業基盤戦略でDXの推進を掲げており、経営基盤の強化やコスト競争力の強化、重点戦略実行のためにはITの活用が不可欠であり、IT/DXに関する知識・経験を持つ役員が必要である。
⑤	法務・リスクマネジメント	当社はグローバルに事業を展開しており、国内外の法制度・各種規制の知識・経験を持ち、リスクを適切に評価し、予防・対策をリードできる役員が必要である。
⑥	人材・労務	多様な人材の確保など、人材戦略の実行による従業員エンゲージメントの向上を通して企業価値を最大化するために、人事・労務（又は人材開発）に関する知識・経験を持つ役員が必要である。
⑦	ESG経営	当社は環境や人権への対応、ガバナンスの強化等をマテリアリティとして特定、また中期経営計画においても社会的価値の創造を重点戦略に掲げており、これらの分野における知識・経験を持つ役員が必要である。
⑧	グローバル戦略	当社はグローバルに事業を展開しており、中期経営計画の重点戦略の一つであるグローバル事業の拡張を推進するためには、海外での勤務経験や海外の商習慣等の知識・経験を持つ役員が必要である。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a. 2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性 10名 女性 2名 （役員のうち女性の比率16.7%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役社長 社長執行役員	大 谷 祐 介	1967年9月16日生	1991年4月 当社入社 2010年6月 イイノガストランスポート㈱営業グループリーダー 2012年6月 当社ガスキャリアグループリーダー 2014年6月 当社ドバイ駐在員事務所代表 2016年6月 当社総務・企画部長 2017年6月 当社経営企画部長兼事業開発推進部長 2018年6月 当社執行役員経営企画部長委嘱 2019年6月 当社執行役員兼イイノエンタープライズ㈱代表取締役社長 2020年6月 当社取締役執行役員 2021年6月 当社取締役常務執行役員 2023年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現）	(注)2	392
取締役 常務執行役員	鮎子田 修	1967年8月4日生	1991年4月 当社入社 2013年1月 IINO SINGAPORE PTE. LTD. 出向 2014年6月 当社ケミカル船第二部長兼 IINO SINGAPORE PTE. LTD. 出向 2016年6月 当社ケミカル船第一部長 2019年6月 当社経理部長 2020年6月 当社執行役員経理部長委嘱 2023年6月 当社取締役執行役員経理部長委嘱 2024年6月 当社取締役常務執行役員（現）	(注)2	176
取締役 執行役員	藤 村 誠 一	1965年10月28日生	1988年6月 当社入社 2003年7月 Fairfield Chemical Carriers Inc. 出向 2010年6月 当社海運営業第1グループリーダー 2012年6月 当社油槽船グループリーダー 2014年6月 当社ケミカル船第一部長 2016年6月 当社ケミカル船第二部長兼 IINO SINGAPORE PTE. LTD. 取締役 2018年6月 当社執行役員ケミカル船第二部長委嘱兼 IINO SINGAPORE PTE. LTD. 取締役社長 2024年6月 当社取締役執行役員兼 IINO SINGAPORE PTE. LTD. 取締役社長（現）	(注)2	194
取締役 執行役員	保 木 裕 二	1970年2月4日生	1993年4月 当社入社 2006年7月 IINO SINGAPORE PTE. LTD. 出向 2017年6月 当社業務管理部長 2019年6月 当社経営監査室長 2023年6月 当社執行役員サステナビリティ推進部長委嘱兼 事業戦略部長委嘱兼DX推進部長委嘱 2024年6月 当社取締役執行役員サステナビリティ推進部長委嘱 兼事業戦略部長委嘱兼DX推進部長委嘱（現）	(注)2	119

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (非常勤)	三 好 真 理	1958年3月16日生	1980年4月 外務省入省 2006年8月 国際連合日本政府代表部公使 2008年8月 在ドイツ日本国大使館公使 2012年4月 法務省仙台入国管理局長 2014年1月 外務省領事局長 2015年10月 在アイルランド特命全権大使 2019年8月 特命全権大使（国際テロ対策・組織犯罪対策協力担当兼北極担当） 2021年3月 外務省退官 2021年6月 当社監査役（非常勤、社外監査役） 2022年4月 東京大学公共政策大学院客員教授 2022年6月 当社監査役辞任により退任 2022年6月 当社取締役（非常勤、社外取締役）（現）	(注)1 (注)2	25
取締役 (非常勤)	野々村 智範	1958年3月21日生	1981年4月 住友セメント(株)（現住友大阪セメント(株)）入社 2009年6月 住友大阪セメント(株)法務室長 2013年6月 同社執行役員兼企画部長兼管理部長 2018年6月 エスオーシー物流(株)代表取締役社長 2021年6月 同社取締役相談役 2023年3月 同 退任 2023年6月 当社取締役(非常勤、社外取締役)（現）	(注)1 (注)2	8
取締役 (非常勤)	高 橋 静 代	1962年2月24日生	1984年4月 チェース・マンハッタン銀行 （現JPモルガン・チェース銀行）東京支店入行 1990年12月 中央クーパース・アンド・ライブランドコンサルティング(株)入社 1994年10月 フューチャーシステムコンサルティング(株) （現フューチャーアーキテクト(株)）入社 2004年4月 同社執行役員事業部長 2008年4月 同社執行役員人財本部長 2016年1月 (株)ビジネスブレイン太田昭和入社 2017年7月 ウェルネット(株)入社 2017年9月 同社取締役 2020年7月 (株)ベビーカレンダー社外取締役（現） 2023年4月 (株)シーイーシー社外取締役（現） 2023年6月 当社取締役(非常勤、社外取締役)（現）	(注)1 (注)2	8
取締役 (非常勤)	姫野 毅	1958年8月19日生	1987年4月 旭化成工業(株)（現旭化成(株)）入社 1988年10月 札幌医科大学派遣 2006年7月 旭化成ファーマ(株)臨床開発センター開発推進部長 2011年4月 同社医薬研究センター長 2013年4月 同社薬事・信頼性保証センター長 2014年4月 旭化成(株)研究・開発本部 ヘルスケア研究開発センター長 2015年4月 同社執行役員 2016年4月 旭化成メディカル(株)取締役常務執行役員 医療製品開発本部長 2017年4月 同社代表取締役社長 2019年4月 旭化成(株)上席執行役員、品質保証担当 2022年4月 同社顧問（現） 2024年6月 当社取締役(非常勤、社外取締役)（現）	(注)1 (注)2	3

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
監査役 (常勤)	橋 村 義 憲	1967年3月19日生	1989年4月 旭硝子（現AGC）㈱入社 1992年10月 中央新光監査法人入所 1996年4月 公認会計士登録 2004年9月 橋村公認会計士事務所開設 2004年10月 税理士登録 2016年6月 当社監査役（現）	(注)3	95
監査役 (常勤)	神 宮 知 茂	1961年2月16日生	1983年4月 ㈱日本興業銀行（現㈱みずほ銀行）入行 2006年10月 ㈱みずほ銀行恵比寿支店長 2008年4月 ㈱みずほコーポレート銀行新宿営業部長 2010年4月 同 名古屋営業部長 2011年4月 同 執行役員名古屋営業部長 2012年4月 ㈱みずほ銀行常務執行役員（営業担当） 2014年4月 ㈱みずほフィナンシャルグループ常務執行役員 人事グループ長 2015年4月 ㈱みずほ銀行常務執行役員（営業担当） 2016年5月 当社顧問 2016年6月 当社取締役常務執行役員兼 イイノマネジメントデータ㈱代表取締役社長 2019年6月 当社取締役常務執行役員兼 イイノマネジメントデータ㈱代表取締役社長兼 飯野システム㈱代表取締役社長 2023年6月 当社監査役（現）	(注)4	474
監査役 (非常勤)	福 田 健 吉	1960年11月10日生	1983年4月 日本開発銀行（現㈱日本政策投資銀行）入行 2007年4月 日本政策投資銀行（現㈱日本政策投資銀行） 総務部審議役 2008年10月 同行管理部長 2009年6月 同行中国支店長 2012年6月 同行執行役員人事部長 2014年6月 同行常務執行役員（関西支店長） 2016年6月 同行取締役常務執行役員 2021年6月 新むつ小川原㈱代表取締役社長（現） 2021年6月 東京都市開発㈱社外監査役 2021年6月 新都市熱供給㈱社外監査役 2022年6月 ㈱ソラシドエア社外取締役（22/10退任※） 2022年6月 ㈱AIRDO社外取締役（22/10退任※） 2022年10月 ㈱リージョナルプラスウイングス社外取締役（現） ※㈱AIRDOと㈱ソラシドエアの共同持株会社㈱リージョナルプラスウイングスが2022年10月に設立されたため、㈱AIRDOと㈱ソラシドエアの社外取締役を退任し、㈱リージョナルプラスウイングスの社外取締役に就任したもの。 2024年6月 当社監査役（非常勤、社外監査役）（現）	(注)1 (注)3	3
監査役 (非常勤)	三 宅 雄 大	1974年6月24日生	2006年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 2006年10月 三宅法律事務所（現三宅苅野法律事務所）入所 （現） 2018年6月 当社補欠監査役選任 2023年6月 山洋電気㈱社外取締役（現） 2024年6月 当社監査役（非常勤、社外監査役）（現）	(注)1 (注)3	13
計					1,510

- (注) 1. 取締役三好真理氏、野々村智範氏、高橋静代氏及び姫野毅氏は社外取締役であります。
また監査役福田健吉氏及び三宅雄大氏は社外監査役であります。
2. 当該取締役の任期は2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 当該監査役の任期は2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 当該監査役の任期は2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では迅速かつ的確な意思決定を行うとともに、コーポレートガバナンスの体制を強化するため、2004年6月29日より執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役兼務者を除く）は10名であります。
6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (百株)
窪 木 登志子	1960年2月26日生	1987年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1987年4月 山崎法律特許事務所入所 1993年4月 大野・窪木法律事務所開設 2003年8月 窪木法律事務所開設、所長就任（現） 2012年4月 中央大学法科大学院客員教授（現） 2015年6月 クオール㈱（現クオールホールディングス ㈱）社外取締役（現） 2015年6月 （一社）共同通信社社外監事（現） 2016年6月 シチズンホールディングス㈱ （現シチズン時計㈱）社外監査役 2019年6月 シチズン時計㈱社外取締役（現） 2023年4月 東京医科歯科大学（現東京科学大学）副学長 2023年6月 旭有機材㈱社外取締役監査等委員（現） 2024年6月 当社補欠監査役選任（現） 2024年10月 東京科学大学副理事（現） 2025年4月 中央区監査委員（現）	(注)	-

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了する時までであります。

b. 2025年6月26日開催予定の第134回定時株主総会（決議事項）として、「第2号議案 取締役8名選任の件」及び「第3号議案 監査役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決され、また、その後に開催される取締役会及び監査役会それぞれの決議をもって、当社の役員の状況は以下の通りとなる予定であります。

男性 10名 女性 2名 （役員のうち女性の比率16.7%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役社長 社長執行役員	大 谷 祐 介	1967年9月16日生	1991年4月 当社入社 2010年6月 イイノ ガストランスポート(株)営業グループリーダー 2012年6月 当社ガスキャリアグループリーダー 2014年6月 当社ドバイ駐在員事務所代表 2016年6月 当社総務・企画部長 2017年6月 当社経営企画部長兼事業開発推進部長 2018年6月 当社執行役員経営企画部長委嘱 2019年6月 当社執行役員兼イイノエンタープライズ(株)代表取締役社長 2020年6月 当社取締役執行役員 2021年6月 当社取締役常務執行役員 2023年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現）	(注)2	392
取締役 常務執行役員	鮎子田 修	1967年8月4日生	1991年4月 当社入社 2013年1月 IINO SINGAPORE PTE. LTD. 出向 2014年6月 当社ケミカル船第二部長兼 IINO SINGAPORE PTE. LTD. 出向 2016年6月 当社ケミカル船第一部長 2019年6月 当社経理部長 2020年6月 当社執行役員経理部長委嘱 2023年6月 当社取締役執行役員経理部長委嘱 2024年6月 当社取締役常務執行役員（現）	(注)2	176
取締役 執行役員	藤 村 誠 一	1965年10月28日生	1988年6月 当社入社 2003年7月 Fairfield Chemical Carriers Inc. 出向 2010年6月 当社海運営業第1グループリーダー 2012年6月 当社油槽船グループリーダー 2014年6月 当社ケミカル船第一部長 2016年6月 当社ケミカル船第二部長兼 IINO SINGAPORE PTE. LTD. 取締役 2018年6月 当社執行役員ケミカル船第二部長委嘱兼 IINO SINGAPORE PTE. LTD. 取締役社長 2024年6月 当社取締役執行役員兼 IINO SINGAPORE PTE. LTD. 取締役社長 2025年6月 当社取締役執行役員兼 IINO SINGAPORE PTE. LTD. 取締役社長兼 IINO LINES (U.S.A.) INC President（現）	(注)2	194
取締役 執行役員	保 木 裕 二	1970年2月4日生	1993年4月 当社入社 2006年7月 IINO SINGAPORE PTE. LTD. 出向 2017年6月 当社業務管理部長 2019年6月 当社経営監査室長 2023年6月 当社執行役員サステナビリティ推進部長委嘱兼 事業戦略部長委嘱兼DX推進部長委嘱 2024年6月 当社取締役執行役員サステナビリティ推進部長委嘱 兼事業戦略部長委嘱兼DX推進部長委嘱 2025年6月 当社取締役執行役員事業戦略部長委嘱兼DX推進部 委嘱（現）	(注)2	119

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (非常勤)	三 好 真 理	1958年3月16日生	1980年4月 外務省入省 2006年8月 国際連合日本政府代表部公使 2008年8月 在ドイツ日本国大使館公使 2012年4月 法務省仙台入国管理局長 2014年1月 外務省領事局長 2015年10月 在アイルランド特命全権大使 2019年8月 特命全権大使（国際テロ対策・組織犯罪対策協力担当兼北極担当） 2021年3月 外務省退官 2021年6月 当社監査役（非常勤、社外監査役） 2022年4月 東京大学公共政策大学院客員教授 2022年6月 当社監査役辞任により退任 2022年6月 当社取締役（非常勤、社外取締役）（現）	(注)1 (注)2	25
取締役 (非常勤)	野々村 智範	1958年3月21日生	1981年4月 住友セメント(株)（現住友大阪セメント(株)）入社 2009年6月 住友大阪セメント(株)法務室長 2013年6月 同社執行役員兼企画部長兼管理部長 2018年6月 エスオーシー物流(株)代表取締役社長 2021年6月 同社取締役相談役 2023年3月 同 退任 2023年6月 当社取締役(非常勤、社外取締役)（現）	(注)1 (注)2	8
取締役 (非常勤)	高 橋 静 代	1962年2月24日生	1984年4月 チェース・マンハッタン銀行 （現JPモルガン・チェース銀行）東京支店入行 1990年12月 中央クーパース・アンド・ライブランドコンサルティング(株)入社 1994年10月 フューチャーシステムコンサルティング(株) （現フューチャーアーキテクト(株)）入社 2004年4月 同社執行役員事業部長 2008年4月 同社執行役員人財本部長 2016年1月 (株)ビジネスブレイン太田昭和入社 2017年7月 ウェルネット(株)入社 2017年9月 同社取締役 2020年7月 (株)ベビーカレンダー社外取締役（現） 2023年4月 (株)シーイーシー社外取締役（現） 2023年6月 当社取締役(非常勤、社外取締役)（現）	(注)1 (注)2	8
取締役 (非常勤)	姫野 毅	1958年8月19日生	1987年4月 旭化成工業(株)（現旭化成(株)）入社 1988年10月 札幌医科大学派遣 2006年7月 旭化成ファーマ(株)臨床開発センター開発推進部長 2011年4月 同社医薬研究センター長 2013年4月 同社薬事・信頼性保証センター長 2014年4月 旭化成(株)研究・開発本部 ヘルスケア研究開発センター長 2015年4月 同社執行役員 2016年4月 旭化成メディカル(株)取締役常務執行役員 医療製品開発本部長 2017年4月 同社代表取締役社長 2019年4月 旭化成(株)上席執行役員、品質保証担当 2022年4月 同社顧問 2024年6月 当社取締役(非常勤、社外取締役)（現）	(注)1 (注)2	3

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
監査役 (常勤)	橋 村 義 憲	1967年3月19日生	1989年4月 旭硝子（現AGC）㈱入社 1992年10月 中央新光監査法人入所 1996年4月 公認会計士登録 2004年9月 橋村公認会計士事務所開設 2004年10月 税理士登録 2016年6月 当社監査役（現）	(注)3	95
監査役 (常勤)	清 水 紀 和	1966年5月17日生	1989年4月 当社入社 2001年9月 イイノマネジメントデータ㈱出向 2014年6月 同 第二会計グループリーダー 2018年6月 同 常務取締役 2023年6月 同 取締役社長 2025年6月 当社監査役（現）	(注)4	41
監査役 (非常勤)	福 田 健 吉	1960年11月10日生	1983年4月 日本開発銀行（現㈱日本政策投資銀行）入行 2007年4月 日本政策投資銀行（現㈱日本政策投資銀行） 総務部審議役 2008年10月 同行管理部長 2009年6月 同行中国支店長 2012年6月 同行執行役員人事部長 2014年6月 同行常務執行役員（関西支店長） 2016年6月 同行取締役常務執行役員 2021年6月 新むつ小川原㈱代表取締役社長（現） 2021年6月 東京都市開発㈱社外監査役 2021年6月 新都市熱供給㈱社外監査役 2022年6月 ㈱ソラシドエア社外取締役（22/10退任※） 2022年6月 ㈱AIRDO社外取締役（22/10退任※） 2022年10月 ㈱リージョナルプラスウイングス社外取締役（現） ※㈱AIRDOと㈱ソラシドエアの共同持株会社㈱リージョナルプラスウイングスが2022年10月に設立されたため、㈱AIRDOと㈱ソラシドエアの社外取締役を退任し、㈱リージョナルプラスウイングスの社外取締役に就任したものの。 2024年6月 当社監査役（非常勤、社外監査役）（現）	(注)1 (注)3	3
監査役 (非常勤)	三 宅 雄 大	1974年6月24日生	2006年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 2006年10月 三宅法律事務所（現三宅荻野法律事務所）入所 （現） 2018年6月 当社補欠監査役選任 2023年6月 山洋電気㈱社外取締役（現） 2024年6月 当社監査役（非常勤、社外監査役）（現）	(注)1 (注)3	13
計					1,077

- (注) 1. 取締役三好真理氏、野々村智範氏、高橋静代氏及び姫野毅氏は社外取締役であります。
また監査役福田健吉氏及び三宅雄大氏は社外監査役であります。
2. 当該取締役の任期は2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 当該監査役の任期は2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 当該監査役の任期は2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2029年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では迅速かつ的確な意思決定を行うとともに、コーポレートガバナンスの体制を強化するため、2004年6月29日より執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役兼務者を除く）は11名であります。
6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (百株)
窪 木 登志子	1960年2月26日生	1987年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1987年4月 山崎法律特許事務所入所 1993年4月 大野・窪木法律事務所開設 2003年8月 窪木法律事務所開設、所長就任（現） 2012年4月 中央大学法科大学院客員教授（現） 2015年6月 クオール㈱（現クオールホールディングス ㈱）社外取締役（現） 2015年6月 （一社）共同通信社社外監事（現） 2016年6月 シチズンホールディングス㈱ （現シチズン時計㈱）社外監査役 2019年6月 シチズン時計㈱社外取締役（現） 2023年4月 東京医科歯科大学（現東京科学大学）副学長 2023年6月 旭有機材㈱社外取締役監査等委員（現） 2024年6月 当社補欠監査役選任（現） 2024年10月 東京科学大学副理事（現） 2025年4月 中央区監査委員（現）	(注)	-

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了する時までであります。

② 社外役員の状況

＜社外取締役の員数＞： 4名

＜社外監査役の員数＞： 2名

＜社外取締役及び社外監査役と会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係＞

- ・ 社外取締役三好真理氏は、長年にわたり外交官として培ってきた豊富な経験と知識を有しており、幅広い見地から当社経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能を發揮していただくため、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、当社株式25百株保有しております。
- ・ 社外取締役野々村智範氏は、上場企業法務責任者として培った豊富な知識と経験に加え、企業経営責任者としても豊富な知識と経験を有しております。これらのことから、引き続き法務・リスクマネジメントや事業戦略・マーケティングに関する面を中心に、社外取締役として、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行できるものと期待し、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、当社株式8百株保有しております。
- ・ 社外取締役高橋静代氏は、業務・IT両面に強みをもつコンサルタントとして、多種の企業のDX推進などに関わることによって豊富な経験や知識を培い、また事業会社の取締役の経験を経て経営全般に対する幅広い見識を有しております。これらのことから、引き続きテクノロジー・DXや財務・会計及び人材・労務に関する事項を中心に、社外取締役として、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行できるものと期待し、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、当社株式8百株保有しております。
- ・ 社外取締役姫野毅氏は、企業経営者として培った豊富な知識と経験を有しており、企業経営及びテクノロジー・DXに関連する事項を中心に、社外取締役として経営の意思決定において客観的な立場で意見を述べ、取締役の業務執行を適切に監督する役割を果たしていただけることを期待し、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、当社株式3百株保有しております。
- ・ 社外監査役福田健吉氏は、当社の取引先である株式会社日本政策投資銀行の出身者であり、当社と同社との間に資金融資等の取引関係があります。同氏は、金融機関における豊富な経験と知識及び経営者としての豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただくため、また、外部の視点から業務執行に対する監督機能の強化を図るため、社外監査役として選任しております。なお、同氏は、当社株式3百株保有しております。
- ・ 社外監査役三宅雄大氏は、弁護士として培った企業法務に関する豊富な専門知識と経験を有しており、2018年6月より当社補欠監査役に選任しておりましたが、昨年度より社外監査役として選任しております。なお、同氏は、当社株式13百株保有しております。

＜社外取締役及び社外監査役が会社の企業統治において果たす機能及び役割＞

社外取締役は利害関係のない中立的な立場から、取締役の職務執行の状況について必要な指摘や明確な説明を求めることにより、取締役及び執行役員を含む使用人への監視機能を發揮しております。

また、社外監査役は利害関係のない中立的な立場から、取締役及び執行役員を含む使用人の職務執行の状況について、必要な指摘や明確な説明を求めることにより、取締役への監視機能を發揮しております。

なお、当社は社外取締役4名及び社外監査役2名を独立役員として指定しております。経営陣から独立した中立的な視点から、社外取締役と社外監査役による経営監視体制を整備しております。

＜社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準＞

社外取締役及び社外監査役に求められる独立性及び資質に関して以下の「社外役員の独立性及び資質に関する基準」を定めております。

「社外役員の独立性及び資質に関する基準」

本基準は当社における社外取締役及び社外監査役(あわせて以下「社外役員」という)の候補者に関する独立性判断基準及び候補者に求められる資質を定めるものとする。

(社外取締役)

社外取締役候補者には、会社法に定める社外取締役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者であって、建設的な意見を持ち、当社のより一層の成長に対する貢献が期待できる人物を指名し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性の確保にも配慮するものとする。

(社外監査役)

社外監査役候補者には、会社法に定める社外監査役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者を指名し、財務・会計・企業法務に関する適切な知見を有する者が含まれるよう配慮するものとする。

(社外役員の独立性判断基準)

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社又は当社子会社の業務執行者（注1）
2. 当社を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
3. 当社の主要な取引先（注3）又はその業務執行者
4. 当社の現在の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
5. 当社の会計監査人又はその社員等として当社の監査業務を担当している者
6. 当社から役員報酬以外に、多額（注4）の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント又は会計、法律、税務その他の専門家。これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
7. 当社から多額（注4）の寄付又は助成を受けている者。これらの者が法人、組合等の団体である場合はその理事その他の業務執行者を含む。
8. 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役又は執行役員である者
9. 上記1～8に過去3年間に於いて該当していた者（注5）
10. 上記1～9に該当する者、又は、社外監査役の独立性を判断する場合については以下に掲げる者が重要な者（注6）である場合において、その者の配偶者又は二親等内の親族
 - (a) 当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ）
 - (b) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与
 - (c) 過去3年間に於いて上記(a)、(b)又は当社の業務執行者でない取締役に該当していた者

(注1)業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。

(注2)当社を主要な取引先とする者とは、取引先の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。

(注3)当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者又は直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。

(注4)多額とは、直近事業年度において当社から受けた財産上の利益が個人の場合は年間1,000万円以上をいい、法人、組合等の団体の場合は、年間1,000万円以上でかつ、当該団体の直近事業年度の年間連結売上高又は総収入の2%以上の額をいう。

(注5)上記4に関しては、過去3年間に於いて、当社の現在の大株主の業務執行者であった者をいう。

(注6)重要な者には、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長以上の管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士及び法律事務所所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）が含まれる。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会への出席を通じて、監査役監査及び会計監査の各監査結果等の報告を受け、適宜必要な指摘を行っております。また、「リスク管理委員会」「安全環境委員会」「コンプライアンス委員会」及び「品質・システム委員会」などの内部統制に関わる重要な会議での討議内容については、社外取締役は経営企画部担当執行役員より報告を受け、適宜必要な指摘を行い、相互に連携を図る体制を整備しております。

一方、社外監査役は取締役会及び監査役会への出席を通じて、内部監査、監査役監査及び会計監査の各監査結果等の報告を受け、適宜必要な指摘を行っております。また、「リスク管理委員会」「安全環境委員会」「コンプライアンス委員会」及び「品質・システム委員会」などの内部統制に関わる重要な会議での討議内容については、社外監査役は常勤監査役より報告を受け、適宜必要な指摘を行い、相互に連携を図る体制を整備しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当事業年度末における社外監査役2名を含む監査役4名は、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役会に出席し、取締役等からその職務執行等の状況を聴取し、また、決裁書類等を閲覧するなど監査業務を遂行し、監査役付1名が監査役監査業務の遂行をサポートしております。

常勤監査役については、業務執行の状況を把握するため、原則として毎週開催される経営執行協議会や、年間複数回開催される「リスク管理委員会」「安全環境委員会」「コンプライアンス委員会」「品質・システム委員会」などの内部統制に関わる重要な会議に原則として毎回出席し、報告を受け、適宜必要な指摘を行っております。

監査役は経営監査室及び会計監査人の独立性を監視しつつ会計監査人と連携し、相互補完し、各々の監査の精度を高めており、定例監査役会を毎月開催し、監査結果を相互に確認し、監査の質を向上させています。監査役会においては、年間の監査方針を策定し、その方針に基づき監査計画を作成して監査を実施しました。

また、会計監査人との連携については、当事業年度においては、監査役会の席上会計監査人から

- ・監査計画の説明：6月
- ・期中レビュー報告：8月、11月、2月
- ・会社法監査結果の報告：5月
- ・金商法監査結果の報告：6月

等を受けるとともに、監査役会・会計監査人・経営監査室とで意見交換を行っております。

また、監査役会は当事業年度において、社外取締役との意見交換会を5月、7月、10月、1月に、代表取締役との意見交換会を4月、10月に実施し、それぞれ当事業年度の経営課題等に関して幅広く意見交換・情報交換を行っております。

常勤監査役である橋村義憲氏及び神宮知茂氏について、橋村義憲氏は公認会計士・税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、神宮知茂氏は金融機関における実務経験及び当社グループの経理業務を受託している関係会社の社長としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役である福田健吉氏及び三宅雄大氏について、福田健吉氏は金融機関における豊富な業務経験と知識を有し、三宅雄大氏は弁護士として培った企業法務に関する豊富な専門知識と経験を有しております。

個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	出席回数/開催回数（出席率）
常勤監査役	橋村 義憲	14回/15回（93%）
常勤監査役	神宮 知茂	15回/15回（100%）
社外監査役	山田 義雄	4回/5回（80%）
社外監査役	高橋 洋	5回/5回（100%）
社外監査役	福田 健吉	9回/10回（90%）
社外監査役	三宅 雄大	10回/10回（100%）

（注1）社外監査役 山田義雄氏及び高橋洋氏は2024年6月26日開催の第133期定時株主総会終結の時をもって退任しておりますので、退任までの監査役会の開催回数と出席回数を記載しております。

（注2）社外監査役 福田健吉氏及び三宅雄大氏は2024年6月26日開催の第133期定時株主総会をもって選任され就任いたしましたので開催回数及び出席回数は就任後のものです。

② 内部監査の状況

社長執行役員直属の経営監査室（1名）は、「内部監査規程」に基づき、当社グループ全体の業務執行の適正確保を目的として、当社監査役及び会計監査人と連携し、業務監査を行っております。

経営監査室は、社長執行役員に対して内部監査の内容を報告するとともに、監査役会に対して毎月内部監査の内容を共有し、意見交換を行っております。

また、取締役会に対して年1回内部監査及び内部統制評価の実施状況及び翌年度の内部監査計画を報告する体制を整えており、当事業年度においては、2025年3月に実施しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

16年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 西田 俊之氏（2年）

指定有限責任社員 業務執行社員 細井 友美子氏（2年）

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る2024年度における補助者は、公認会計士5名、その他7名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の独立性、専門性、品質管理体制、監査の実施体制、監査報酬の見積額等を総合的に勘案したうえで決定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人の独立性、監査体制、監査の実施状況や品質等に関する情報収集を行い、当社の会計監査人の評価基準に基づき評価を行った結果、監査の方法、結果、監査時間及び監査報酬等を相当と評価しました。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	45	—	46	13
連結子会社	—	—	—	—
計	45	—	46	13

提出会社における主な非監査業務の内容は、インターナルカーボンプライシングの導入及び運用プロセスに関する助言業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMGネットワーク・ファーム）に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	—	—	—
連結子会社	—	2	—	2
計	—	2	—	2

連結子会社における主な非監査業務の内容は、税務申告支援業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針としましては、監査内容、監査日数、人員数等を勘案し、監査法人と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積り等を確認し検討した結果、当社の事業規模や事業内容に適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等に関する方針等

ア. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して決定することを基本方針として、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を作成するよう指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重して取締役会において決定方針を決議しております。2024年7月より実施している決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

<決定方針の内容の概要>

1. 基本方針

取締役の個別の報酬については、企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して決定することを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬については、①各取締役の職位に応じて設定された固定報酬及び「CDP2023気候変動質問書」におけるCDPスコアに応じて支給する業績連動報酬からなる月例報酬、②連結当期純利益等を主要な指標とした業績の達成度合いや重大事故発生の有無を考慮して支給される賞与及び③全業務執行取締役を対象とした株式購入報酬により構成する。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（月例報酬）のみを支払うこととする。

2. 月例報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の固定報酬は、職位に応じて設定された月例報酬とする。

3. 賞与（金銭報酬）ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

月例報酬のうちの業績連動報酬については環境に関する非財務指標としてCDPスコアを指標とする。

賞与は、企業価値向上に向けての新たな設備投資や株主還元の直接的な原資となる連結当期純利益を主要な指標とし、人為的な事由に起因する重大事故（海難事故等に限らず、情報システム障害や事務過誤による事故等も含まれます。）が生じた場合には減額を行う安全に関する非財務指標も採用し、毎年、一定の時期に支給する。

株式購入報酬制度は、株主と株主価値共有を一層深め、当社中期経営計画の達成に向けた経営陣の姿勢を明確化し、企業価値向上に向けた取組みをさらに推進させることを目的として、業務執行取締役の月例報酬のうち、職位に応じて設定された金額を役員持株会へ拠出させるとともに、役員持株会が市場から時価で取得した当社の株式（持分株式）を、原則として事業年度末営業日に、役員持株会から引き出させることにより、業務執行取締役に当社の株式を交付する制度である。株式購入報酬制度に係る株式報酬は、持分株式の価値が株価に連動し、業務執行取締役が株主と株主価値を共有することで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すことが可能となる。重大な不正会計や巨額損失等が発生した場合は、その責任に応じ、株式購入報酬制度により役員持株会で取得した株式の全部又は一部を無償返還するクローバック条項を適用する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬等については、短期的な業績の向上のみならず、中長期的な企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して、固定報酬（月例報酬）、業績連動報酬（月例報酬）、業績連動報酬（賞与）及び業績連動報酬（株式購入報酬）の割合を決定する。社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（月例報酬）のみを支払うこととする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、各取締役の個別の報酬額を社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において決定する。なお、2024年6月以前は、業務執行取締役の報酬については、職位に応じて設定された固定の月例報酬、各事業年度の連結当期純利益等の目標値に対する達成度合いに応じて支給される賞与及び株式購入報酬により構成する方針としておりました。

<当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由>

当事業年度に係る取締役の個人別の固定報酬（月例報酬）の額、当事業年度に係る業務執行取締役の個人別の業績連動報酬（月例報酬）の額及び株式購入報酬制度に係る拠出金の額、並びに当事業年度に係る業務執行取締役の個人別の

賞与のうち2024年7月支給分の額の決定に当たっては、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において、決定方針との整合性も含めて慎重に審議をした上で決議を行ったため、決定方針に沿うものであると判断しました。なお、当事業年度に係る業務執行取締役の個人別の賞与のうち2025年7月支給分の額についても、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、本株主総会後に実施される社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において、決定方針との整合性も含めて慎重に審議をした上で決議を行う予定であることから、決定方針に沿うものになると判断しております。

(イ) 監査役の報酬等

下記ウ.に記載の通り、監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額1億20百万円以内と決議しております。監査役の報酬は、固定報酬のみとし、その額は、監査役会における監査役の協議により決定しております。

イ. 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び業績連動報酬の額の決定方法並びに非金銭報酬等の内容

① 賞与

業務執行取締役に対して2024年7月に支給した賞与は、2024年3月期の連結当期純利益等の目標値に対する達成度合いに応じて算定しました。また、業務執行取締役に対して2025年7月に支給予定の賞与は、同年3月期の連結当期純利益等の目標値に対する達成度合いと重大事故発生の有無を考慮して算定する予定です。

企業価値向上に向けての新たな設備投資や株主還元の直接的な原資となる連結当期純利益を主要な指標とすることで、中長期的な企業価値の向上に資するインセンティブとなると判断しております。連結当期純利益等の指標の目標は前事業年度の実績に基づいて設定しており、2024年3月期の連結当期純利益の実績値は197億45百万円、2025年3月期の連結当期純利益の実績値は183億67百万円でした。

② 業績連動型月例報酬

業務執行取締役の当事業年度に係る業績連動型月例報酬は、環境に関する情報開示を支援する国際的な非営利組織であるCarbon Disclosure Projectから付与されたスコア（以下「CDPスコア」という）に応じて算定しました。

当社は中期経営計画「The Adventure to Our Sustainable Future」において、脱炭素社会の実現に向けた計画策定と実行を重点戦略の一つと位置づけており、CDPスコアを指標とすることでその達成に資するインセンティブとなると判断しております。CDPスコアの目標は、従前のスコア実績や同業他社の取組み状況を考慮して設定しており、「CDP2023気候変動質問書」におけるCDPスコアの実績は、目標を上回りました。

③ 株式購入報酬制度

業務執行取締役の当事業年度に係る株式購入報酬制度に係る株式報酬は、月例報酬から職位に応じて設定された金額を役員持株会へ拠出させるとともに、役員持株会が市場から時価で取得した当社の株式を当事業年度末営業日に役員持株会から引き出させることにより当社の株式の交付を行いました。

株式購入報酬制度に係る株式報酬は、持分株式の価値が株価に連動し、業務執行取締役が株主と株主価値を共有することで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すことが可能となると判断しております。

なお、株価を指標とすることからその実績は東京証券取引所における市場相場であり、目標は設定しておりません。

ウ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額5億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は0名）です。当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額1億20百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 （人）
		基本報酬	業績連動報酬等		
			金銭報酬等 （賞与及び 業績連動型 月例報酬）	非金銭報酬等 （株式購入報 酬制度）	
取締役	224	155	51	18	11
（上記のうち社外取締役）	40	40	—	—	5
監査役	69	69	—	—	6
（上記のうち社外監査役）	19	19	—	—	4
合計	293	224	51	18	17
（上記のうち社外役員）	59	59	—	—	9

(注) 1. 当事業年度末現在の取締役は8名(うち社外取締役は4名)、監査役は4名(うち社外監査役は2名)であります。

2. 業績連動報酬等(月例報酬)は2024年7月から支給しております。

3. 賞与は、2024年7月に支給した賞与額のうち同年4月から同年6月までの3ヶ月間分に相当する金額と2025年7月に支給見込みの賞与額のうち2024年7月から2025年3月までの9ヶ月間分に相当する金額の合計額を記載しています。

4. 非金銭報酬等は、株式購入報酬制度により、月例報酬から職位に応じて役員持株会へ拠出することが定められた金額を記載しています。

③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

当社では報酬等の総額が1億円以上である者はありません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

当社では使用人兼務役員はありません。

⑤ 役員の報酬等の額の決定に関する方針の決定権限を有する者、その権限及び裁量の範囲の内容、指名・報酬諮問委員会が当該決定に関与する手続の概要、並びに当事業年度における活動内容

決定方針については、事前にその原案を作成するよう指名・報酬諮問委員会に諮問した上で、取締役会の決議により決定しております。当該決定に係る取締役会の権限及び裁量の範囲については、取締役会が、株主総会の決議により決定された取締役の報酬総額の限度額内で、かつ、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重して、決議を行うこととされております。

当事業年度の実績別の報酬額については、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、各取締役の個別の報酬額を社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において決定しております。任意の指名・報酬諮問委員会は独立社外取締役3名及び業務執行取締役2名の計5名で構成され、取締役の報酬制度における報酬の構成及び水準に関する事項について審議のうえ、取締役会に対して答申を行っております。当事業年度において同委員会は10回開催されました。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分については、以下の通りと考えております。

・純投資目的である投資株式

専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式としておりますが、当社は純投資目的である投資株式を所有しておりません。

・純投資目的以外の目的である投資株式

取引関係の維持、強化、推進、業界関連情報その他の情報の収集を目的として、純投資目的以外の目的である投資株式を保有しております。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
〈当社の政策保有に関する方針〉

投資目的以外の目的で上場株式を保有するに当たっては、経済合理性(当社が資本コストの観点から定める投資基準に照らし、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかどうか等)の検証、保有目的の適切性(例えば、投資先企業との取引その他の関係の維持強化を目的とする場合は、当該関係の維持強化が当社の中長期的な収益拡大・企業価値の向上に資するかどうか等)の検証を行い、保有することの合理性が認められた株式に限り保有することとしております。

これに対して、経済合理性や保有目的の適切性の検証の結果、保有することの合理性が認められなくなった株式については、適宜縮減する方向で検討を行うこととしております。

〈当社の政策保有株式の議決権行使の基準〉

議決権行使については、画一的な基準で機械的に賛否を判断するのではなく、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかや、投資先企業の企業価値の向上に資するかどうか等を考慮しつつ、当社の中長期的な企業価値の向上に資するかどうかという観点から、総合的な検討を行っております。

なお、著しい経営悪化や重大な企業不祥事があった場合には、反対の議決権行使の検討も含め、慎重に判断いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	45	5,865
非上場株式以外の株式	29	14,031

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	3	200	中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	6	2,136

c. 保有区分、銘柄別の株式数、貸借対照表計上額等の情報等
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
高砂熱学工業(株)	385,000	385,000	不動産業における取引先であり、安定的な取引関係を維持するため	有
	2,138	1,879		
みずほリース(株)	1,665,000	666,000	・金融取引を行っており、中長期的な取引関係を維持・強化するため ・2024年4月1日を効力発生日とした同社の株式分割後に一部を売却し、保有株式数が999,000株増加しています	有
	1,737	3,869		
電源開発(株)	589,780	589,780	外航海運業における取引先であり、中長期的な取引関係を維持・強化するため	有
	1,493	1,472		
東ソー(株)	700,150	700,150	内航・近海海運業における取引先であり、中長期的な取引関係を維持・強化するため	有
	1,438	1,444		
日本ゼオン(株)	862,000	862,000	内航・近海海運業における取引先であり、中長期的な取引関係を維持・強化するため	有
	1,289	1,139		
中国塗料(株)	350,900	350,900	海運業における取引先であり、安定的な取引関係を維持するため	有
	741	795		
東京海上ホールディングス(株)	126,000	126,000	損害保険付保等によるリスク管理を行う上で、安定的な取引関係を維持・強化するため	無※
	723	593		
出光興産(株)	570,000	570,000	外航海運業における取引先であり、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無
	600	594		
住友不動産(株)	104,000	104,000	不動産業において取引関係を推進するため及び情報を収集するため	有
	582	603		
DOWAホールディングス(株)	115,500	115,500	海運業における取引先として、取引関係を推進するため	有
	535	615		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	202,570	236,970	金融取引を行っており、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無※
	407	369		
北海道瓦斯(株)	648,000	129,600	・内航・近海海運業における取引先であり、中長期的な取引関係を維持・強化するため ・2024年10月1日を効力発生日とした同社の株式分割により保有株式数が518,400株増加しています	有
	328	328		
東京瓦斯(株)	61,198	91,298	外航海運業における取引先であり、中長期的な取引関係を維持・強化するため	有
	291	321		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)しずおかフィナンシャルグループ	170,000	170,000	金融取引を行っており、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無※
	276	246		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	79,229	28,843	・ 損害保険付保等によるリスク管理を行う上で、安定的な取引関係を維持・強化するため ・ 2024年4月1日を効力発生日とした同社の株式分割後に一部を売却し、保有株式数が50,386株増加しています	無※
	256	235		
三菱瓦斯化学(株)	83,500	83,500	外航海運業における取引先であり、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無
	194	216		
(株)めぶきフィナンシャルグループ	265,590	265,590	金融取引を行っており、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無※
	193	136		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	47,847	15,949	・ 金融取引を行っており、中長期的な取引関係を維持・強化するため ・ 2024年10月1日を効力発生日とした同社の株式分割により保有株式数が31,898株増加しています	無※
	182	142		
(株)池田泉州ホールディングス	350,020	350,020	金融取引を行っており、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無※
	152	138		
三井住友トラストグループ(株)	36,360	42,460	金融取引を行っており、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無※
	135	140		
東北電力(株)	100,000	100,000	外航海運業における取引先であり、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無
	103	120		
ENEOSホールディングス(株)	100,030	158,530	外航海運業における取引先であり、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無
	78	116		
日本冶金工業(株)	17,230	17,230	海運業における取引先として、取引関係を推進するため	有
	72	83		
中越パルプ工業(株)	28,000	28,000	外航海運業における取引先であり、中長期的な取引関係を維持・強化するため	有
	40	54		
(株)りそなホールディングス	18,749	18,749	金融取引を行っており、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無※
	24	18		
双日(株)	6,468	6,468	不動産業における取引先であり、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無
	21	26		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
川崎汽船(株)	900	300	・株主への情報発信や株主総会運営に関する情報収集のため ・2024年4月1日を効力発生日とした同社の株式分割により保有株式数が600株増加しています	無
	2	2		
(株)商船三井	300	300	株主への情報発信や株主総会運営に関する情報収集のため	無
	2	1		
日本郵船(株)	300	300	株主への情報発信や株主総会運営に関する情報収集のため	無
	1	1		

(注) 1 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、保有目的の適切性(例えば、投資先企業との取引その他の関係の維持強化を目的とする場合は、当該関係の維持強化が当社の中長期的な収益拡大・企業価値の向上に資するかどうか等)、経済合理性(当社が資本コストの観点から定める投資基準に照らし、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかどうか等)の観点から、検証しております。

2 「※」は、当該銘柄での当社株式の保有はありませんが、当該銘柄のグループ会社が当社株式を保有していることを確認しております。

③保有目的が純投資目的の投資株式
該当事項はありません。

④保有目的を変更した投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)及び「海運企業財務諸表準則」(昭和29年運輸省告示第431号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び「海運企業財務諸表準則」(昭和29年運輸省告示第431号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入して会計基準の内容又はその変更等についての的確な情報を収集するとともに、会計基準設定主体等の行う各種の研修へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
売上高	※1 137,950	※1 141,866
売上原価	※2 108,667	※2 113,341
売上総利益	29,283	28,525
販売費及び一般管理費	※3 10,220	※3 11,425
営業利益	19,063	17,100
営業外収益		
受取利息	152	139
受取配当金	1,932	1,827
持分法による投資利益	352	313
為替差益	1,495	—
その他	304	453
営業外収益合計	4,235	2,731
営業外費用		
支払利息	1,135	1,234
資金調達費用	169	167
休止資産関連費用	—	※8 449
為替差損	—	488
その他	194	126
営業外費用合計	1,498	2,463
経常利益	21,800	17,368
特別利益		
固定資産売却益	※4 922	※4 939
投資有価証券売却益	537	1,802
受取保険金	51	—
特別利益合計	1,510	2,741
特別損失		
減損損失	※7 2,137	—
固定資産除却損	※5 29	※5 86
固定資産売却損	※6 0	—
固定資産撤去損失引当金繰入額	18	20
特別損失合計	2,185	106
税金等調整前当期純利益	21,126	20,003
法人税、住民税及び事業税	2,041	2,051
法人税等調整額	△757	△423
法人税等合計	1,284	1,627
当期純利益	19,842	18,376
非支配株主に帰属する当期純利益	97	9
親会社株主に帰属する当期純利益	19,745	18,367

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	19,842	18,376
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,820	△1,088
繰延ヘッジ損益	4,051	456
為替換算調整勘定	497	1,450
持分法適用会社に対する持分相当額	33	269
その他の包括利益合計	※1 8,401	※1 1,087
包括利益	28,243	19,463
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	28,175	19,361
非支配株主に係る包括利益	67	102

②【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,092	6,275	85,455	△1,908	102,913
当期変動額					
剰余金の配当			△6,666		△6,666
親会社株主に帰属する当期純利益			19,745		19,745
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	0	13,079	△0	13,078
当期末残高	13,092	6,275	98,533	△1,909	115,991

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	5,171	1,076	1,400	7,647	27	110,587
当期変動額						
剰余金の配当						△6,666
親会社株主に帰属する当期純利益						19,745
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,820	4,063	547	8,431	30	8,461
当期変動額合計	3,820	4,063	547	8,431	30	21,539
当期末残高	8,991	5,139	1,948	16,078	57	132,126

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,092	6,275	98,533	△1,909	115,991
当期変動額					
剰余金の配当			△5,925		△5,925
親会社株主に帰属する当期純利益			18,367		18,367
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	12,442	△1	12,441
当期末残高	13,092	6,275	110,975	△1,910	128,432

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	8,991	5,139	1,948	16,078	57	132,126
当期変動額						
剰余金の配当						△5,925
親会社株主に帰属する当期純利益						18,367
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,088	274	1,809	994	84	1,078
当期変動額合計	△1,088	274	1,809	994	84	13,519
当期末残高	7,903	5,413	3,757	17,072	140	145,645

③【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,878	11,627
受取手形、売掛金及び契約資産	※5 12,858	※5 12,356
貯蔵品	5,340	4,372
商品	138	117
販売用不動産	3	3
繰延及び前払費用	2,828	2,632
その他	7,712	10,032
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	46,757	41,139
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	※3 100,609	※3 94,075
建物及び構築物（純額）	※3 47,784	※3 48,546
土地	※3 41,778	※3 49,569
リース資産（純額）	4,767	1,871
建設仮勘定	10,032	30,297
その他（純額）	494	698
有形固定資産合計	※1 205,463	※1 225,055
無形固定資産		
電話加入権	9	9
その他	3,217	3,654
無形固定資産合計	3,226	3,663
投資その他の資産		
投資有価証券	※2, ※3 26,019	※2, ※3 25,660
長期貸付金	397	964
退職給付に係る資産	546	451
繰延税金資産	—	0
その他	※2 10,821	※2 9,500
投資その他の資産合計	37,783	36,575
固定資産合計	246,472	265,292
資産合計	293,228	306,431

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,257	8,936
短期借入金	※3 33,484	※3 48,578
未払費用	518	529
未払法人税等	1,588	1,222
前受金及び契約負債	※6 3,589	※6 3,237
賞与引当金	606	571
株主優待引当金	41	54
固定資産撤去損失引当金	217	—
リース債務	4,147	1,184
その他	2,262	3,031
流動負債合計	55,707	67,341
固定負債		
長期借入金	※3 85,280	※3 72,076
役員退職慰労引当金	70	56
退職給付に係る負債	709	835
特別修繕引当金	4,450	5,632
環境規制対応引当金	—	54
受入敷金保証金	8,837	8,771
リース債務	790	814
繰延税金負債	5,129	4,694
その他	129	513
固定負債合計	105,395	93,446
負債合計	161,102	160,787
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,092	13,092
資本剰余金	6,275	6,275
利益剰余金	98,533	110,975
自己株式	△1,909	△1,910
株主資本合計	115,991	128,432
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8,991	7,903
繰延ヘッジ損益	5,139	5,413
為替換算調整勘定	1,948	3,757
その他の包括利益累計額合計	16,078	17,072
非支配株主持分	57	140
純資産合計	132,126	145,645
負債純資産合計	293,228	306,431

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	21,126	20,003
減価償却費	13,370	14,116
減損損失	2,137	—
持分法による投資損益 (△は益)	△352	△313
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△268	95
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△85	126
受取利息及び受取配当金	△2,084	△1,966
受取保険金	△51	—
投資有価証券売却損益 (△は益)	△537	△1,802
支払利息	1,135	1,234
有形及び無形固定資産売却損益 (△は益)	△921	△939
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,052	504
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,408	993
仕入債務の増減額 (△は減少)	40	△332
その他	△956	574
小計	30,092	32,294
利息及び配当金の受取額	2,371	1,975
保険金の受取額	51	—
利息の支払額	△1,136	△1,239
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△1,930	△2,301
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,448	30,729
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	△12,020	△34,556
有形及び無形固定資産の売却による収入	999	3,447
投資有価証券の取得による支出	△514	△686
投資有価証券の売却による収入	736	2,136
関係会社出資金の払込による支出	△2,142	△174
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△9,054	—
その他	△13	△953
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22,007	△30,786
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	2,653	11,375
長期借入れによる収入	32,015	16,158
長期借入金の返済による支出	△26,199	△25,963
社債の償還による支出	△5,000	—
自己株式の取得による支出	△1	△1
自己株式の処分による収入	0	—
配当金の支払額	△6,656	△5,916
非支配株主への配当金の支払額	△38	△19
リース債務の返済による支出	△646	△3,960
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,871	△8,325
現金及び現金同等物に係る換算差額	761	122
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	4,332	△8,260
現金及び現金同等物の期首残高	15,521	19,853
現金及び現金同等物の期末残高	※1 19,853	※1 11,593

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

I 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数67社

主要な連結子会社の名称は、「第1 企業の概況」の4 関係会社の状況に記載しているため、省略しております。

新規連結子会社 秋田申川太陽光発電合同会社については、新設により新たに連結の範囲に含めました。

泰邦マリン㈱については、清算により連結の範囲から除外しました。

(2) 子会社のうちIINO UK LTD. 他5社は連結の範囲に含められておりません。

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等のそれぞれは連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。

II 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数8社

主要な持分法適用関連会社の名称は、「第1 企業の概況」の4 関係会社の状況に記載しているため、省略しております。

ENDEAVOUR MARITIME PARTNERS SINGAPORE PTE. LTD. については、新設により新たに持分法適用の範囲に含めました。

(2) 持分法を非適用とした非連結子会社及び関連会社

非連結子会社IINO UK LTD. 他5社及び関連会社IMS PHILIPPINES MARITIME CORP. 他2社は、いずれも小規模であり、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等のそれぞれは、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。

III 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、IKK HOLDING LTD 他22社の決算日は12月31日であり、同日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

当連結会計年度において、連結子会社であるLPG LIBERTY CO., LTD. は、決算日を12月31日から3月31日に変更しました。そのため、当該連結子会社の当連結会計年度における会計期間は15ヶ月となっております。この変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

IV 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

市場価格のない株式等

株式：移動平均法による原価法によっております。

(ロ) 棚卸資産

販売用不動産は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

であり、その他は先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(ハ) デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法(一部の船舶については定率法)を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、次の資産の耐用年数は以下の通りとしております。

鉄骨造の事務所	50年
昇降機・給排水設備・冷凍機・発電機・高圧機器	20年
船舶	15年～20年

(ロ)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

また、定期借地権については、残存期間に基づく定額法を採用しております。

(ハ)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(ニ)特別修繕引当金

船舶の定期検査費用等の支出に備えるため、将来の修繕見積額に基づき計上しております。

(ホ)株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期において発生すると見込まれる額を計上しております。

(ヘ)固定資産撤去損失引当金

撤退することを意思決定した拠点に係る固定資産について、撤去費用の支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

(ト)環境規制対応引当金

環境規制により船舶の航海から生じると見込まれる費用の支出に備えるため、その見積り額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、また、当社の企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金利息
外貨建金銭債務	外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引

(ハ)ヘッジ方針

主として当社の内部規程である「デリバティブ管理規程」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確に

し、当該ヘッジ対象の為替変動リスクあるいはキャッシュ・フロー変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしており、投機目的のための取引は行わない方針であります。

(ニ)ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、為替予約については、外国通貨による決済見込額に対し、通貨種別、金額、履行時期等の重要な条件が同一である為替予約を行っているため、また金利スワップについては、特例処理の要件を満たす金利スワップを行っているため、いずれも有効性の評価は省略しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

(イ)外航海運業、(ロ)内航・近海海運業

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。海運業においては、主として当社が顧客との契約における義務を履行することにつれて、顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益及び費用を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、航海の経過日数によっております（航海日割基準）。取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。取引の対価に重要な金融要素は含まれておりません。船用品の販売等の一部の取引については、一時点で履行義務を充足し収益を認識しております。

なお、当社の役務提供後にその対価が顧客との交渉等によって確定する一部の取引に関しては、当該変動対価の不確実性に鑑みて、認識した収益の累計額の著しい減額が発生しない可能性が高いと合理的に判断できる範囲において、取引価格に反映しております。

(ハ)不動産業

主にリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

(7) 支払利息の処理方法

支払利息については、原則として発生時の費用処理としておりますが、長期かつ金額の重要な事業用資産で、一定の条件に該当するものに限って、建造期間中の支払利息を事業用資産の取得価額に算入しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

(9) グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

外航海運業セグメントに関する船舶等の減損

(1)連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度及び前連結会計年度において、該当事項はありません。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産について減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

当社及び連結子会社は、減損判定における将来キャッシュ・フローの見積りを中期経営計画等に基づき策定しており、一般に入手可能な市場情報を考慮に入れております。

外航海運業の将来キャッシュ・フローの予測には高い不確実性を伴い、これらの見積りは減損の認識判定及び減損損失計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、将来キャッシュ・フローの構成要素の一部と

なお、連結貸借対照表において計上された外航海運業セグメントに関する船舶等の有形固定資産は、前連結会計年度において97,581百万円、当連結会計年度において107,646百万円であります。当連結会計年度より、組織変更に伴い、従来「外航海運業」に含めていた一部船舶について、報告セグメントの区分を「内航・近海海運業」に変更しており、前連結会計年度の外航海運業セグメントに関する船舶等の有形固定資産については、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを記載しております。

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

2028年3月期の期首から適用します。

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 売上原価に計上された引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
賞与引当金繰入額	127百万円	112百万円
退職給付費用	51	177
特別修繕引当金繰入額	4,210	4,339
環境規制対応引当金繰入額	—	48

※3 販売費及び一般管理費のうち主要なもの

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
役員報酬及び従業員給与	3,595百万円	3,864百万円
賞与	1,245	1,047
賞与引当金繰入額	479	459
退職給付費用	△48	422
役員退職慰労引当金繰入額	23	17
株主優待引当金繰入額	41	54
業務委託費	1,611	1,947
減価償却費	352	475
福利厚生費	1,132	1,183

※4 固定資産売却益のうち主要なもの

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
船舶	921百万円	939百万円
その他（有形固定資産）	1	0

※5 固定資産除却損のうち主要なもの

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物及び構築物	7百万円	5百万円
その他（無形固定資産）	1	1
撤去費用	22	80

※6 固定資産売却損のうち主要なもの

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他（有形固定資産）	0百万円	—

※7 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

名称	用途	種類	減損損失 (百万円)
BRACKTON HOUSE（英国ロンドン）	賃貸用建物	建物及び構築物、土地	2,137
合計	—	—	2,137

（経緯）

建物及び構築物並びに土地につきましては、市場価額の著しい下落が認められた資産について、帳簿価額のうち回収可能価額を超過した額を減損損失として特別損失に計上しております。

（グルーピングの方法）

当社グループは原則として船舶、賃貸不動産及び遊休資産等については個別物件ごとに、それ以外の資産については、共用資産としてグルーピングしております。

（回収可能価額の算定方法）

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却見込額によっております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

※8 休止資産関連費用

船舶の売却時期の変更に伴い運航休止期間が生じたため、関連する費用を計上しております。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
減価償却費	—	162百万円
燃料費	—	198
その他の船費	—	88

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	5,827百万円	385百万円
組替調整額	△537	△1,802
法人税等及び税効果調整前	5,289	△1,417
法人税等及び税効果額	△1,469	329
その他有価証券評価差額金	3,820	△1,088
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	8,356	3,500
組替調整額	55	356
資産の取得原価調整額	△2,900	△3,098
法人税等及び税効果調整前	5,512	759
法人税等及び税効果額	△1,461	△302
繰延ヘッジ損益	4,051	456
為替換算調整勘定：		
当期発生額	497	1,450
組替調整額	—	—
為替換算調整勘定	497	1,450
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	33	269
組替調整額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	33	269
その他の包括利益合計	8,401	1,087

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	108,900,000	—	—	108,900,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,095,914	440	50	3,096,304

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加440株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少50株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	4,021	38	2023年3月31日	2023年6月29日
2023年10月31日 取締役会	普通株式	2,645	25	2023年9月30日	2023年11月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,280	31	2024年3月31日	2024年6月27日

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	108,900,000	—	—	108,900,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,096,304	637	—	3,096,941

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加637株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,280	31	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	2,645	25	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,492	33	2025年3月31日	2025年6月27日

(注)1. 上記は2025年6月26日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。

(注)2. 1株当たり配当額には特別配当5円が含まれております。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	118,482百万円	111,004百万円

※2 非連結子会社及び関連会社に対するもの

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
投資有価証券(株式)	3,703百万円	4,877百万円
(うち共同支配企業に対する投資の金額)	(3,541)	(4,811)
その他(出資金)	3,604	3,992
(うち共同支配企業に対する投資の金額)	(3,604)	(3,992)

※3 担保に供している資産及び担保に係る債務

(イ)担保に供している資産

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
船舶	93,427百万円	81,840百万円
建物	38,244	37,144
土地	35,950	36,017
投資有価証券	5,220	5,730
計	172,841	160,730

(注) 担保に供している資産のうち、投資有価証券は出資先の債務に対するものであります。

(ロ)担保に係る債務

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
短期借入金	23,846百万円	28,763百万円
(1年内返済予定の長期借入金)	(23,846)	(28,763)
長期借入金	83,843	63,863
計	107,689	92,626

4 偶発債務

前連結会計年度(2024年3月31日)

(1) 保証債務

MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.	設備資金	277百万円
合計		277

複数の保証人のいる連帯保証については、当社の負担となる金額を記載しております。

(2) 連帯債務

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(1) 保証債務

該当事項はありません。

(2) 連帯債務

該当事項はありません。

※5 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
売掛金	11,059百万円	11,194百万円
契約資産	855	581

※6 前受金及び契約負債のうち、契約負債の金額は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
契約負債	2,456百万円	2,119百万円

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	17,878百万円	11,627百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△25	△34
流動資産「その他」に含まれる有価証券	2,000	—
現金及び現金同等物	19,853	11,593

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び負債

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産の額	4,767百万円	1,871百万円
ファイナンス・リース取引に係る負債の額	4,937	1,998

(リース取引関係)

(借主側)

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として船舶であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「IV 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年以内	5,049	4,377
1年超	9,777	5,882
合計	14,826	10,260

(貸主側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年以内	8,124	8,381
1年超	14,357	7,437
合計	22,481	15,817

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については金融機関からの借入や社債発行による方針です。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの大部分については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。

外貨建ての予定取引は、為替の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部のものについては、個別契約毎にデリバティブ取引(通貨スワップ、為替予約)等を利用してヘッジしております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「(5)重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

また、営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（*1）（百万円）	時価（*1）（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券（*4）	15,958	15,958	—
(2) 長期借入金（*2）	(112,024)	(111,697)	(327)
(3) デリバティブ取引	7,458	7,458	—
(4) 受入敷金保証金	(8,837)	(8,434)	(403)

当連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（*1）（百万円）	時価（*1）（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券（*4）	14,277	14,277	—
(2) 長期借入金（*2）	(102,513)	(101,177)	(1,337)
(3) デリバティブ取引	7,774	7,774	—
(4) 受入敷金保証金	(8,771)	(8,195)	(576)

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) 連結貸借対照表上、短期借入金に含まれている1年内返済予定長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

(*3) 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金及び短期借入金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(*4) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非上場株式等	10,061	11,383

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2024年 3 月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)
現金及び預金	17, 878	—
受取手形、売掛金及び契約資産	12, 858	—

当連結会計年度 (2025年 3 月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)
現金及び預金	11, 627	—
受取手形、売掛金及び契約資産	12, 356	—

2. 短期借入金及び長期借入金の返済予定額

前連結会計年度 (2024年 3 月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
短期借入金	6, 740	—	—	—	—	—
長期借入金	26, 744	8, 325	7, 676	7, 248	7, 043	54, 989
合計	33, 484	8, 325	7, 676	7, 248	7, 043	54, 989

当連結会計年度 (2025年 3 月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
短期借入金	18, 140	—	—	—	—	—
長期借入金	30, 438	7, 518	7, 089	6, 884	6, 333	44, 253
合計	48, 578	7, 518	7, 089	6, 884	6, 333	44, 253

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	15,958	—	—	15,958
デリバティブ取引	—	7,458	—	7,458
資産計	15,958	7,458	—	23,416

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	14,277	—	—	14,277
デリバティブ取引	—	7,774	—	7,774
資産計	14,277	7,774	—	22,051

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	—	111,697	111,697
受入敷金保証金	—	—	8,434	8,434
負債計	—	—	120,131	120,131

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	—	101,177	101,177
受入敷金保証金	—	—	8,195	8,195
負債計	—	—	109,372	109,372

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、レベル1の時価に分類しております。
また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル3の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

受入敷金保証金

将来の返還見込額を同様の新規受入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル3の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	15,958	4,521	11,437
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	15,958	4,521	11,437
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	2,000	2,000	—
	小計	2,000	2,000	—
合計		17,958	6,521	11,437

(注) 1 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 6,359百万円) は、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(注) 2 「連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(3) その他」は、譲渡性預金であります。

当連結会計年度 (2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	14,237	4,103	10,135
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	14,237	4,103	10,135
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	40	43	△3
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	40	43	△3
合計		14,277	4,146	10,131

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 6,506百万円) は、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	736	537	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	736	537	—

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	2,136	1,802	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	2,136	1,802	—

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

なお、減損処理の判定にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（1）通貨関連

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超（百万円）	時価 （百万円）
為替予約等の 原則的処理	為替予約取引				
	買建				
	ドル	未払船価 （予定取引）	52,643	44,335	7,380
	ユーロ		114	—	11
合計			52,757	44,335	7,391

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超（百万円）	時価 （百万円）
為替予約等の 原則的処理	為替予約取引				
	買建				
	ドル	未払船価 （予定取引）	79,009	54,091	7,933
合計			79,009	54,091	7,933

(2) 金利関連

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理	金利スワップ取引	長期借入金	15, 821	5, 347	67
	変動受取・固定支払				
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	30, 987	26, 099	(注)
	変動受取・固定支払				
合計			46, 808	31, 446	67

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理	金利スワップ取引	長期借入金	23, 351	22, 747	△159
	変動受取・固定支払				
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	29, 268	18, 598	(注)
	変動受取・固定支払				
合計			52, 619	41, 345	△159

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、当社は規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

なお、当社及び連結子会社が有する退職一時金制度及び当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の期首残高と期末残高の調整

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の 期首残高 (純額)	517百万円	164百万円
退職給付費用	2	599
退職給付の支払額	△175	△94
制度への拠出額	△181	△284
退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の 期末残高 (純額)	164	385

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,422百万円	2,740百万円
年金資産	△2,712	△2,850
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△290	△110
非積立型制度の退職給付債務	454	495
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	454	495
退職給付に係る資産	△546	△451
退職給付に係る負債	709	835
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	164	385

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	前連結会計年度	2百万円	当連結会計年度	599百万円
----------------	---------	------	---------	--------

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	482百万円	127百万円
退職給付に係る負債	239	287
建替関連損失	5	5
固定資産未実現利益	229	229
役員退職慰労引当金	23	18
賞与引当金	181	173
特別修繕引当金	1,242	1,634
繰延ヘッジ損益	106	2
その他	484	396
繰延税金資産小計	2,991	2,870
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△70	△124
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,589	△318
評価性引当額小計(注)1	△1,659	△441
繰延税金資産合計	1,332	2,429
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3,566	△3,252
繰延ヘッジ損益	△2,192	△2,390
固定資産圧縮積立金	△63	△12
その他	△640	△1,470
繰延税金負債合計	△6,461	△7,123
繰延税金資産(負債)の純額(注)3	△5,129	△4,694

(注) 1. 評価性引当額が1,218百万円減少しております。この減少の主な内容は、繰延税金資産の回収可能性を見直したことにより、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の 繰越欠損金※	—	—	4	—	1	477	482
評価性引当額	—	—	△4	—	△1	△65	△70
繰延税金資産	—	—	—	—	—	412	412

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金482百万円(法定実効税率を乗じた額)について繰延税金資産412百万円を計上しており、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の 繰越欠損金※	—	0	—	1	1	126	127
評価性引当額	—	△0	—	△1	△1	△123	△124
繰延税金資産	—	—	—	—	—	4	4

(※3) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※4) 税務上の繰越欠損金127百万円（法定実効税率を乗じた額）について繰延税金資産4百万円を計上しており、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

(注) 3. 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
固定資産－繰延税金資産	—百万円	0百万円
固定負債－繰延税金負債	△5,129	△4,694

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	29.4%	29.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.6	△0.8
評価性引当額の増減	△12.5	△6.4
特定外国子会社に係る課税対象金額	7.9	1.4
日本船舶による収入金額に係る損金算入額	△16.7	△18.1
連結子会社の適用税率差異	△0.6	△0.0
その他	△1.0	2.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.1	8.1

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を29.4%から30.3%に変更し計算しております。

この変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル(土地を含む)を所有しております。2024年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,072百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)、減損損失は2,137百万円(特別損失に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次の通りであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額			期末時価
	期首残高	期中増減額	期末残高	
賃貸等不動産	82,540	5,568	88,109	196,536

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、主な増加額は新規連結に伴うものであり、主な減少額は減損損失によるものであります。

3. 期末の時価は、以下によっております。

主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル(土地を含む)を所有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,682百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次の通りであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額			期末時価
	期首残高	期中増減額	期末残高	
賃貸等不動産	88,109	6,664	94,773	208,810

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、主な増加額は不動産取得によるものであります。

3. 期末の時価は、以下によっております。

主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）Ⅳ会計方針に関する事項（6）重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	9,426	11,059
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	11,059	11,194
契約資産(期首残高)	1,125	855
契約資産(期末残高)	855	581
契約負債(期首残高)	2,216	2,456
契約負債(期末残高)	2,456	2,119

契約資産は、期末日時点で航海日数が経過しているものの未請求の契約に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客から受け取った未経過の航海日数に係る前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度及び当連結会計年度における期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、それぞれ概ね前連結会計年度及び当連結会計年度に収益を認識しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益（例えば、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は、前連結会計年度において201,036百万円、当連結会計年度において298,737百万円です。

残存履行義務は、期末時点における外航海運業及び内航・近海海運業における数量輸送契約及び特定の船舶を特定の期間特定の顧客に対し供与する定期用船契約等（連続航海用船契約等を含む。以下同じ）により構成されます。これらの契約に係る収益は、為替や運航費等の前提により変動しますが、期末時点における見積りに基づいて集計しております。

なお、不動産業に係る収益並びに外航海運業及び内航・近海海運業における契約形態の1つである裸用船契約に係る収益は、主にリース取引によるものであり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であるため、注記の対象に含めておりません。また、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記の対象に含めておりません。加えて、当期末時点で未締結の契約に関して、当社グループが当該契約締結について確度が高い旨の予測をもっていたとしても注記の対象に含めておりません。

残存履行義務のうち、約半分は概ね5年以内に充足する見込みです。また、一部の定期用船契約等における極めて長期の契約を除いて、概ね15年以内にほとんど全ての残存履行義務を充足する見込みです。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、海運業と不動産業を軸に事業活動を展開しており、更に海運業は外航海運業と内航・近海海運業の2つの事業活動を展開しております。

当社グループの事業活動は、経済的特徴を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「外航海運業」、「内航・近海海運業」及び「不動産業」の3つを報告セグメントとしております。

「外航海運業」は、全世界にわたる水域で原油、石油化学製品、液化天然ガス(LNG)、液化石油ガス(LPG)、発電用石炭、肥料、木材チップ等の海上輸送を行っております。「内航・近海海運業」は、国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス(LNG)、液化石油ガス(LPG)、石油化学ガス等の海上輸送を行っております。「不動産業」は、国内外の賃貸オフィスビルの所有、運営、管理、メンテナンス及びフォトスタジオを中心とした不動産関連事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

「外航海運業」及び「内航・近海海運業」に計上している売上高は、主に顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に重要性はありません。「不動産業」に計上している売上高は、主にリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益です。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度より、組織変更に伴い、従来「外航海運業」に含めていた一部船舶について、報告セグメントの区分を「内航・近海海運業」に変更しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを記載しております。

4. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸 表計上額
	外航 海運業	内航・近海 海運業	不動産業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	114,775	10,278	12,896	137,950	—	137,950
セグメント間の内部売上高 又は振替高	7	—	77	84	△84	—
計	114,782	10,278	12,973	138,034	△84	137,950
セグメント利益	15,104	443	3,516	19,063	—	19,063
セグメント資産	136,088	21,526	100,037	257,651	35,577	293,228
その他の項目						
減価償却費	9,845	1,236	2,289	13,370	—	13,370
持分法適用会社への投資額	3,538	—	3,604	7,143	—	7,143
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	6,664	4,822	9,576	21,062	188	21,250

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸 表計上額
	外航 海運業	内航・近海 海運業	不動産業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	117,499	11,343	13,023	141,866	—	141,866
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2	—	80	81	△81	—
計	117,501	11,343	13,103	141,947	△81	141,866
セグメント利益	13,184	454	3,462	17,100	—	17,100
セグメント資産	143,277	22,262	109,274	274,813	31,618	306,431
その他の項目						
減価償却費	9,795	1,728	2,431	13,953	162	14,116
持分法適用会社への投資額	4,808	—	3,992	8,800	—	8,800
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	22,032	1,413	10,194	33,638	848	34,486

5. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）
前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

売上高	
報告セグメント計	138,034
セグメント間取引消去	△84
連結財務諸表の売上高	137,950

(単位：百万円)

資産	
報告セグメント計	257,651
セグメント間債権の相殺消去	△1,130
全社資産（注）	36,707
連結財務諸表の資産合計	293,228

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金（現預金）及び長期投資資金（投資有価証券）であります。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計	調整額	連結財務諸表計上額
減価償却費	13,370	—	13,370
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	21,062	188	21,250

（注）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の取得価額であります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

売上高	
報告セグメント計	141,947
セグメント間取引消去	△81
連結財務諸表の売上高	141,866

(単位：百万円)

資産	
報告セグメント計	274,813
セグメント間債権の相殺消去	△3,325
全社資産（注）	34,944
連結財務諸表の資産合計	306,431

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金（現預金）及び長期投資資金（投資有価証券）であります。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計	調整額	連結財務諸表計上額
減価償却費	13,953	162	14,116
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	33,638	848	34,486

（注）減価償却費の調整額は、営業外費用に含まれている減価償却費の計上額であります。また、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の取得価額であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	外航海運業	内航・近海海運業	不動産業	合計
外部顧客への売上高	114,775	10,278	12,896	137,950

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	サウジアラビア	その他	合計
37,540	21,449	78,961	137,950

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への外部売上高が連結損益計算書の売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	外航海運業	内航・近海海運業	不動産業	合計
外部顧客への売上高	117,499	11,343	13,023	141,866

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	サウジアラビア	その他	合計
35,343	24,080	82,443	141,866

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への外部売上高が連結損益計算書の売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(固定資産に係る重要な減損損失)

「不動産業」セグメントにおいて、当社の子会社が保有する固定資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当連結会計年度においては2,137百万円であります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	MARTIN ISLAND SHIPPING S. A.	パナマ	10	海運業	(所有) 直接50.0	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る債務保証	277	－	－

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

MARTIN ISLAND SHIPPING S. A. に対する債務保証は設備の購入資金としての融資に対して保証したものです。なお、担保は受け入れていません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	1,248.25円	1,375.24円
1株当たり当期純利益	186.61円	173.60円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	同左

(注) 算定上の基礎は以下の通りであります。

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 2024年3月31日	当連結会計年度 2025年3月31日
連結貸借対照表上の 純資産の部の合計額 (百万円)	132,126	145,645
普通株式に係る純資産額 (百万円)	132,069	145,504
差額の主な内訳 非支配株主持分 (百万円)	57	140
普通株式の発行済株式数 (千株)	108,900	108,900
普通株式の自己株式数 (千株)	3,096	3,097
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数 (千株)	105,804	105,803

2 1株当たり当期純利益金額

項目	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
親会社株主に帰属する 当期純利益金額 (百万円)	19,745	18,367
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益金額 (百万円)	19,745	18,367
普通株式の期中平均株式数 (千株)	105,804	105,803

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	6,740	18,140	1.0	—
1年以内に返済予定の長期借入金	26,744	30,438	1.3	—
1年以内に返済予定のリース債務	4,147	1,184	7.1	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	85,280	72,076	1.0	2026年8月 ～2038年8月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	790	814	4.7	2026年4月 ～2032年4月
合計	123,701	122,652	—	—

(注) 1. 「平均利率」については借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。又、金利スワップを行っている借入金についてはスワップ前の金利を対象としております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	7,518	7,089	6,884	6,333
リース債務	444	145	56	57

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	第1四半期 連結累計期間	中間 連結会計期間	第3四半期 連結累計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	38,167	73,998	108,735	141,866
税金等調整前中間 (当期) (四半期) 純利益 (百万円)	7,984	10,825	16,023	20,003
親会社株主に帰属する中間 (当期) (四半期) 純利益 (百万円)	6,744	9,629	14,181	18,367
1株当たり中間 (当期) (四半期) 純利益 (円)	63.74	91.01	134.03	173.60

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
1株当たり四半期純利益 (円)	63.74	27.27	43.03	39.56

(注) 第1四半期及び第3四半期に係る財務情報に対するレビュー：有 (任意)

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
海運業収益		
貨物運賃	85,025	89,501
貸船料	30,715	30,201
その他海運業収益	159	186
海運業収益合計	115,899	119,889
海運業費用		
運航費		
貨物費	2,304	2,267
燃料費	22,487	24,834
港費	8,213	6,926
その他運航費	1,119	1,505
運航費合計	34,123	35,533
船費		
船員費	674	641
船舶減価償却費	1,900	1,936
その他船費	578	613
船費合計	3,152	3,190
借船料	※1 57,316	※1 59,154
その他海運業費用	2,063	2,484
海運業費用合計	96,654	100,361
海運業利益	19,245	19,528
不動産業収益		
不動産賃貸収入	11,293	11,296
不動産業収益合計	11,293	11,296
不動産業費用		
不動産賃貸原価	6,767	6,818
不動産業費用合計	6,767	6,818
不動産業利益	4,527	4,478
営業総利益	23,772	24,006
販売費及び一般管理費	※2 6,670	※2 7,597
営業利益	17,102	16,409

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
営業外収益		
受取利息	470	774
受取配当金	6,940	2,590
為替差益	1,686	—
その他	380	589
営業外収益合計	※3 9,476	※3 3,953
営業外費用		
支払利息	454	594
資金調達費用	169	103
投資事業組合運用損	6	—
休止資産関連費用	—	※6 447
為替差損	—	9
その他	53	79
営業外費用合計	※4 682	※4 1,233
経常利益	25,896	19,130
特別利益		
投資有価証券売却益	537	1,802
受取保険金	51	—
その他	—	9
特別利益合計	588	1,811
特別損失		
固定資産除却損	※5 28	※5 89
特別損失合計	28	89
税引前当期純利益	26,456	20,851
法人税、住民税及び事業税	1,844	1,806
法人税等調整額	252	393
法人税等合計	2,095	2,199
当期純利益	24,361	18,652

②【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	13,092	6,233	42	6,275	1,125	47	11,000	57,338	69,511
当期変動額									
税率変更による積立金の調整額									
圧縮記帳積立金の取崩						△10		10	—
剰余金の配当								△6,666	△6,666
当期純利益								24,361	24,361
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	0	0	—	△10	—	17,705	17,695
当期末残高	13,092	6,233	42	6,275	1,125	37	11,000	75,043	87,206

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,908	86,969	5,045	44	5,088	92,057
当期変動額						
税率変更による積立金の調整額		—				—
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△6,666				△6,666
当期純利益		24,361				24,361
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			3,689	1,858	5,547	5,547
当期変動額合計	△0	17,695	3,689	1,858	5,547	23,242
当期末残高	△1,909	104,663	8,734	1,902	10,636	115,299

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	13,092	6,233	42	6,275	1,125	37	11,000	75,043	87,206
当期変動額									
税率変更による積立金の調整額						△0		0	－
圧縮記帳積立金の取崩						△10		10	－
剰余金の配当								△5,925	△5,925
当期純利益								18,652	18,652
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△10	－	12,738	12,727
当期末残高	13,092	6,233	42	6,275	1,125	27	11,000	87,781	99,933

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,909	104,663	8,734	1,902	10,636	115,299
当期変動額						
税率変更による積立金の調整額		－				－
圧縮記帳積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△5,925				△5,925
当期純利益		18,652				18,652
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分		－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,065	512	△553	△553
当期変動額合計	△1	12,727	△1,065	512	△553	12,173
当期末残高	△1,910	117,390	7,669	2,414	10,082	127,472

③【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,985	6,741
海運業未収金及び契約資産	10,344	10,521
不動産事業未収入金	824	661
関係会社短期貸付金	25,567	34,592
立替金	964	1,718
販売用不動産	3	3
貯蔵品	4,445	3,436
繰延及び前払費用	1,576	1,412
代理店債権	1,460	1,850
リース債権	※1 316	※1 312
その他	2,522	3,377
流動資産合計	54,006	64,624
固定資産		
有形固定資産		
船舶	33,032	33,837
減価償却累計額	△8,636	△10,572
船舶（純額）	※1 24,396	※1 23,265
建物	68,055	70,692
減価償却累計額	△28,433	△30,526
建物（純額）	※1 39,623	※1 40,166
構築物	1,101	1,151
減価償却累計額	△350	△382
構築物（純額）	751	768
機械及び装置	748	895
減価償却累計額	△363	△395
機械及び装置（純額）	385	500
車両運搬具	2	2
減価償却累計額	△1	△2
車両運搬具（純額）	1	0
器具及び備品	454	543
減価償却累計額	△393	△382
器具及び備品（純額）	62	161
土地	※1 34,784	※1 42,508
建設仮勘定	4,292	11,558
有形固定資産合計	104,293	118,927
無形固定資産		
ソフトウェア	283	295
電話加入権	4	4
借地権	—	0
その他	1	16
無形固定資産合計	288	316

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 21,403	※1 19,896
関係会社株式	※1 12,588	※1 13,069
出資金	25	25
関係会社出資金	1,180	1,181
関係会社長期貸付金	3,352	5,048
長期前払費用	371	506
前払年金費用	546	451
リース債権	1,038	726
その他	2,721	3,347
投資その他の資産合計	43,224	44,250
固定資産合計	147,805	163,493
資産合計	201,811	228,116
負債の部		
流動負債		
海運業未払金	6,132	5,522
不動産事業未払金	621	863
短期借入金	7,715	21,615
1年内返済予定の長期借入金	※1 11,320	※1 14,018
未払金	258	321
未払費用	217	381
未払法人税等	1,431	939
前受金及び契約負債	3,265	3,051
賞与引当金	522	440
株主優待引当金	41	54
預り金	1,253	1,867
その他	182	486
流動負債合計	32,958	49,557
固定負債		
長期借入金	※1 40,952	※1 38,042
退職給付引当金	56	100
環境規制対応引当金	—	54
繰延税金負債	3,735	4,071
受入敷金保証金	8,802	8,733
その他	9	87
固定負債合計	53,555	51,088
負債合計	86,512	100,644

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,092	13,092
資本剰余金		
資本準備金	6,233	6,233
その他資本剰余金	42	42
資本剰余金合計	6,275	6,275
利益剰余金		
利益準備金	1,125	1,125
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	37	27
別途積立金	11,000	11,000
繰越利益剰余金	75,043	87,781
利益剰余金合計	87,206	99,933
自己株式	△1,909	△1,910
株主資本合計	104,663	117,390
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,734	7,669
繰延ヘッジ損益	1,902	2,414
評価・換算差額等合計	10,636	10,082
純資産合計	115,299	127,472
負債純資産合計	201,811	228,116

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

市場価格のない株式等

株式：移動平均法による原価法によっております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、次の資産の耐用年数は以下の通りとしております。

鉄骨造の事務所	50年
昇降機・給排水設備・冷凍機・発電機・高圧機器	20年
船舶	15年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

また、定期借地権については、残存期間に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額及び年金資産額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、また企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期において発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 環境規制対応引当金

環境規制により船舶の航海から生じると見込まれる費用の支出に備えるため、その見積り額を計上しております。

6 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

外航海運業及び内航・近海海運業

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。海運業においては、主として当社が顧客との契約における義務を履行することから、顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益及び費用を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、航海の経過日数によっております（航海日割基準）。取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。取引の対価に重要な金融要素は含まれておりません。船用品の販売等の一部の取引については、一時点で履行義務を充足し収益を認識しております。

なお、当社の役務提供後にその対価が顧客との交渉等によって確定する一部の取引に関しては、当該変動対価の不確実性に鑑みて、認識した収益の累計額の著しい減額が発生しない可能性が高いと合理的に判断できる範囲において、取引価格に反映しております。

不動産業

主にリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

7 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金利息
外貨建金銭債務	外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

主として当社の内部規程である「デリバティブ管理規程」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスクあるいはキャッシュ・フロー変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしており、投機目的のための取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、為替予約については、外国通貨による決済見込額に対し、通貨種別、金額、履行時期等の重要な条件が同一である為替予約を行っているため、また金利スワップについては、特例処理の要件を満たす金利スワップを行っているため、いずれも有効性の評価は省略しております。

8 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

外航海運業に関する船舶等の減損

(1)財務諸表に計上した金額

当事業年度及び前事業年度において、該当事項はありません。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産について減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

当社は、減損判定における将来キャッシュ・フローの見積りを中期経営計画等に基づき策定しており、一般に入手可能な市場情報を考慮に入れております。

外航海運業の将来キャッシュ・フローの予測には高い不確実性を伴い、これらの見積りは減損の認識判定及び減損損失計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、将来キャッシュ・フローの構成要素の一部となる正味売却価額については観察可能な市場価額が存在しないことがあり、その場合には類似船型の船舶の売買事例を考慮に入れております。

なお、貸借対照表において計上された外航海運業に関する船舶等の有形固定資産は、前事業年度において28,682百万円、当事業年度において34,804百万円であります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

(損益計算書関係)

※1 関係会社に係る営業費用

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
借船料	39,284百万円	39,834百万円

※2 販売費及び一般管理費の表示

販売費及び一般管理費のうち、販売費に属する費用の割合は軽微であります。

なお、主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
役員報酬	292百万円	293百万円
従業員給与	758	951
賞与引当金繰入額	395	328
株主優待引当金繰入額	41	54
退職給付費用	△125	325
業務委託費	2,593	2,776
減価償却費	185	291
福利厚生費	606	648

※3 関係会社に係る営業外収益

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
受取利息	469百万円	769百万円
受取配当金	5,021	848
上記以外の営業外収益の合計	313	303

※4 関係会社に係る営業外費用

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
休止資産関連費用	一百万円	249百万円

※5 固定資産除却損のうち主要なもの

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	7百万円	5百万円
撤去費用	22	84

※6 休止資産関連費用

取引先（連結子会社）における船舶の売却時期の変更に伴い、運航休止期間が生じたため、関連する費用を計上しております。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
借船料	—	249百万円
燃料費	—	198

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(イ) 担保に供している資産

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
船舶	24,396百万円	21,732百万円
建物	37,094	35,905
土地	28,011	28,011
投資有価証券	3,488	3,444
関係会社株式	2,092	2,092
リース債権	579	425
計	95,659	91,608

(注) 担保に供している資産のうち、投資有価証券及び関係会社株式は出資先の債務に対するものであります。

(ロ) 担保に係る債務

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
1 年内返済予定の長期借入金	8,395百万円	9,643百万円
長期借入金	36,815	29,830
計	45,210	39,473

2 偶発債務

前事業年度(2024年 3 月 31 日)

(1) 保証債務

会社名	用途	
LPG LIBERTY CO., LTD.	設備資金	7,222百万円
LPG EDELWEISS PANAMA S. A.	〃	7,220
NEW STAR TANKERS S. A.	〃	6,408
JASMINE TRANSPORTATION S. A.	〃	5,200
LPG DAWN PANAMA S. A.	〃	4,072
イイノガストランスポート(株)	〃	3,199
LPG SUNSHINE PANAMA S. A.	〃	3,042
METHANE NAVIGATION S. A.	〃	3,007
SPICA SHIPHOLDING CO., LTD.	〃	2,988
PERSEUS TANKERS S. A.	〃	2,938
LPG NADESHIKO PANAMA S. A.	〃	2,268
CASSIOPEIA TANKERS S. A.	〃	2,248
UNTA CARRIERS PTE. LTD.	〃	2,191
SKYLINE SHIPHOLDING S. A.	〃	1,894
KP LINES S. A.	〃	1,657
SERENE SEA NAVIGATION S. A.	〃	1,597
HOPEFUL VOYAGE NAVIGATION S. A.	〃	1,557
COBALT BLUE SHIPPING S. A.	〃	801
MARTIN ISLAND SHIPPING S. A.	〃	277
合計		59,785

(2) 連帯債務

該当事項はありません。

当事業年度(2025年3月31日)

(1) 保証債務

会社名	用途	
LPG EDELWEISS PANAMA S. A.	設備資金	6,840百万円
LPG LIBERTY CO., LTD.	〃	6,820
NEW STAR TANKERS S. A.	〃	5,974
JASMINE TRANSPORTATION S. A	〃	4,940
イイノガストランスポート(株)	〃	3,736
LPG DAWN PANAMA S. A.	〃	3,733
SPICA SHIPHOLDING CO., LTD.	〃	2,744
LPG SUNSHINE PANAMA S. A.	〃	2,704
PERSEUS TANKERS S. A.	〃	2,693
ORCHESTRA NAVIGATION CO., LTD.	〃	2,668
LPG NADESHIKO PANAMA S. A.	〃	2,016
CASSIOPEIA TANKERS S. A.	〃	2,012
SKYLINE SHIPHOLDING S. A	〃	1,623
UNTA CARRIERS PTE. LTD.	〃	1,589
SERENE SEA NAVIGATION S. A.	〃	1,303
HOPEFUL VOYAGE NAVIGATION S. A.	〃	1,274
合計		52,668

(2) 連帯債務

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,646	9,646
関連会社株式	2,941	3,423

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
建替関連損失	5百万円	5百万円
投資有価証券評価損	247	237
賞与引当金	153	129
税務上の繰越欠損金	409	4
繰延ヘッジ損益	0	2
その他	128	129
繰延税金資産小計	943	506
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△257	△240
評価性引当額小計	△258	△240
繰延税金資産合計	686	266
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△16	△12
その他有価証券評価差額金	△3,453	△3,145
繰延ヘッジ損益	△792	△1,044
その他	△160	△137
繰延税金負債合計	△4,421	△4,337
繰延税金負債の純額	△3,735	△4,071

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	29.4%	29.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.3	△2.1
評価性引当額の増減	△7.8	△0.1
特定外国子会社等に係る課税対象金額	6.3	1.4
日本船舶による収入金額に係る損金算入額	△13.4	△17.4
その他	△0.5	△0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.9	10.5

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を29.4%から30.3%に変更し計算しております。

この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【海運業収益及び費用明細表】

区別	要目		金額(百万円) (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
海運業収益	外航	運賃	89,501
		貸船料	30,201
		計	119,702
	内航	運賃	—
		貸船料	—
		計	—
	他船取扱手数料		14
	その他		172
	合計		119,889
海運業費用	外航	運航費	35,533
		船費	3,190
		借船料	59,154
		計	97,876
	内航	運航費	—
		船費	—
		借船料	—
		計	—
	その他		2,484
	合計		100,361
海運業利益		19,528	

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資 有価証券	その他 有価証券	高砂熱学工業(株)	385,000	2,138
		みずほリース(株)	1,665,000	1,737
		電源開発(株)	589,780	1,493
		東ソー(株)	700,150	1,438
		日本ゼオン(株)	862,000	1,289
		Northern LNG Transport Co., II LTD.	7,400,092	1,094
		トーア再保険(株)	1,476,000	956
		Peninsula LNG Transport No.4 LTD.	2,868,671	865
		中国塗料(株)	350,900	741
		東京海上ホールディングス(株)	126,000	723
		中央日本土地建物グループ(株)	24,000	624
		出光興産(株)	570,000	600
		住友不動産(株)	104,000	582
		DOWAホールディングス(株)	115,500	535
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	202,570	407
		北海道瓦斯(株)	648,000	328
		東京瓦斯(株)	61,198	291
		(株)しずおかフィナンシャルグループ	170,000	276
		MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	79,229	256
		日本アラビアメタノール(株)	15,000	225
		三菱瓦斯化学(株)	83,500	194
		J5 Nakilat No.3 LTD.	1,291,200	193
		(株)めぶきフィナンシャルグループ	265,590	193
		J5 Nakilat No.1 LTD.	1,281,600	192
		J5 Nakilat No.7 LTD.	1,248,000	187
		J5 Nakilat No.6 LTD.	1,238,400	185
		J5 Nakilat No.4 LTD.	1,233,600	184
		J5 Nakilat No.8 LTD.	1,219,200	182
		(株)三井住友フィナンシャルグループ	47,847	182
		J5 Nakilat No.2 LTD.	1,214,400	182
		J5 Nakilat No.5 LTD.	1,204,800	180
		(株)池田泉州ホールディングス	350,020	152
		J A三井リース(株)	63,000	149
		Trail Mix Ventures FUND, III LP	—	137
		三井住友トラストグループ(株)	36,360	135
		東北電力(株) 他38社	867,662	672
計			30,058,269	19,896

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
船舶	33,032	806	—	33,837	10,572	1,936	23,265
建物	68,055	2,861	224	70,692	30,526	2,310	40,166
構築物	1,101	50	—	1,151	382	33	768
機械及び装置	748	159	12	895	395	44	500
車両運搬具	2	0	—	2	2	1	0
器具及び備品	454	170	82	543	382	17	161
土地	34,784	7,724	—	42,508	—	—	42,508
建設仮勘定	4,292	8,754	1,488	11,558	—	—	11,558
有形固定資産計	142,468	20,525	1,807	161,186	42,259	4,341	118,927
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	2,088	1,793	43	295
電話加入権	—	—	—	4	—	—	4
借地権	—	—	—	0	0	0	0
その他	—	—	—	18	2	0	16
無形固定資産計	—	—	—	2,110	1,795	43	316
長期前払費用	687	230	—	918	411	95	506

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次の通りであります。

建物	取得	2,861百万円
土地	取得	7,724百万円
建設仮勘定	船舶	8,754百万円

- 2 無形固定資産の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	522	440	522	—	440
株主優待引当金	41	54	41	—	54
環境規制対応引当金	—	54	—	—	54

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

記載すべき事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで														
定時株主総会	6月中														
基準日	3月31日														
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日														
1単元の株式数	100株														
単元未満株式の買取り及び買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取及び買増手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 _____ 無料														
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次の通りです。 https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/stock/publicnotice.html														
株主に対する特典	1. 対象株主 毎年3月末日時点の株主名簿に記載された当社株式500株以上保有の株主 2. 株主優待（2025年3月末基準日）の内容 1) 商品カタログ 保有株式数と継続保有期間※1に応じて、以下の「株主優待ポイント」を進呈。ポイントを利用して優待商品カタログの中から好きな商品への交換、または社会貢献活動への寄付※2が可能。 株主優待ポイント表（1ポイント=1円相当） <table><tr><td>保有株式数</td><td>継続保有期間</td><td>進呈ポイント数</td></tr><tr><td>500株以上</td><td>1年未満</td><td>2,000ポイント</td></tr><tr><td>1,000株未満</td><td>1年以上</td><td>3,000ポイント</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000株以上</td><td>1年未満</td><td>4,000ポイント</td></tr><tr><td>1年以上</td><td>8,000ポイント（複数選択可能）</td></tr></table> ※1 継続保有期間1年以上とは、株主優待割り当て基準日である3月末日時点の株主名簿を含む、過去の3月末日および9月末日時点の株主名簿へ同一株主番号で3回連続して記載されることとし、かつ、その期間中の株主名簿への保有記録が500株または1,000株を一度も下回らない場合を、それぞれ500株以上または1,000株以上として判定します。なお、相続や株主名簿からの除籍等により株主番号が変更になった場合は、その直後の基準日から起算といたします。 ※2 株主様からお預かりした金額と同額を当社からも寄付いたします。 2) 抽選優待 A. イイノホール（東京都）で開催予定の落語公演へ25組50名様をご招待 B. イイノホール（東京都）で開催予定の講演会へ5組10名様をご招待 C. 当社オリジナル商品（今治タオル2枚セット）を100名様に贈呈 ※ ご応募は、株主様一名につきいずれか一回のみとなります。抽選優待への応募の有無に関わらず、カタログギフト商品を申込みいただけます。	保有株式数	継続保有期間	進呈ポイント数	500株以上	1年未満	2,000ポイント	1,000株未満	1年以上	3,000ポイント	1,000株以上	1年未満	4,000ポイント	1年以上	8,000ポイント（複数選択可能）
保有株式数	継続保有期間	進呈ポイント数													
500株以上	1年未満	2,000ポイント													
1,000株未満	1年以上	3,000ポイント													
1,000株以上	1年未満	4,000ポイント													
	1年以上	8,000ポイント（複数選択可能）													

（注）当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第133期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月26日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第134期中）（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月8日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2024年4月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書である。

2024年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書である。

(5) 発行登録書（社債）

2024年7月25日関東財務局長に提出

(6) 発行登録書（新株予約権証券）

2024年6月28日関東財務局長に提出

(7) 訂正発行登録書

該当無し

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月25日

飯野海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田俊之
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細井友美子
--------------------	-------	-------

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている飯野海運株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結貸借対照表、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

外航海運業に関する固定資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、飯野海運株式会社の連結貸借対照表において、外航海運業セグメントに関する船舶等の有形固定資産107,646百万円が計上されており、総資産の35.1%を占めている。 これらの固定資産は規則的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。 外航海運業においては、海上輸送量の増減、競争の激化、船腹需給の変動等により、運賃が大きく変動するため将来の運賃の予測には高い不確実性を伴う。また、将来キャッシュ・フローの構成要素の一部となる正味売却価額については観察可能な市場価額が存在しないことがあり、その場合には類似船型の船舶の売買事例を参考に合理的に算定された価額を見積もっている。このため、経営者による判断が減損損失の認識の要否の判定及び回収可能価額の算定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。 以上から、当監査法人は、外航海運業に関する固定資産の評価に対する判断が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、外航海運業に関する固定資産の評価に対する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 固定資産の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 (2) 将来キャッシュ・フローの見積りの適切性の検討及び合理性の評価 将来キャッシュ・フローの見積りにあたって採用された主要な仮定である将来の運賃予測の適切性を検討及び正味売却価額の合理性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問するとともに、主に以下の手続を実施した。 ・将来の運賃について、過去の運賃との比較や第三者機関が発行する報告書等により、その適切性を検討した。 ・正味売却価額について、外部データによる類似船型の売買事例における取引価格から算定するにあたり考慮した内容を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、飯野海運株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、飯野海運株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １． 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２． X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

飯野海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田俊之
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細井友美子
--------------------	-------	-------

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている飯野海運株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第134期事業年度の財務諸表、すなわち、損益計算書、株主資本等変動計算書、貸借対照表、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、飯野海運株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

外航海運業に関する固定資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、飯野海運株式会社の貸借対照表において、外航海運業に関する船舶等の有形固定資産34,804百万円が計上されており、総資産の15.3%を占めている。 これらの固定資産は規則的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。 外航海運業においては、海上輸送量の増減、競争の激化、船腹需給の変動等により、運賃が大きく変動するため将来の運賃の予測には高い不確実性を伴う。また、将来キャッシュ・フローの構成要素の一部となる正味売却価額については観察可能な市場価額が存在しないことがあり、その場合には類似船型の船舶の売買事例を参考に合理的に算定された価額を見積もっている。このため、経営者による判断が減損損失の認識の要否の判定及び回収可能価額の算定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。 以上から、当監査法人は、外航海運業に関する固定資産の評価に対する判断が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、外航海運業に関する固定資産の評価に対する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 固定資産の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 (2) 将来キャッシュ・フローの見積りの適切性の検討及び合理性の評価 将来キャッシュ・フローの見積りにあたって採用された主要な仮定である将来の運賃予測の適切性を検討及び正味売却価額の合理性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問するとともに、主に以下の手続を実施した。 ・将来の運賃について、過去の運賃との比較や第三者機関が発行する報告書等により、その適切性を検討した。 ・正味売却価額について、外部データによる類似船型の売買事例における取引価格から算定するにあたり考慮した内容を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月25日
【会社名】	飯野海運株式会社
【英訳名】	IINO KAIUN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 大 谷 祐 介
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 社長執行役員 大谷祐介は、当社の第134期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月25日
【会社名】	飯野海運株式会社
【英訳名】	IINO KAIUN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 大 谷 祐 介
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 社長執行役員 大谷祐介は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合等があり、固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長 社長執行役員 大谷祐介は、2025年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価の対象といたしました。

財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、財務報告に及ぼす影響が僅少な事業拠点以外を評価の対象とし、評価対象となる内部統制全体を適切に理解及び分析した上で、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは船舶の運航及び用船並びに不動産の賃貸を主たる事業としており、売上高が事業の規模を表すため、連結売上高を選定指標として用いました。また、全社的な内部統制の評価結果を踏まえて、連結売上高の金額が大きい事業拠点から合算していき、概ね2/3に達している事業拠点を重要な事業拠点といたしました。重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わり、かつ収益獲得活動そのものに関連する勘定科目である「売上高」「売上原価」「売掛金」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、見積りや予測を伴う重要な勘定科目である「減損損失」等に至る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案し、重要性の大きいプロセスとして、個別に評価の対象に追加いたしました。評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長 社長執行役員 大谷祐介は、2025年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。